

これまでの議論の整理  
に係る参考資料

# これまでの21年間の対象者、利用者の増加

○介護保険制度は、制度創設以来21年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.7倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.4倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

## ①65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2021年3月末	
第1号被保険者数	2,165万人	⇒	3,579万人	1.7倍

## ②要介護（要支援）認定者の増加

	2000年4月末		2021年3月末	
認定者数	218万人	⇒	682万人	3.1倍

## ③サービス利用者の増加

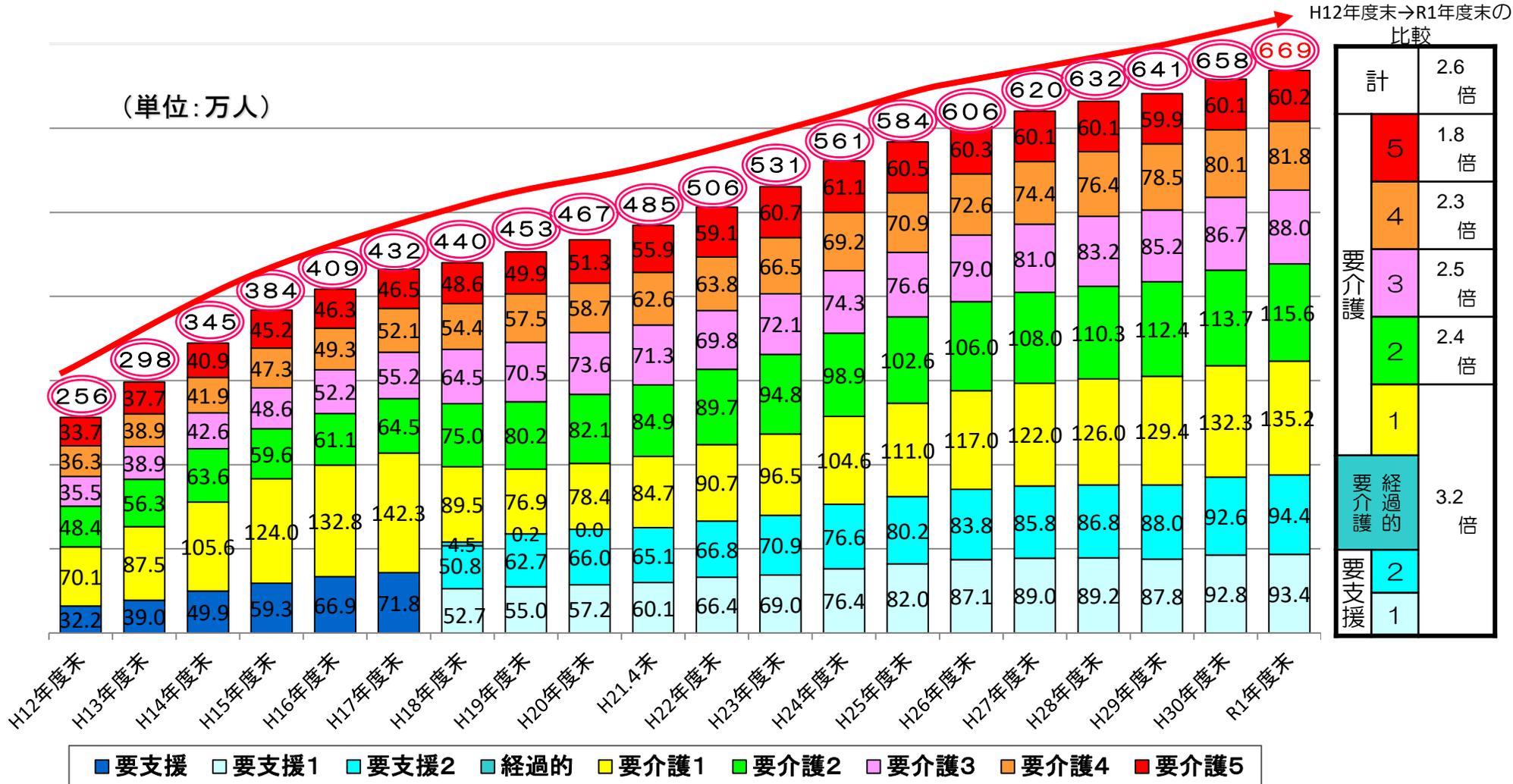
	2000年4月		2021年3月	
在宅サービス利用者数	97万人	⇒	399万人	4.1倍
施設サービス利用者数	52万人	⇒	96万人	1.8倍
地域密着型サービス利用者数	—		88万人	
計	149万人	⇒	509万人※	3.4倍

（出典：介護保険事業状況報告令和3年3月及び5月月報）

※ 居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型サービス、複合型サービスを足し合わせたもの、並びに、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、及び認知症対応型共同生活介護の合計。在宅サービス利用者数、施設サービス利用者数及び地域密着型サービス利用者数を合計した、延べ利用者数は583万人。

# 要介護度別認定者数の推移

要介護(要支援)の認定者数は、令和元年度末現在669万人で、この20年間で約2.6倍に。  
このうち軽度の認定者数の増が大きい。



【出典】介護保険事業状況報告

注) H22年度末の数値には、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、双葉町、新地町は含まれていない。

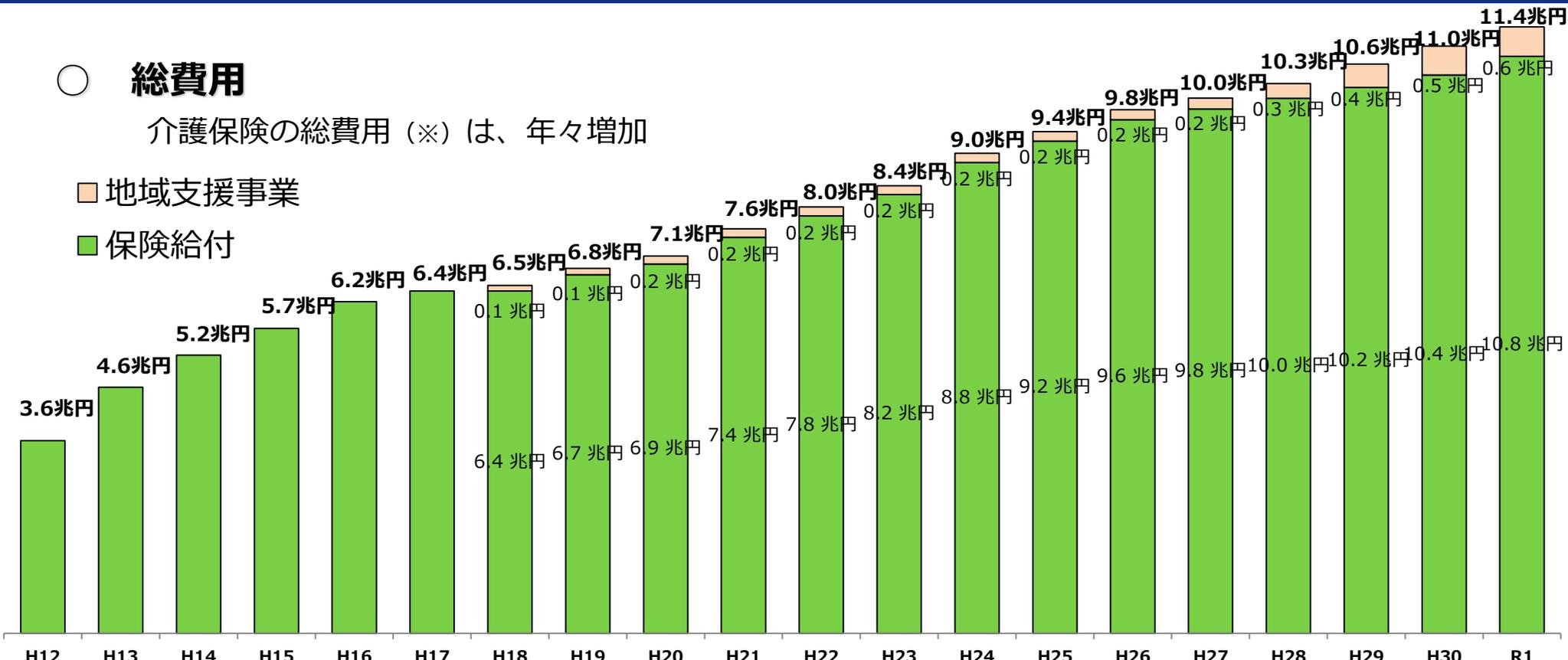
# 介護費用と保険料の推移

## ○ 総費用

介護保険の総費用（※）は、年々増加

■ 地域支援事業

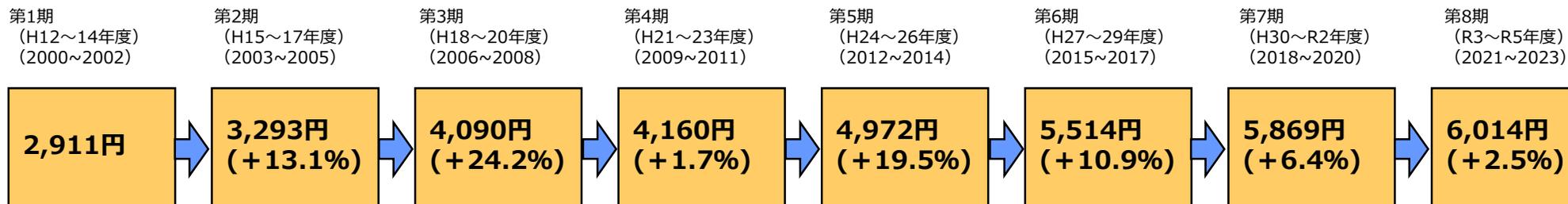
■ 保険給付



※1 介護保険に係る事務コストや人件費などは含まない（地方交付税により措置されている）。

※2 地域支援事業の利用者負担は含まない。

## ○ 65歳以上が支払う保険料〔全国平均（月額・加重平均）〕



## Ⅲ （福祉用具の安全な利用の促進）

福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市町村等においてどのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、関係省庁及び関係団体と連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、Ⅱ 6 ①（介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化）アの取組を踏まえながら、更なる効果的な取組について、今後検討していくべきある。また、福祉用具専門相談員の更なる質の向上の観点から、福祉用具の事故防止に資する情報を基に、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラム等の必要な見直しを検討していくべきである。

## Ⅲ （福祉用具貸与・販売種目の在り方）

介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討していくべきである。

- **福祉用具貸与について**、貸与に係る給付費に加え、**毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントにも給付費がかかることから、購入する場合に比して多額の費用**を要している。
- また、予算執行調査において、**福祉用具貸与のみを内容とするケアプラン**が約6%を占め、その内容として歩行補助杖等**廉価な品目が約7割を占めている**ことが確認されている。
- そこで、歩行補助杖などの**廉価な福祉用具については**、保険給付による貸与から**販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用を不要**とすることが考えられる（なお、要介護認定を更新する際や、利用者が地域包括支援センター等に相談する際など、必要に応じて状態を把握・評価すること等が考えられる）。
- 具体的には、軽度者も使うことを想定し、**要介護度に関係なく給付対象となっている品目（歩行補助杖、歩行器、手すり等）について、貸与ではなく販売とすべき**。販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて販売時に評価することとしてはどうか。

(注) 日本と同様に、福祉用具の貸与・販売の仕組みがある韓国では、歩行補助杖・歩行器・手すりは、貸与でなく「販売」としている。

(例) 歩行補助つえを3年間使用する場合(1割負担の者)

販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円／月

購入する場合

**自己負担：約10,000円**

自己負担：約5,400円  
(約150円×36月)

貸与に係る給付費：約48,600円  
(約1,350円×36月)

**ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費：  
約360,000円(約10,000円×36月)**

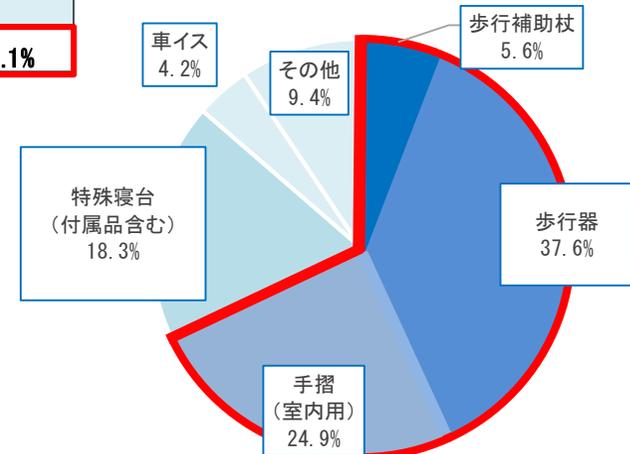
**総額：約414,000円**

福祉用具貸与

#### ◆ 福祉用具貸与のみのケアプランについて

- ケアプランの内容を調査した2020年度予算執行調査によれば、**福祉用具貸与のみを内容とするケアプランは全体の6.1%**を占めている。
- このうち、1年間同じケアプランにおける具体的な品目の内訳は、**歩行補助杖・歩行器・手すり等の廉価な品目が約7割を占める**。

総計	福祉用具貸与のみの ケアプラン
12,603	772 <b>6.1%</b>



**購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している**

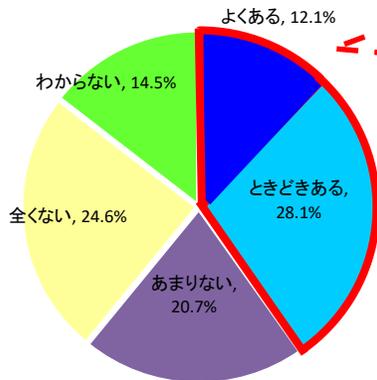
# ケアマネジメントのあり方の見直し

- 制度創設時、ケアプラン作成は「高齢者の自立を支援し、適切なサービスを確保するため、…そのニーズを適切に把握したうえで、ケアプランを作成し、実際のサービス利用につなぐもの」とされた(「高齢者介護保険制度の創設について」(1996))。また、介護保険サービスの利用にあたっては一定の利用者負担を求めているが、**居宅介護支援(ケアマネジメント)については、要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から、利用者負担をとらないこととされた。**  
 しかしながら、介護保険制度創設から約20年が経ち、**サービス利用が定着し、他のサービスでは利用者負担があることも踏まえれば、利用者負担を導入することが自然。**
- また、ケアマネ(居宅介護支援)事業所の約9割が他の介護サービス事業所に併設しており、「法人・上司からの圧力により、自法人のサービス利用を求められた」という経験を見聞きしたケアマネジャーが約4割いるなど、サービス提供に**公正中立性の問題が存在。**更に、ケアマネジャーは、インフォーマルサービスだけでなく、介護保険サービスをケアプランに入れなければ報酬を受け取れないため、「**介護報酬算定のため、必要のない福祉用具貸与等によりプランを作成した**」ケアマネジャーが一定数いることが確認されている。  
**利用者負担を導入し、利用者が自己負担を通じてケアプランに関心を持つ仕組みとすることにより、ケアマネジャーのサービスのチェックと質の向上にも資する。**
- また、福祉用具の貸与のみを行うケースについては報酬の引下げを行う等、**サービスの内容に応じた報酬体系とすることも必要。**

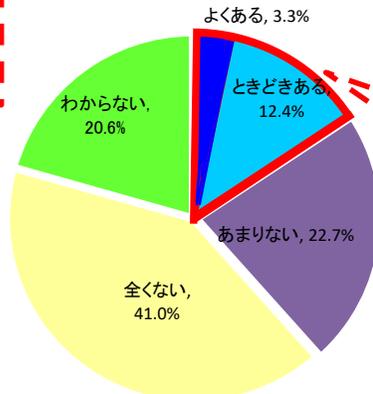
## ◆ケアマネジャーに聞いた「過去1年間に以下のような経験をしているケアマネジャーについて見たり聞いたりしたことがあるか」

法人・上司からの圧力により、自法人のサービス利用を求められた

本来であればフォーマルサービスは不要と考えていたが、介護報酬算定のため、必要のない福祉用具貸与等によりプランを作成した



約4割



約15%

(例) 歩行補助つえを3年間使用する場合(1割負担の者)  
 販売価格: 約1万円    レンタル価格: 約1,500円/月

購入する場合

**自己負担: 約10,000円**

自己負担: 約5,400円  
 (約150円×36月)

貸与に係る給付費: 約48,600円  
 (約1,350円×36月)

**ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費:  
 約360,000円(約10,000円×36月)**

**総額: 約414,000円**

**購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している**

※令和2年度予算執行調査によれば、福祉用具貸与のみのケアプランの割合は6.1%

# 経済財政諮問会議「新経済・財政再生計画 改革工程表 (令和3年12月23日) (抜粋)

## 社会保障 4. 給付と負担の見直し

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
-	-	<p>62. 介護の軽度者への生活援助サービス・福祉用具貸与に関する給付の在り方等について検討</p> <p>a. 介護の軽度者への生活援助サービス等の地域支援事業への移行を含めた方策について、2019年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。</p> <p>b. 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、速やかに必要な対応を検討。</p> <p>c. 福祉用具貸与の在り方について、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目について、貸与ではなく販売とするなど、2020年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、引き続き必要な対応を検討。 《厚生労働省》</p>	→		
-	-	<p>63. 医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しを検討</p> <p>a. 医療における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、現役との均衡の観点から、2020年の関係審議会のとりまとめを踏まえ関係審議会等において、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することに留意しつつ、引き続き検討。</p> <p>b. 現役との均衡の観点から介護保険における「現役並み所得」(利用者負担割合を3割とする所得基準)等の判断基準の見直しについては、2019年度の関係審議会における審議結果も踏まえ、利用者への影響等を考慮しながら、第9期介護保険事業計画期間に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討。 《厚生労働省》</p>	→		

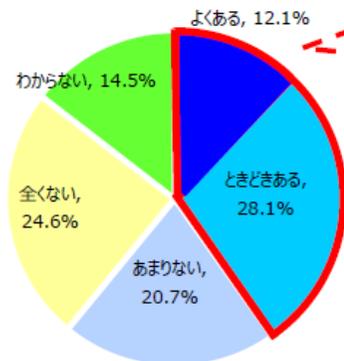
## ケアマネジメントの利用者負担の導入等

- **居宅介護支援（ケアマネジメント）**については、要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から、利用者負担をとらない例外的取扱いがなされてきた。  
しかしながら、介護保険制度創設から20年を超え、サービス利用が定着し、他のサービスでは利用者負担があることも踏まえれば、利用者負担を導入することは当然である。
- そもそも、制度創設時、ケアプラン作成は「高齢者の自立を支援し、適切なサービスを確保するため、…そのニーズを適切に把握したうえで、ケアプランを作成し、実際のサービス利用につなぐもの」とされていたが、その趣旨にそぐわない実情も見られる。具体的には、ケアマネ（居宅介護支援）事業所の約9割が他の介護サービス事業所に併設しており、「法人・上司からの圧力により、自法人のサービス利用を求められた」という経験を見聞きしたケアマネジャーが約4割いるなど、サービス提供に公正中立性の問題が存在することが窺える。さらに、ケアマネジャーは、インフォーマルサービスだけでなく、介護保険サービスをケアプランに入れなければ報酬を受け取れないため、「介護報酬算定のため、必要のない福祉用具貸与等によりプランを作成した」ケアマネジャーが一定数いることが確認されている。
- 利用者が自己負担を通じてケアプランに関心を持つ仕組みとすることは、ケアマネジャーのサービスのチェックと質の向上にも資することから、**第9期介護保険事業計画期間から、ケアマネジメントに利用者負担を導入すべきである。**
- また、福祉用具の貸与のみを行うケースについては報酬の引下げを行うなどサービスの内容に応じた報酬体系とすることも、あわせて令和6年度（2024年度）報酬改定において実現すべきである。

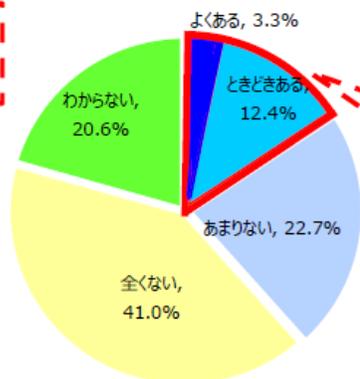
### ◆ケアマネジャーに聞いた「過去1年間に以下のような経験をしているケアマネジャーについて見たり聞いたりしたことがあるか」

法人・上司からの圧力により、自法人のサービス利用を求められた

本来であればフォーマルサービスは不要と考えていたが、介護報酬算定のため、必要のない福祉用具貸与等によりプランを作成した



約4割



約15%

(例) 歩行補助つえを3年間使用する場合（1割負担の者）  
販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円/月

購入する場合

総額：約10,000円  
(自己負担：約1,000円)

福祉用具貸与

自己負担：約5,400円  
(約150円×36月)  
貸与に係る給付費：約48,600円  
(約1,350円×36月)  
ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費：  
約360,000円  
(約10,000円×36月)

総額：約414,000円

**購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している**

(出所) 「ケアマネジメントの公正中立性を確保するための取組や質に関する指標のあり方に関する調査研究報告書」

※令和2年度予算執行調査によれば、福祉用具貸与のみのケアプランの割合は6.1%

# 福祉用具関係参考資料

# 介護保険における福祉用具

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、居宅要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

## 対象種目

### 【福祉用具貸与】<原則>

- ・ 車いす(付属品含む)
- ・ 特殊寝台(付属品含む)
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・ 自動排泄処理装置

### 【特定福祉用具販売】<例外>

- ・ 腰掛便座
  - ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
  - ・ 排泄予測支援機器
  - ・ 入浴補助用具(※)
  - ・ 簡易浴槽
  - ・ 移動用リフトのつり具の部分
- (※)入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)

## 【給付制度の概要】

### ① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

### ② 販売種目

貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

### ③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付（原則9割、所得に応じて8割・7割支給）する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定(※)を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」(正規分布の場合の上位約16%)に相当する。

# 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(平成10年8月24日))

## 介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの(例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの(例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの(一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

## 居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
  1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの(入浴・排泄関連用具)
  2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの(つり上げ式リフトのつり具)

# 介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳(令和2年度) 金額

		費用額 (百万円)	事業所数
居宅	訪問介護	1,002,806	33,750
	訪問入浴介護	55,464	1,663
	訪問看護	305,738	13,093
	訪問リハビリテーション	47,768	4,950
	通所介護	1,285,119	24,354
	通所リハビリテーション	392,240	8,116
	福祉用具貸与	332,638	7,076
	短期入所生活介護	422,180	10,587
	短期入所療養介護	47,229	3,459
	居宅療養管理指導	132,095	44,327
	特定施設入居者生活介護	586,204	5,719
	計	4,609,482	157,094
居宅介護支援		488,318	38,318
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	65,155	1,088
	夜間対応型訪問介護	3,615	170
	地域密着型通所介護	408,087	18,982
	認知症対応型通所介護	82,199	3,165
	小規模多機能型居宅介護	268,226	5,727
	看護小規模多機能型居宅介護	50,216	846
	認知症対応型共同生活介護	721,354	14,177
	地域密着型特定施設入居者生活介護	21,395	368
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	230,759	2,435
	計	1,851,008	46,958
施設	介護老人福祉施設	1,965,128	8,238
	介護老人保健施設	1,346,028	4,246
	介護療養型医療施設	82,392	483
	介護医療院	165,472	569
計	3,559,021	13,536	
合計		10,507,829	255,906

※事業者数は延べ数である。

【出典】厚生労働省「令和2年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

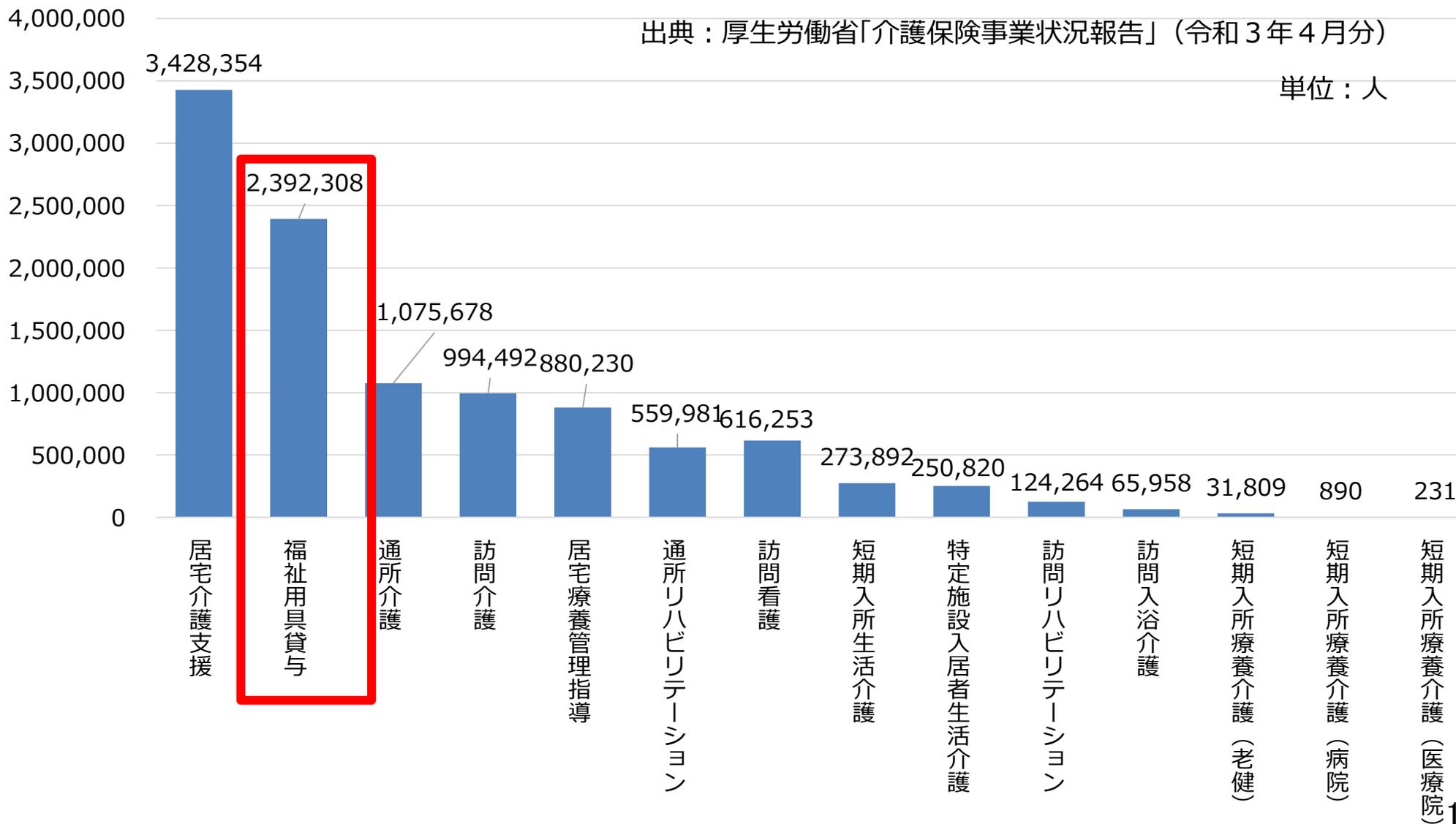
介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費は、令和2年度(令和2年5月~令和3年4月審査分(令和2年4月~令和3年3月サービス提供分))、請求事業所数は、令和3年4月審査分である。

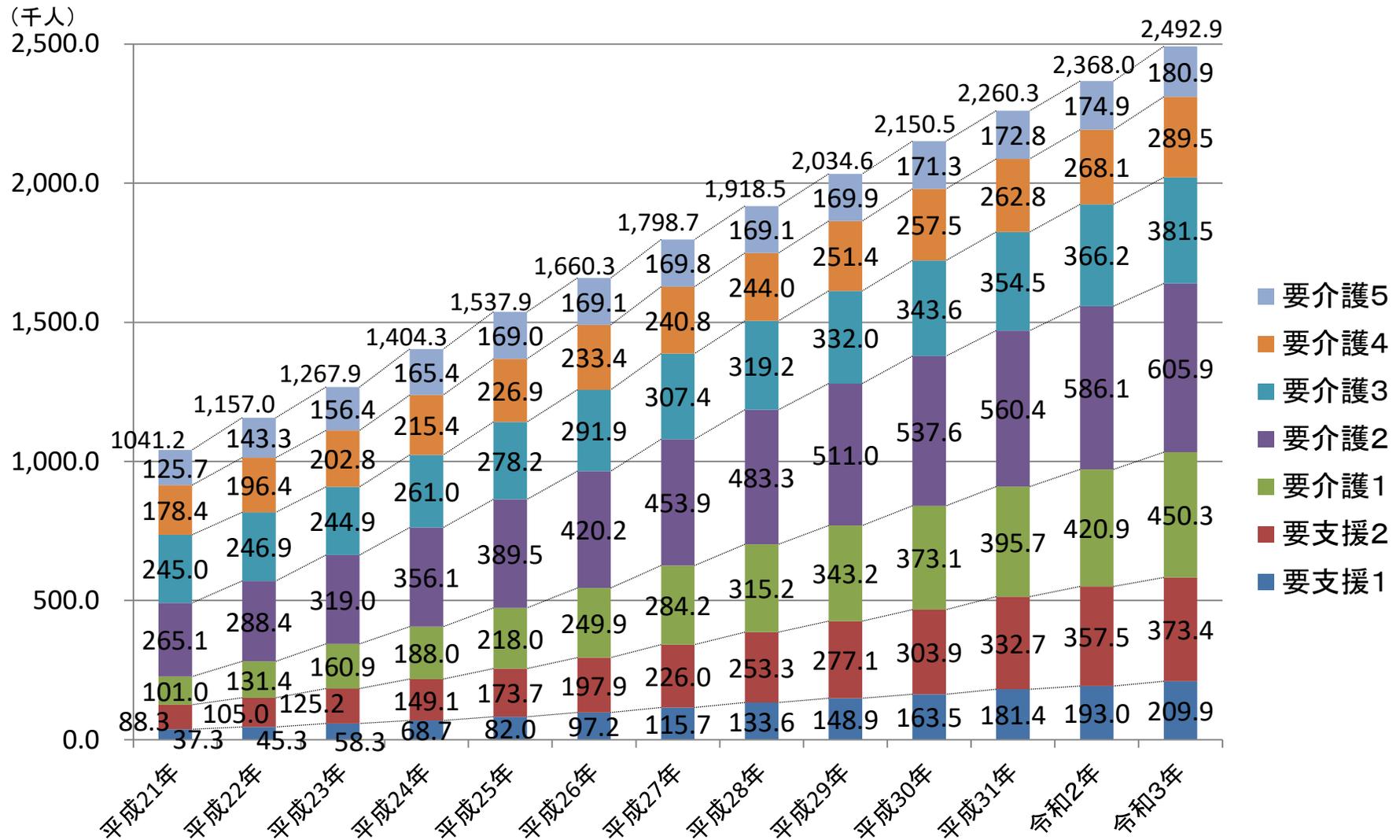
(注3) 令和2年度(令和2年5月~令和3年4月審査分(令和2年4月~令和3年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約3,200億円。

# 介護予防・居宅介護サービス受給者数(要支援1～要介護5)

○ 介護予防・居宅介護サービス別の受給者数をみると、福祉用具貸与は居宅介護支援に次いで多く、約239万人となっている。



# 福祉用具貸与の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。  
 ※経過的要介護は含まない。

出典: 厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

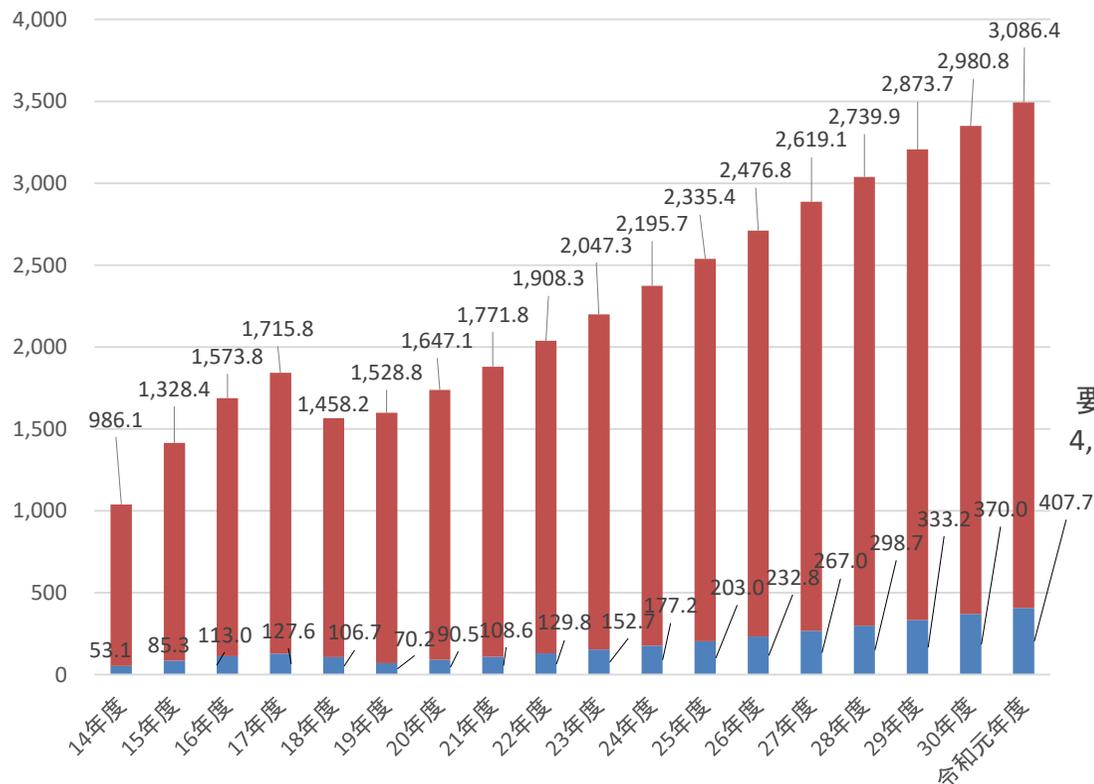
# 福祉用具貸与の保険給付の状況

- 令和元年度の福祉用具貸与の費用額は約3,494億円（対前年比約4%増）である。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約6割を占めている。

福祉用具貸与の費用額の推移(介護予防を含む)

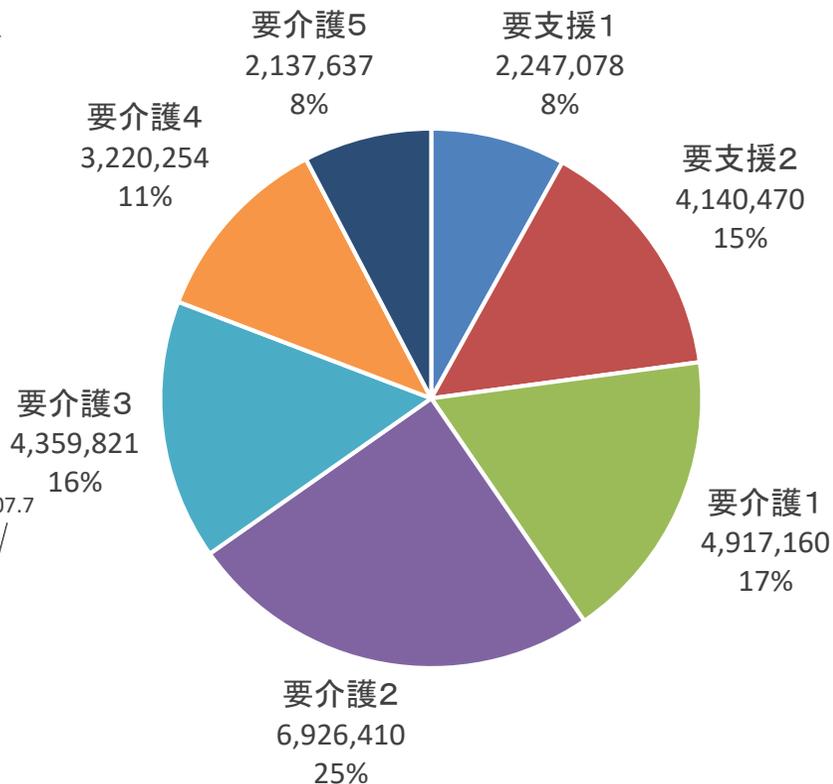
(単位:億円)

■ 介護サービス ■ 介護予防サービス



出典:介護保険事業状況報告年報(各年度)

福祉用具貸与の要介護度別給付件数  
(年間延べ請求件数) 総数:26,758千件

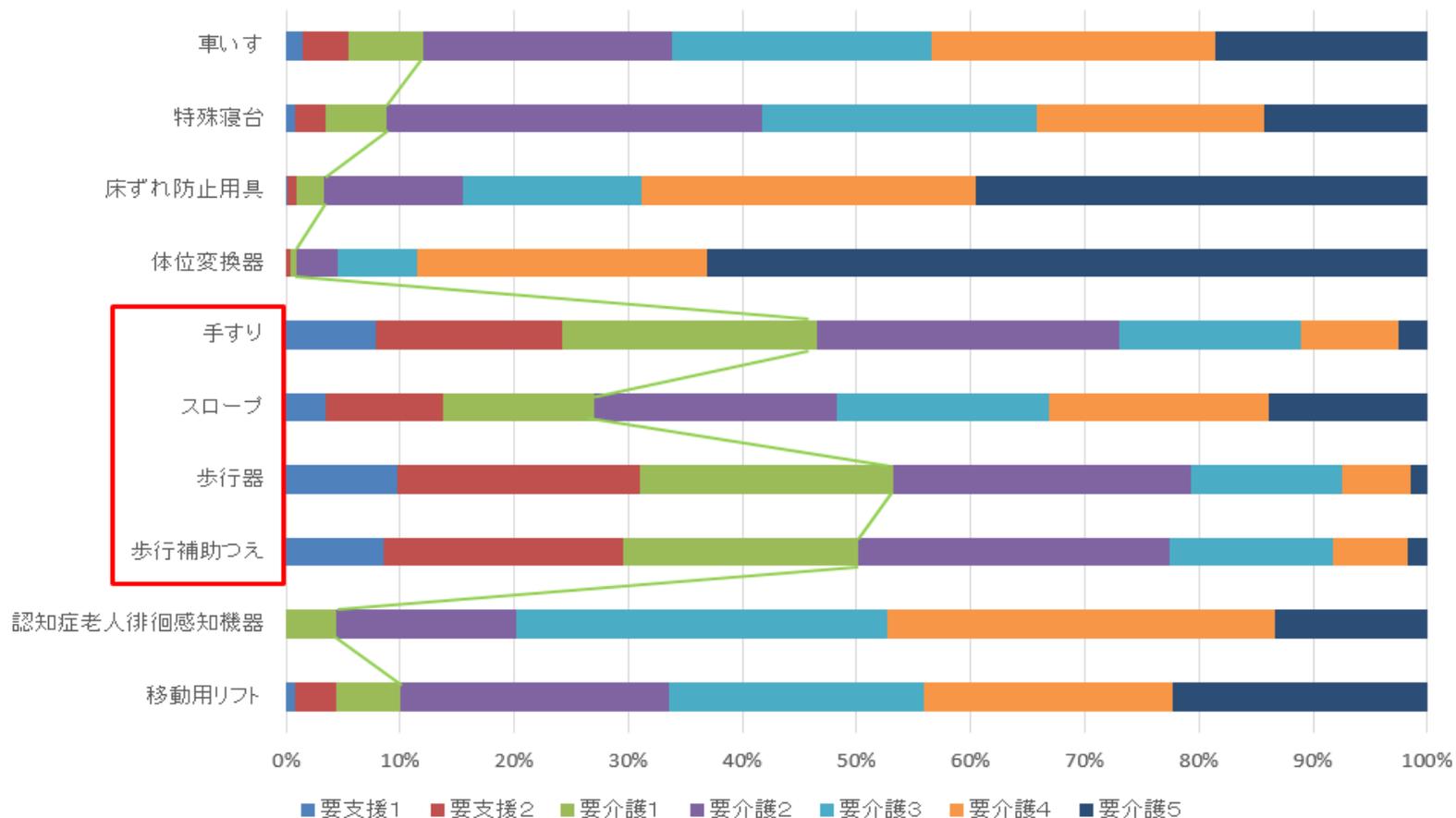


出典:介護保険事業状況報告年報(令和元年度)

# 種目ごとの利用者の要介護度

- 付属品及び自動排泄処理装置を除いた種目ごとの要介護度割合は下図表の通り。
- 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえの4種目は、軽度者(要支援1～要介護1)による利用が多い種目となっている。

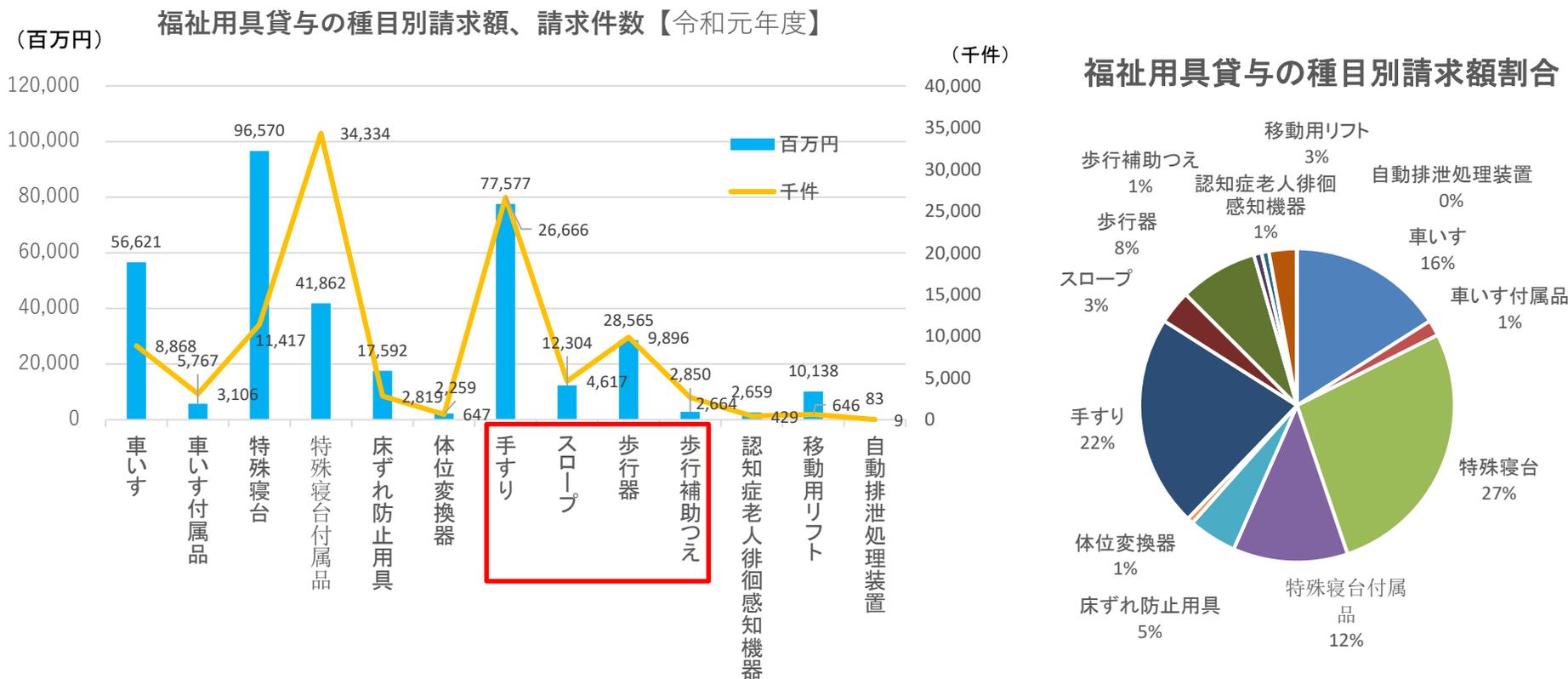
※ 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ以外の種目は、厚生労働省告示により要支援・要介護1(自動排泄処理装置は要支援・要介護1～3)については原則算定しないとしている。ただし、支援が特に必要な者等、一定の要件に該当する場合はこの限りではない。



※ 出典:介護給付費実態統計(令和3年4月審査分)

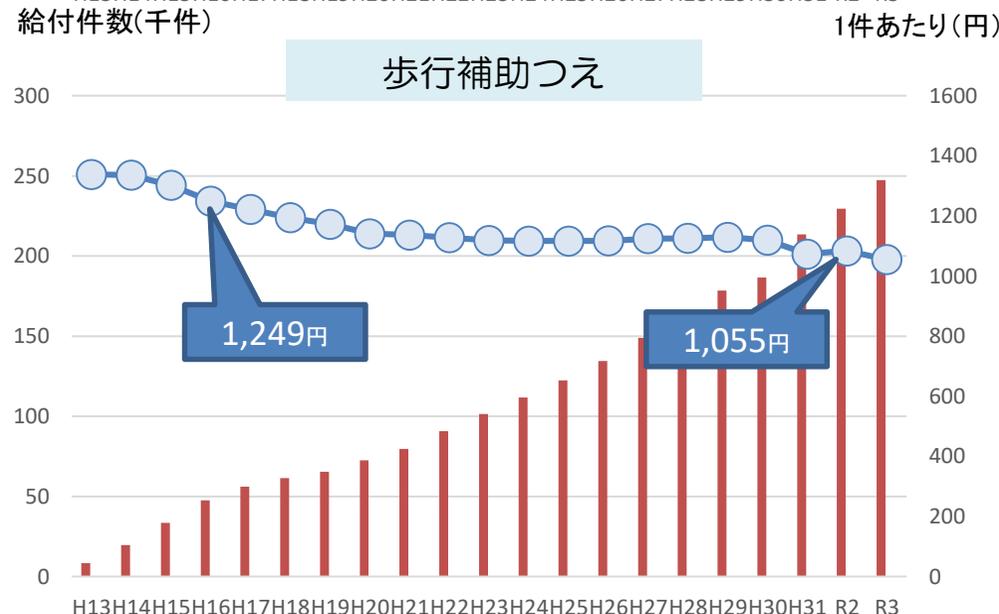
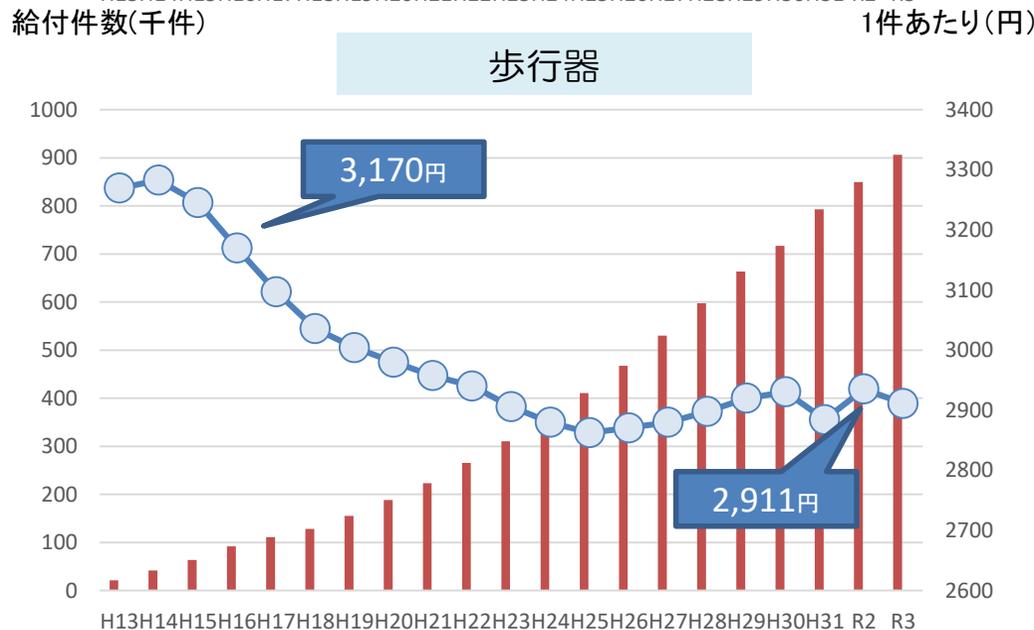
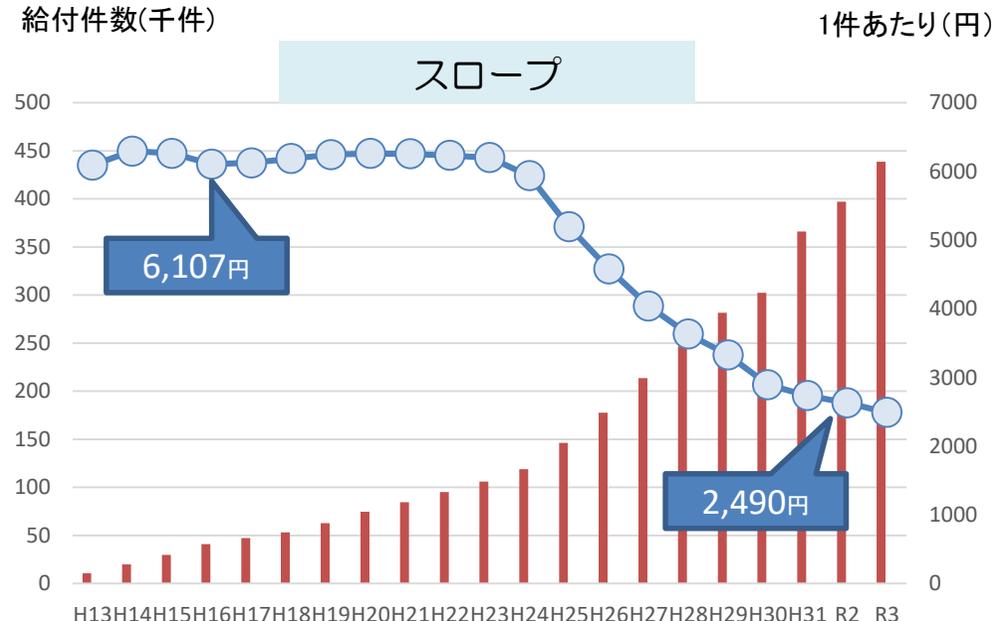
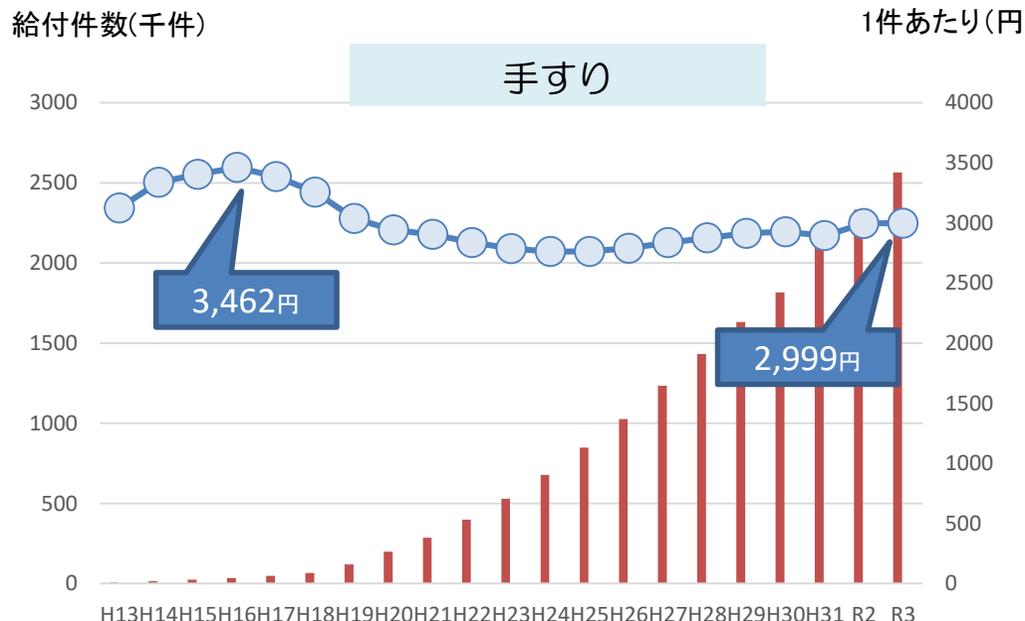
# 福祉用具貸与の種目別請求額・件数の状況(令和元年度)

- 種目別の請求額において、最も大きいのは特殊寝台の約966億円。
- 上位3種目（特殊寝台、手すり、車いす）で全体の65%を占める。
- ※ 事業所からの請求時点の数値を集計していることから、最終的な給付額とは異なる。



出典: 令和元年度介護給付費等実態統計報告

# 要介護度に関わらず貸与可能な福祉用具の給付件数と1件あたり費用額の推移



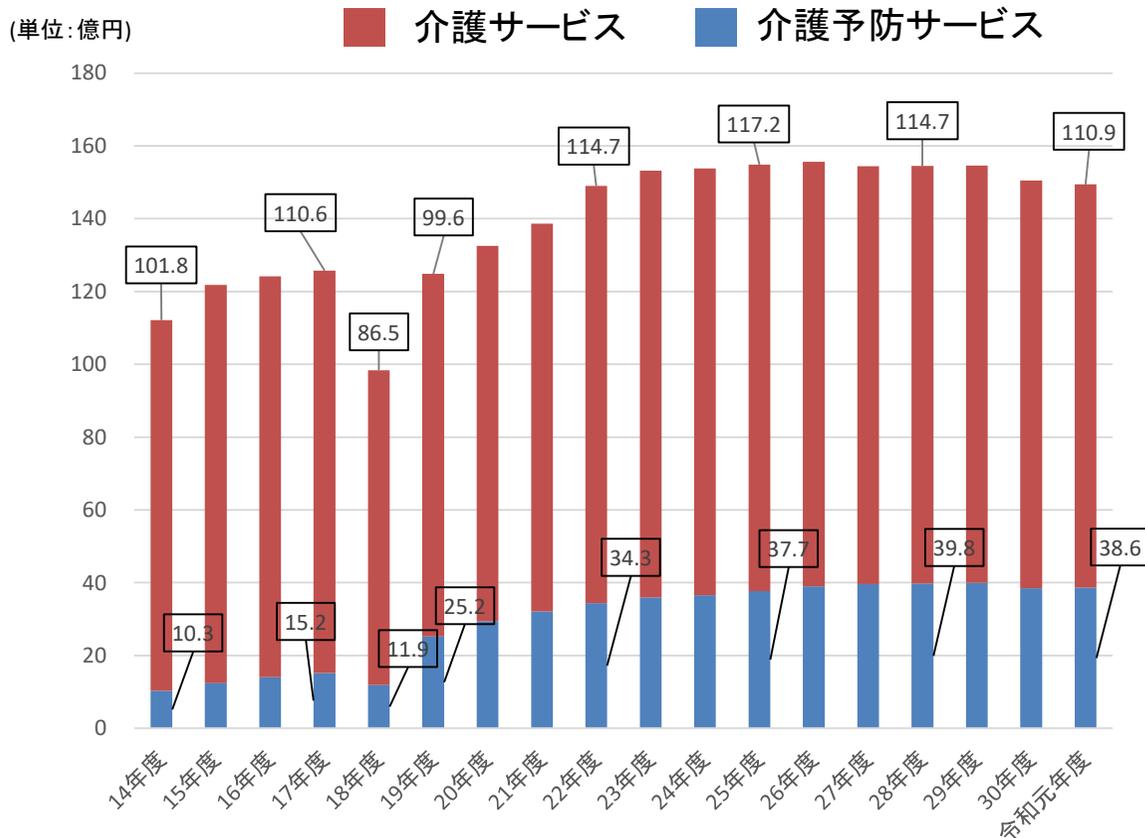
出典：介護給付費等実態統計月報（各年4月サービス提供分）

■ 給付件数(単位:千件/月)    ● 1件あたり費用額(単位:円/月)

# 特定福祉用具販売の保険給付の状況

- 令和元年度の特定福祉用具販売の費用額は約149億円である。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約7割を占めている。

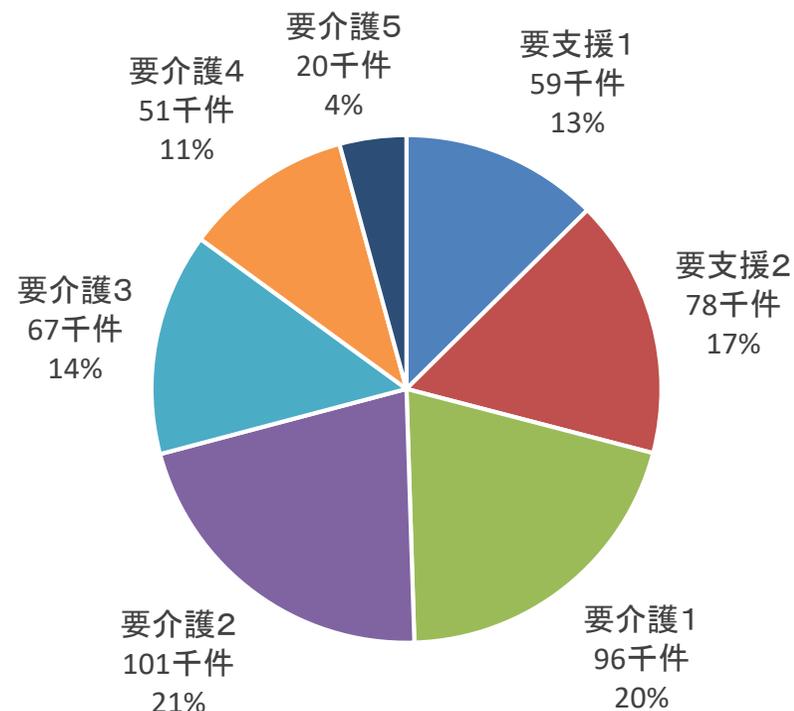
特定福祉用具販売の費用額の推移(介護予防を含む)



出典:介護保険事業状況報告年報(各年度)

特定福祉用具販売の要介護度別給付件数

総数:472千件



出典:介護保険事業状況報告年報(令和元年度)

# 要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について

要支援・要介護1の者(軽度者)に対する以下の種目については、介護保険給付は原則対象外。ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合や、または、市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合には、例外的に給付が可能。

＜軽度者が原則給付対象外となる福祉用具＞

- ・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト(つり具の部分を除く。) ・自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものは除く)

(※)自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものは除く)については、要介護2及び要介護3の者も、原則給付の対象外。

## 要介護認定における基本調査結果に基づく判断

○ 要介護認定における基本調査結果に基づき、別表のとおり要否を判断する。ただし別表の、

- ・1(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」
- ・2(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」

については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断する。(※)

(※)判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行う。

## 市町村による判断

○ 次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、これらを市町村が書面等で確認し、その要否を判断する。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、別表の対象者に該当

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが確実に見込まれる

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

# 別表：要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与の判断

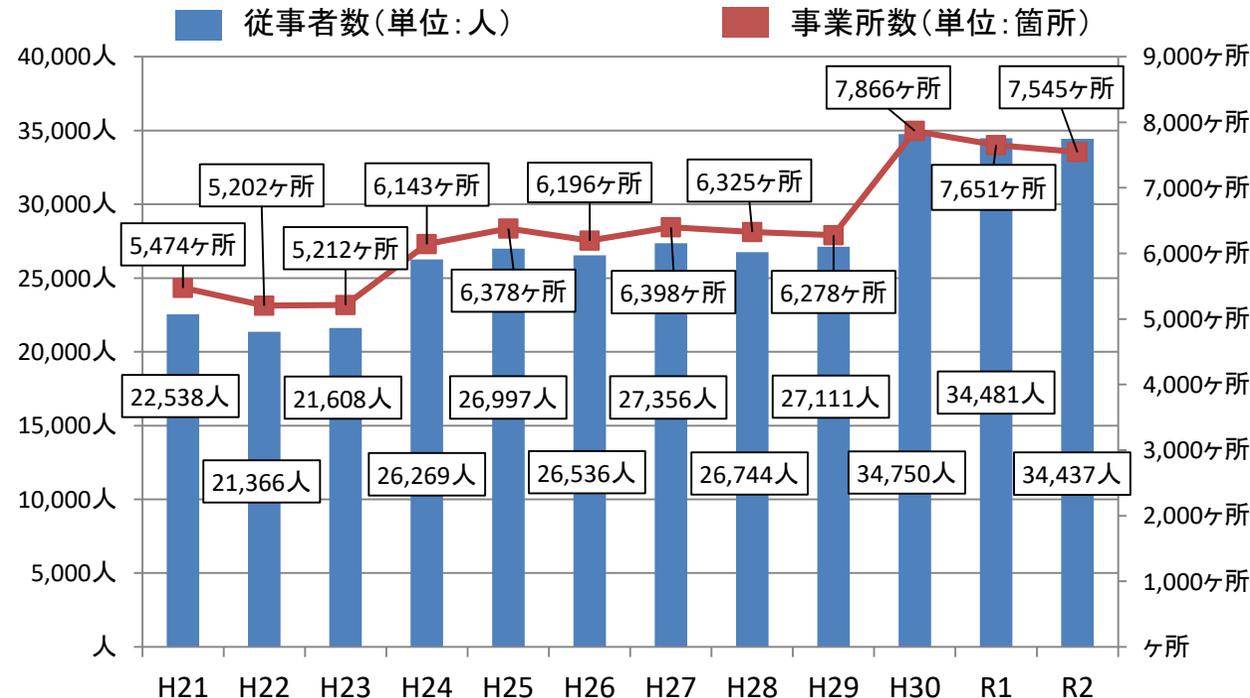
対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
1 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7「3. できない」 (該当する基本調査結果なし)
2 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	1-4「3. できない」 1-3「3. できない」
3 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
4 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶、理解のいずれかに支障がある者  (二)移動において全介助を必要としない者	3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は 3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む  2-2「4. 全介助」以外
5 移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がり困難な者 (二)移乗が一部介助または全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8「3. できない」 2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 (該当する基本調査結果なし)
6 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	2-6「4. 全介助」 2-1「4. 全介助」

# 福祉用具専門相談員について

- 福祉用具専門相談員とは、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職。
- 指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤換算方法で2名以上の配置が義務づけられており、福祉用具貸与事業所あたりの従事者は、4.2人(令和2年10月1日現在)。※常勤の福祉用具専門相談員のみ計上。
- 福祉用具専門相談員のうち、約8割が指定講習会(50時間)修了者である。

## ① 福祉用具専門相談員従事者数

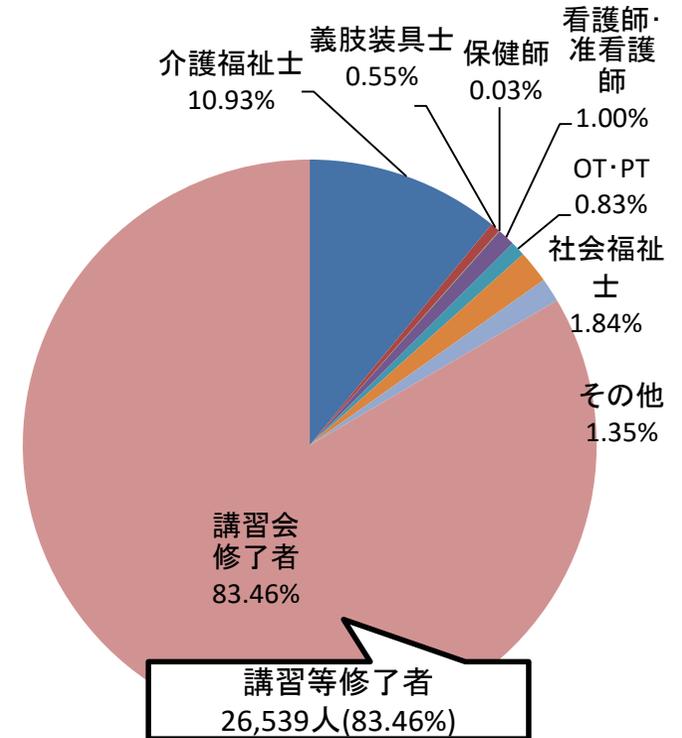
事業所あたり従事者数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	3.4人	3.4人	3.5人	3.6人	3.7人	3.7人	3.7人	3.7人	3.7人	3.9人	4.0人	4.2人



出典:介護サービス施設・事業所調査(各年10月1日現在)

注:調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、数量を示す事業所数の実数は前年以前と単純に年次比較できない。

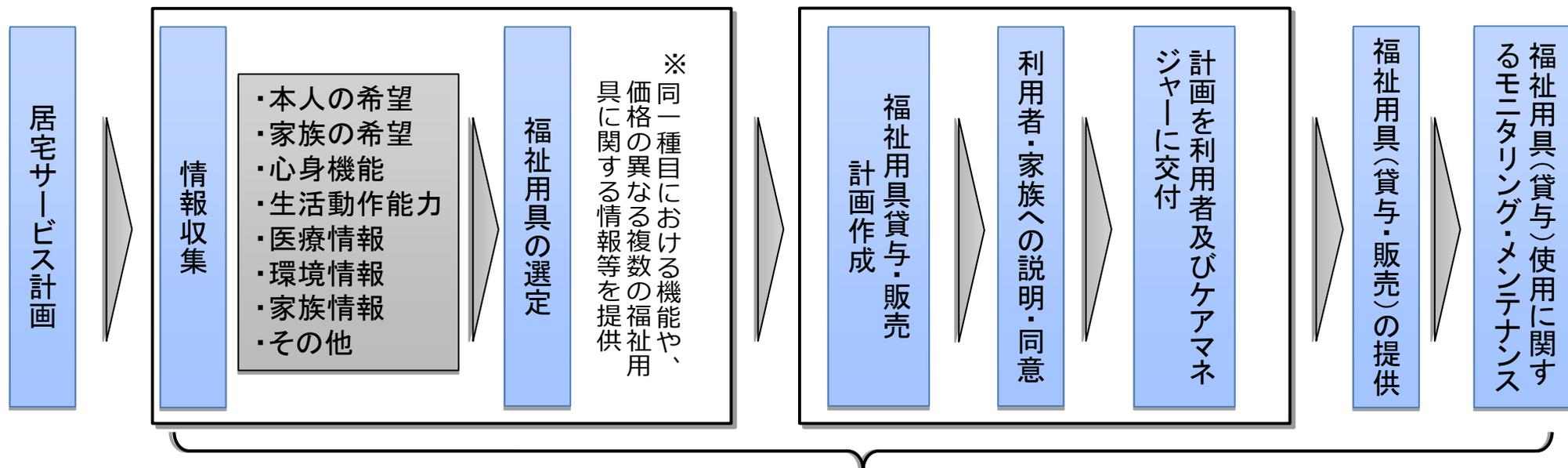
## ② 福祉用具専門相談員資格状況(複数回答)



出典:介護サービス施設・事業所調査 閲覧表第14-1表(令和2年10月1日現在 n=31,209)

※ nについて、従事者数のうち資格の状況不詳者を除いた数値

# 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の流れ



## 福祉用具専門相談員（指定福祉用具貸与・販売事業所）による（介護予防）居宅サービス

- ・ 要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の適切な選定等を行うため、福祉用具専門相談員は、利用者ごとに福祉用具貸与・販売計画を作成する。
- ・ 提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検、利用者の身体状況等に応じた福祉用具の調整、使用方法や留意事項等の説明、指導を行う。
- ・ また、福祉用具貸与が計画に基づき適切に提供・使用されるよう 福祉用具の使用状況の確認し、使用方法の指導・修理等（福祉用具使用に関するモニタリングやメンテナンス）を貸与後も実施する。

※ 特定福祉用具販売については、福祉用具使用に関するモニタリング・メンテナンスの義務付けはない。

### 【福祉用具貸与・販売計画に記載すべき事項】

利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、以下の事項を記載。

- ・ 利用目標
- ・ 福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、
- ・ その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）

※ 福祉用具貸与の場合、福祉用具専門相談員は、計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

# 平成27年度の福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し

## ○ 改正の概要(平成26年厚生労働省告示第250号)

- ・福祉用具貸与計画等に関する内容を追加。
- ・現行カリキュラムをベースとして、受講者にとって分かりやすい科目への整理を行う。
- ・介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、最低限の内容を網羅的に学ぶことに重点を置く。
- ・時間数については、現行の40時間に10時間を加えた、計50時間とする。
- ・学習内容の習熟度を確保するため、修了評価(1時間)の仕組みを設ける。

### 【平成27年3月まで】

科目	内容	時間
1. 老人保健福祉に関する基礎知識	老人保健福祉制度の概要	2
2. 介護と福祉用具に関する知識	介護に関する基礎知識	20
	介護技術	
	介護場面における福祉用具の活用	
3. 関連領域に関する基礎知識	高齢者等の心理	10
	医学の基礎知識	
	リハビリテーション概要	
4. 福祉用具の活用に関する実習		8
合	計	40



### 【平成27年4月～】

科目	科目名	時間
1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	福祉用具の役割	1
	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
2. 介護保険制度等に関する基礎知識	介護保険制度の考え方と仕組み	2
	介護サービスにおける視点	2
3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	からだところの理解	6
	リハビリテーション	2
	高齢者の日常生活の理解	2
	介護技術	4
	住環境と住宅改修	2
4. 個別の福祉用具に関する知識・技術	福祉用具の特徴	8
	福祉用具の活用	8
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	福祉用具の供給の仕組み	2
	福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
6. 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5
合	計	50

※筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施

# 介護保険における住宅改修

## 1 住宅改修の概要

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするとき（\*）は、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて、申請書を提出し、工事完成後、領収書等の費用発生の実態がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の9割相当額が償還払いで支給される。なお、支給額は、支給限度基準額（20万円）の9割（18万円）が上限となる。

（\*）やむを得ない事情がある場合には、工事完成後に申請することができる。

## 2 住宅改修の種類

- （1）手すりの取付け
- （2）段差の解消
- （3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- （4）引き戸等への扉の取替え
- （5）洋式便器等への便器の取替え
- （6）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

## 3 支給限度基準額

生涯で20万円まで

- ・ 要支援、要介護区分にかかわらず定額
- ・ 要介護状態区分が重くなったとき（三段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階	第六段階
要支援1	要支援2 要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

# 介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(H10.8.24))

## 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- 1 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- 2 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

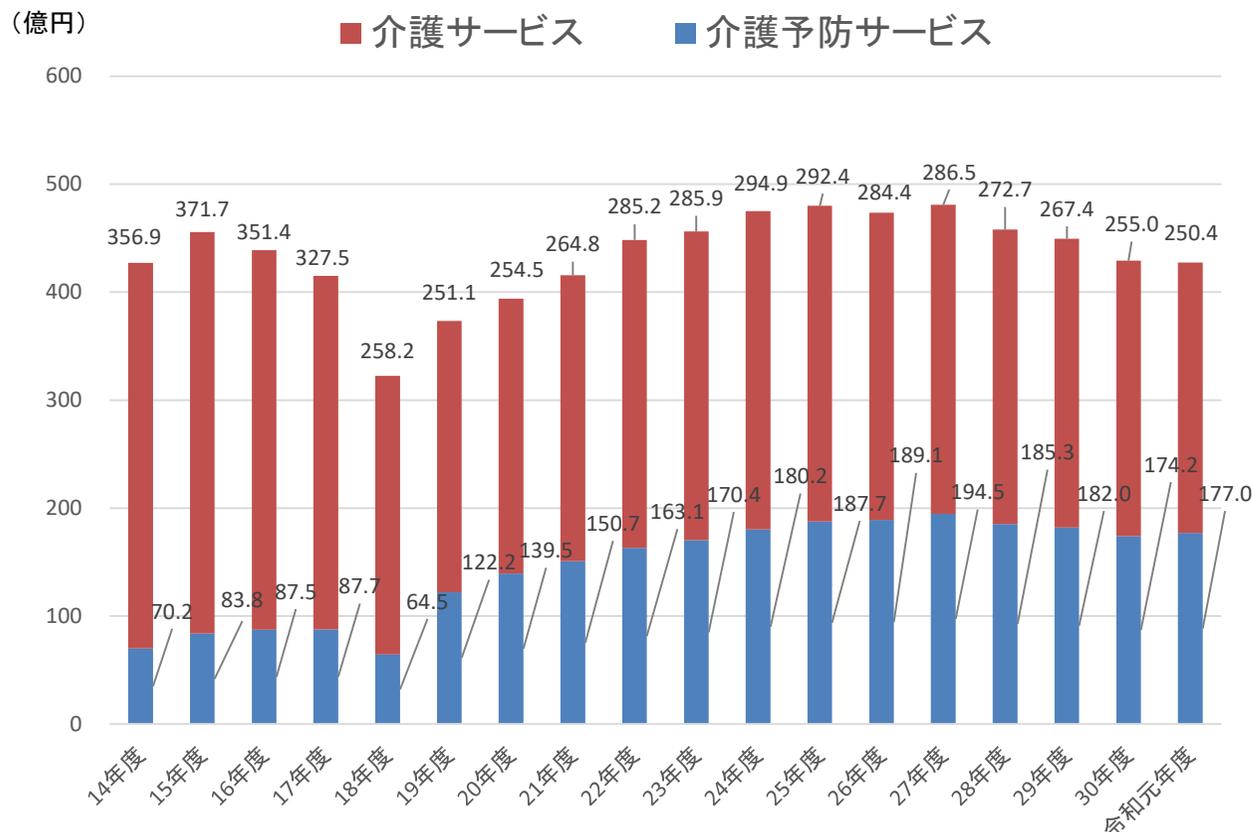
## 介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

- 1 いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下、玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- 2 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとしざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。
- 3 なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせて行うことができるような工事種別を包括できる設定とする。

# 住宅改修費の保険給付の状況

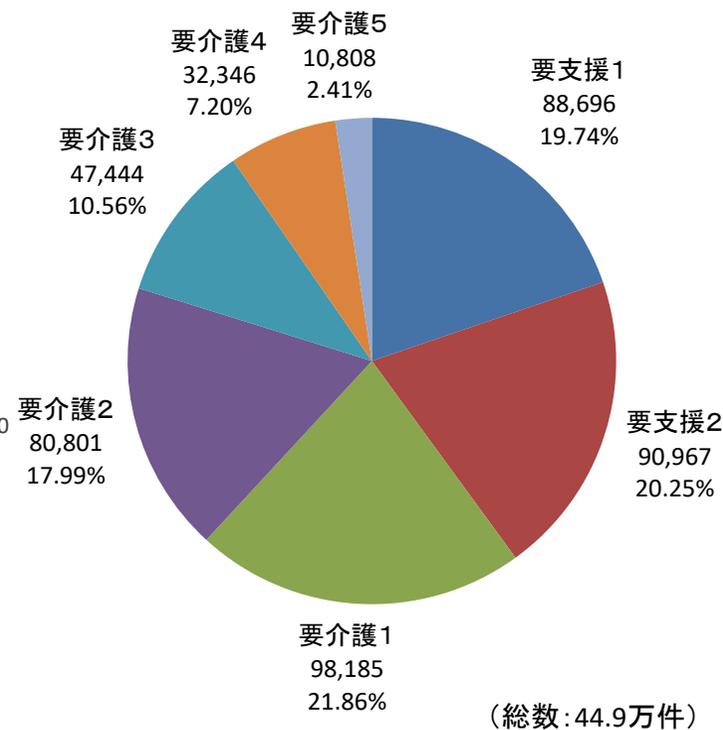
- 令和元年度の住宅改修費の費用額は約427億円である。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約80%である。

## 住宅改修費の費用額(介護予防を含む)



出典:介護保険事業状況報告年報(各年度)

## 住宅改修費の給付件数



出典:介護保険事業状況報告年報(令和元年度)

# 歩行器の主な種類について

【概要】（介護保険における福祉用具の選定の判断基準より）

杖に比べて大きな支持性・安定性を必要とする人に利用され、車輪がないものと脚部に車輪を有しているものに大別。基本的には、そのフレームの中に立って、車輪のない歩行器では両側のパイプを握り、車輪を有している歩行器では手のひらや前腕部で支持して操作するもの。杖に比べて大きな用具のため、寄りかかっても大丈夫なように見えるが、杖と同様に、手のひらや前腕部でしっかりと上から押さえるようにして体重を支える必要がある。利用する際には、両手が使用できること、立位で歩行器を操作するだけのバランス機能があることを確認する必要がある。

（※）種類及び概要は、公益財団法人テクノエイド協会「CCTA95(福祉用具の分類コード)」を基に作成。

（※）希望小売価格：福祉用具情報システム（TAIS）（公益財団法人テクノエイド協会運営）R04.01.06時点登録データより

（※）写真提供：公益財団法人テクノエイド協会

種類	概要	イメージ図	希望小売価格 (平均)	希望小売価格 (中央値)
1 歩行器	左右のフレームの下端に先ゴムが付き、握り以外に支持部のない歩行補助具で、左右のフレームを交互に動かせるものと、固定されたものがある。高さの調節が可能なものと、そうでないものがある。		22,334円	18,500円
2 歩行車	左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、単体で使用され、手あるいは腕などで身体を支え、操作する歩行補助具。左右のフレームの下端に杖の先ゴムの付いたものと、車輪あるいはキャスタの付いたものがある。	  前腕支持型	57,040円	49,800円

# 手すりの主な種類について

【概要】（介護保険における福祉用具の選定の判断基準より）

手すりは、立ち上がり、歩行、姿勢の変換時などにこれを握ったり、手や腕をのせて使用したりする福祉用具で、体重を支えてバランスを保持することを目的としている。したがって、寝返り、起き上がり、座位保持、歩行などの場面で、手すりの握り方、力のかけ方（押すあるいは引く）を十分に検討することが重要である。

（※）種類及び概要は、公益財団法人テクノエイド協会「CCTA95(福祉用具の分類コード)」を基に作成。

（※）希望小売価格：福祉用具情報システム（TAIS）（公益財団法人テクノエイド協会運営）R04.01.06時点登録データより

（※）写真提供：公益財団法人テクノエイド協会

種類	概要	イメージ図	希望小売価格 (平均)	希望小売価格 (中央値)
1 手すり、支持 用手すり	姿勢保持、姿勢変換の補助として用いる手すり。		177,346円	125,900円
2 床置き式起き 上がり用手す り	自分で起き上がるのに用いる、床置き式の手すり。		95,643円	85,800円
3 握りバー、握 り			84,246円	70,000円
4 トイレ用簡易 手すり（背も たれ付きを含 む）	便器にネジや金具で取り付け、座ったときの姿勢保持や立ち上がりを助けるもの、鉄パイプのものや木製のものなどがある。また、ポータブルトイレ専用のものもある。		54,331円	55,000円

# 歩行補助つえの主な種類について

【概要】（介護保険における福祉用具の選定の判断基準より）

①歩行時の患側下肢にかかる荷重（体重）の免荷(完全免荷・部分免荷)、②歩行バランスの調整、③歩行パターンの矯正、④歩行速度と耐久性の改善、⑤心理的な支えなどを目的として、一般的には、杖の握り手を把持して体重を支えるように使用する福祉用具。杖の種類には、多点杖、エルボークラッチ、ロフトランドクラッチ、腋窩支持クラッチ（松葉杖）があり、利用する人が必要とする「免荷の程度」や「手の機能」に合わせた選択が必要。

（※）種類及び概要は、公益財団法人テクノエイド協会「CCTA95(福祉用具の分類コード)」を基に作成。

（※）希望小売価格：福祉用具情報システム（TAIS）（公益財団法人テクノエイド協会運営）R04.01.06時点登録データより

（※）写真提供：公益財団法人テクノエイド協会

種類	概要	イメージ図	希望小売価格 (平均)	希望小売価格 (中央値)
1 多点杖	複数に分岐した床面に接する脚と、1つの握り手を持った杖。前腕支持部が付いた、エルボークラッチとロフトランドクラッチを除く。		11,901円	9,500円
2 エルボークラッチ	1本の脚と、握り部のついた肘受け台を持ち、その部分で体重を支えることができるように工夫された杖。		20,617円	20,850円
3 ロフトランドクラッチ、カナディアン・クラッチ	1本の脚と、体重を支える握り、前腕を支えるカフを備えた杖。カフが肘の上にあるのがカナディアンクラッチ、肘の下にあるのがロフトランドクラッチ。		9,709円	8,800円
4 腋窩支持クラッチ（松葉杖）	脇当てが付き、腋窩部と手で体重を支えることができる杖。		10,165円	9,210円

# スロープの主な種類について

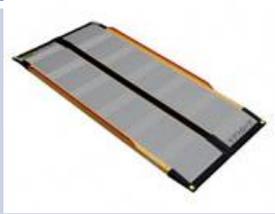
【概要】（介護保険における福祉用具の選定の判断基準より）

スロープは、主に車いすや歩行器（車輪付き）のように車輪のついた用具を使用する際に有効な段差解消の福祉用具である。玄関の上がりかまちや段差、自動車への乗り込み等には板状のものやレール状のものが、また、敷居のような数センチ程度の段差を解消するには三角板が有効である。

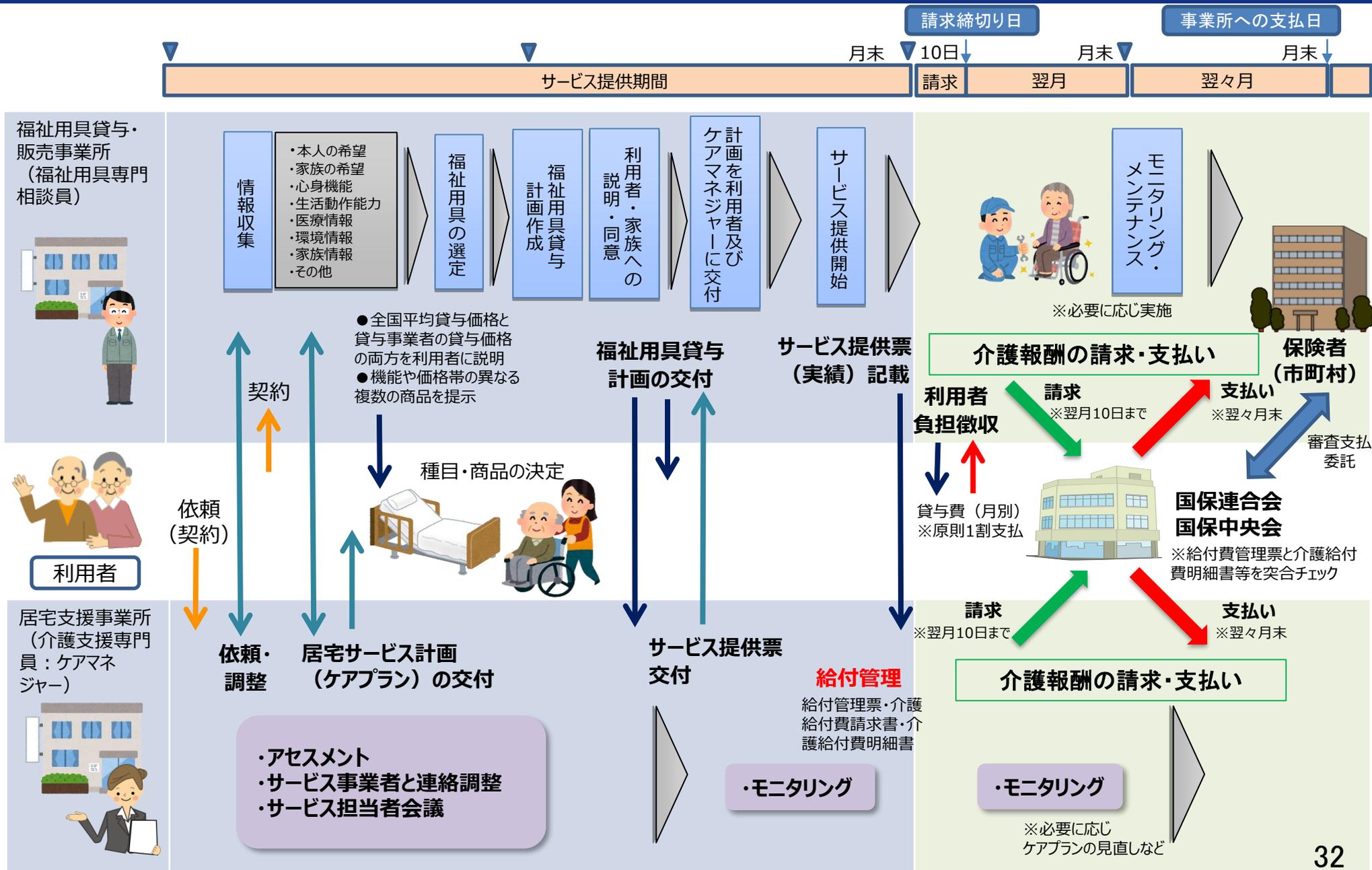
（※）種類及び概要は、公益財団法人テクノエイド協会「CCTA95(福祉用具の分類コード)」を基に作成。

（※）希望小売価格：福祉用具情報システム（TAIS）（公益財団法人テクノエイド協会運営）R04.01.06時点登録データより

（※）写真提供：公益財団法人テクノエイド協会

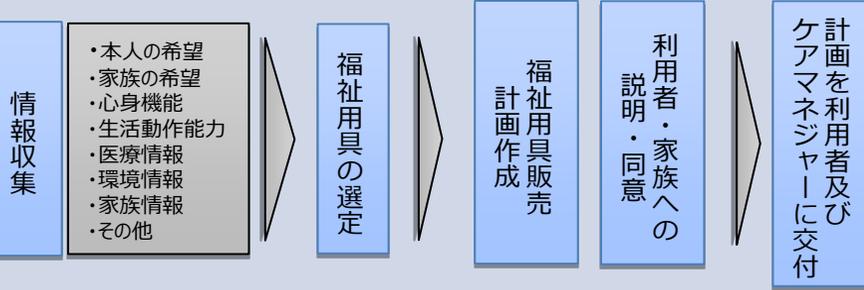
種類	概要	イメージ図	希望小売価格 (平均)	希望小売価格 (中央値)
1.携帯用スロープ			152,672円	125,000円
2.固定用スロープ			11,425円	6,600円

# 福祉用具貸与の給付の流れについて (イメージ)



# 特定福祉用具販売の流れについて（イメージ）

特定福祉用具販売事業所  
（福祉用具専門相談員）



- 情報収集
- ・本人の希望
  - ・家族の希望
  - ・心身機能
  - ・生活動作能力
  - ・医療情報
  - ・環境情報
  - ・家族情報
  - ・その他

※福祉用具販売計画の作成  
貸与・販売ともに利用のある利用者については一体のものとして作成

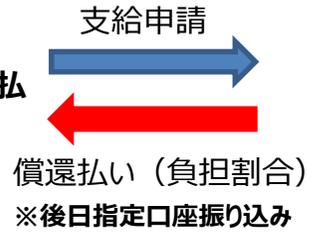
■居宅サービス計画に福祉用具購入が位置づけられている場合、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言や情報提供を行う。

■居宅サービス計画が作成されていない場合は、その福祉用具が必要である理由を記した支給申請書を要介護者等が作成しているかどうかを確認し、適切な助言を行う

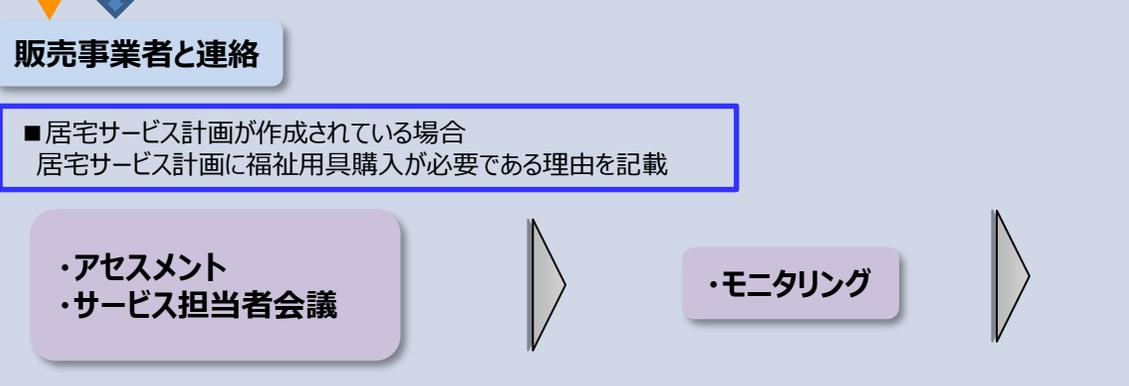
福祉用具購入費の支給限度基準額  
・同一年度 10万円  
※同一年度 1種目1回



相談



居宅支援事業所  
（介護支援専門員：ケアマネジャー）



■居宅サービス計画が作成されている場合  
居宅サービス計画に福祉用具購入が必要である理由を記載

- 福祉用具購入費支給申請書
- ① 特定福祉用具の種目・商品名・製造事業者名・販売事業者名
  - ② 購入費・購入年月日
  - ③ 必要とする理由
- 領収書、パンフレット等の特定福祉用具の概要を示した書面を添付

# 福祉用具の貸与と販売における差異の背景等について

## 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の背景等

- 介護保険法施行以前の老人福祉法による「老人日常生活用具給付等事業」では、車いすや移動用リフトについてはレンタルで、特殊寝台、体位変換器、歩行支援用具（歩行器、歩行補助つえ）等については給付としていたが、地域の実情に応じて特殊寝台、歩行器等についてはレンタル、車いす及び移動用リフトは給付を認めていた。
- 介護保険制度で貸与を原則とした背景等として、介護保険制度における要介護認定は一定期間ごとに適切な見直しを行い、提供されているサービスの内容やケアプランも見直しを行うことから、福祉用具についても必要な見直しを行えるようにするため、また、福祉用具は物品であることから円滑かつ効率的な供給と適切な処理がされること、被保険者の個人財産の形成を促進しないことなどにも配慮したものとされている。

## 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の指定基準の背景等

- 福祉用具貸与については、都道府県知事によって指定を受けた事業者が守るべき基準（指定基準）において、貸与した用具について、利用者等からの要請等に応じて、使用状況の確認、使用方法の指導・修理や、貸与計画の実施状況の把握、計画の変更等（福祉用具の使用に関するモニタリングやメンテナンス）が規定されている。
- 一方、特定福祉用具販売は、サービスの提供期間が短期間であること等を背景に、介護保険法施行当時に都道府県知事による指定制度がなく、このような基準もなかったが、「状態像に合わない福祉用具の提供などにより、本人の自立を妨げ、かえって状態の悪化につながっているケースも見られる」こと等を背景に、「事業者の責任の明確化を図るとともに、福祉用具の購入については、事業者の指定制度を導入すべき」と、平成16年7月の社会保障審議会介護保険部会で意見された。
- 平成17年度における介護給付費分科会での議論では、特定福祉用具販売の指定基準について、
  - ・ 福祉用具の必要性・適合性を専門的知識から助言するため、福祉用具専門相談員を配置基準に位置づけること、
  - ・ 購入の必要性の判断について福祉用具専門相談員や介護支援専門員が関与すること等について検討された。

# 福祉用具の貸与と販売における差異の背景等について

## 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の指定基準の背景等（続き）

- その際、販売後の特定福祉用具の使用に関するモニタリングやメンテナンスについては、議論において検討（提案）がされていないが、背景としては、所有権が利用者であるものについて、事業者が指導をする権限やがあるのか、特定福祉用具の種目は、使用によって消耗することが前提、販売の場合、メンテナンス料等が販売価格に反映されていないこと等があることが考えられる。
- なお、介護保険法施行以前に厚生省により通知された、民間事業者による福祉用具販売サービスのガイドラインでは、使用状況の確認、故障時等の対応の方法をマニュアルに記載することとしている。

# 介護保険における福祉用具の選定の判断基準

## 判断基準の概要

- 利用者の状態から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例があることから、福祉用具が要介護者等に適正に選定されるために、約4,500の利用事例にを検証、精査し、使用が想定しにくい福祉用具を示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を平成16年に作成。
- 基本的な構成は、個々の福祉用具毎にその特性や、利用者の状態から判断して明らかに「使用が想定しにくい状態」及び「使用が想定しにくい要介護度」を提示。
- 福祉用具の選定を行う場合の標準的な目安であって、基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても、個別の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

## 車いす - 自走用標準型車いすの例

- 自走用標準型車いすは、要介護者等が自ら手でハンドリムを操作したり、足で床を蹴って移動したりする福祉用具である。車いすでの長時間にわたる活動を保障するため、座位の基盤となる座（シート）、背もたれの機能に配慮し、上肢や体幹の運動を制限することなく骨盤を安定して支持できるものを選ぶ必要がある。（以下略）

【使用が想定しにくい状態】（認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に記載）

- 歩行：つかまらないでできる

- 車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

【使用が想定しにくい要介護度】

- 要支援

- 車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

# 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

## 【目的】

利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の取り入れや、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催。

## 【検討事項】

- ・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充についての妥当性や内容に関する事。
- ・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関する事。

## 【評価・検討の流れ】

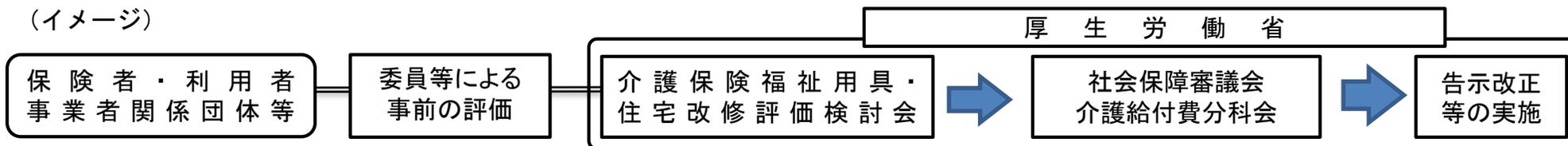
### ■新規提案の場合

通年	厚生労働省HPより提案票の受付。（11月以降に受付けた提案は、次年度の検討会で評価・検討）
11月～1月	提案資料の確認。評価検討に必要な情報が不十分な場合、委員の助言を踏まえ、追加データを提案者に依頼。
2月～3月	評価検討会を開催し、提出された要望について種目・種類の追加や拡充の妥当性や内容を評価・検討。

### ■「評価検討の継続」と判断された提案の場合

通年	必要なエビデンス等が整理され次第、随時評価検討を実施。（改めての提案票の提出は不要）
----	--

（イメージ）



## 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 構成員（順不同・敬称略）

令和4年6月時点

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
石田 光広	稲城市 副市長	大串 幹	兵庫県立リハビリテーション中央病院 院長補佐 診療部長
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 部長	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授	五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長	濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
上野 文規	介護総合研究所 元気の素 代表	松本 吉央	産業技術総合研究所 人間拡張研究センター
大河内 二郎	介護老人保健施設竜間之郷 施設長	渡邊 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会 生活環境支援推進室 副室長 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長

# 地域支援事業における任意事業及び介護給付等費用適正化事業の概要

## ○事業の目的

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行う。

## ○事業の対象者

被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者。

## ○事業の対象者

地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には以下に掲げる事業を対象。

## 介護給付等費用適正化事業

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施。

### 【主要介護給付等費用適正化事業】

#### ①認定調査状況チェック

指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援相談員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を市町村等職員が訪問又は書面等の審査により点検するもの

#### ②ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者から提出又は事業所への訪問調査等により、市町村職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行うもの

#### ③住宅改修等の点検

(住宅改修)

居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行うもの。

(福祉用具)

福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検するもの

#### ④医療情報との突合・縦覧 点検

後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の確認を行うことや受給者ごとに複数月にまたがる支払情報を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行うもの。

#### ⑤介護給付費通知

利用者本人(又は家族)に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知を行うもの。

### 【その他】

#### ⑥給付実績を活用した分析・検証事業

#### ⑦介護サービス事業者等への適正化支援事業

# 福祉用具に関する事故等の情報収集

- 福祉用具に関する事故等の情報は、消費者庁、製品評価技術基盤機構、テクノエイド協会、市町村等がそれぞれ収集している。
- 厚生労働省は令和3年3月より、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時、保険者や関係団体に共有している。

消費者庁	消費生活用製品安全法に基づき事業者から報告を受けた重大製品事故の情報及び消費者安全法に基づき関係機関から通知を受けた重大事故等の情報を、定期的に公表 ※製品起因かどうか原因究明中の事故を含む また、これらの情報については、事故情報データベース（消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営）で公表等を行うとともに、必要に応じて、同種事故の発生・拡大の防止を図るための注意喚起を実施
独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）	重大製品事故に該当しない製品事故の情報収集を行うほか、消費生活用製品安全法に基づく製品事故等の調査を通じ、当該メーカー等に事故防止に向けた対策を働きかけるとともに、製品の安全性を高める規格・基準等の制定支援や誤使用等の防止に向けた情報を発信
公益財団法人テクノエイド協会	福祉用具について「製品に起因しない事故」や「ヒヤリ・ハット情報」等を収集し、その要因の分析を行い、ホームページや冊子で情報提供  ※「ヒヤリ・ハット」情報はNITEが公表している事故情報と、当該協会が高齢者介護に携わっている者を対象に行ったアンケート調査の結果等をもとに、事例情報として加工
市町村	居宅サービス等の運営基準に基づき、居宅サービス提供時の事故発生について、事業所から連絡を受理

# 福祉用具プランナーについて

## 【福祉用具プランナーとは】

福祉用具に関する高い知識・技術の習得を図り、利用者に対して質の高いサービスを提供できる人材の育成を目的とした資格。

## 【受講対象者】

- 福祉用具専門相談員として2年以上その業務に従事している者
- その他福祉用具関連業務に2年以上従事している者であって、原則として現在もその業務に従事している者

## 【受講時間】

100.5時間（eラーニング48時間、実技・演習・修了試験52.5時間）

## 【開催場所】

介護実習・普及センター、教育機関等

## 【主催】

公益財団法人テクノエイド協会

## 【福祉用具プランナーの社会的役割】

- さまざまな福祉用具に関する情報提供者
- 福祉用具全般に対する相談窓口
- 適切な福祉用具選定の支援者
- 福祉用具の使い方の指導者
- 福祉用具に関する苦情の窓口

(修了者の状況)

年 度	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
修了者数	103	223	595	875	1,189	1,049	1,101	1,399	1,301	1,268	581	485	400	409
累 計	103	326	921	1,796	2,985	4,034	5,135	6,534	7,835	9,103	9,684	10,169	10,569	10,978

年 度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
修了者数	397	380	362	621	530	570	478	330	404	117	175
累 計	11,375	11,755	12,124	12,745	13,275	13,845	14,323	14,653	15,057	15,174	15,349

# 介護保険における福祉用具・住宅改修の主な制度改正等について

時期	制度改正等の概要
平成12年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法の施行</li> </ul>
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状態から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例があることから「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を策定。</li> </ul>
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具の選定の判断基準を踏まえつつ、要支援者・要介護1の者について、車いす、特殊寝台等は給付の対象外（※）一定の場合には給付対象となるようにするため、平成19年度に再度見直し</li> <li>・事業者の責任の明確化を図るため、特定福祉用具販売について、指定事業者制度を導入</li> </ul>
平成23年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」における議論の整理（平成19年～平成23年にかけて開催）            論点1：いわゆる「外れ値」への対応について 論点2：比較的安価な福祉用具の取り扱いについて            論点3：専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について</li> </ul>
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具貸与・販売の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画の作成の義務化</li> </ul>
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援に資する福祉用具の利用を図る観点から、指定講習カリキュラムの見直し・講習時間の拡充（40時間→50時間）、福祉用具専門相談員の要件の見直し（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者を除外）</li> <li>・福祉用具専門相談員が福祉用具に関する必要な知識の習得及び能力の向上等の自己研鑽を行うことの努力義務化</li> <li>・給付効率の観点から、複数の福祉用具を貸与する場合は、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。</li> </ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修の事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式を国が示すとともに、複数の事業者から見積もり取得について、介護支援専門員等が利用者に説明の義務化</li> <li>・利用者に対する貸与しようとする商品の全国平均貸与価格の説明、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示、福祉用具貸与・販売計画書を介護支援専門員への交付を規定</li> <li>・福祉用具の貸与価格の上限設定（月平均100件以上の貸与件数がある商品は全国平均貸与価格+1標準偏差（1SD）を上限）</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援の退院・退所加算等における退院・退所カンファレンスにて、福祉用具専門相談員等の関係職種との関与を明示</li> <li>・福祉用具貸与の価格の上限設定について、適正化の効果と事業者負担を考慮して、設定された上限価格の見直しの頻度3年に1度へ変更。</li> </ul>

# 介護保険における福祉用具・住宅改修の主な給付対象の追加・拡充について

給付対象の追加・拡充（通知内の該当部分のみ抜粋）			適用年度
貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊寝台付属品</li> <li>・歩行器</li> <li>・移動用リフト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スライディングボード及びスライディングマットの明確化</li> <li>・車輪の数による制限を撤廃</li> <li>・「地面において」「台座を使用して人を持ち上げるもの」を追加</li> <li>※段差解消機や起立補助機能付きの椅子など上下方向にのみ移動させることができるもの</li> </ul>	平成15年度
・「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を策定。			平成16年度
貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行補助つえ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「プラットホームクラッチ」を追加</li> </ul>	平成18年度
貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体位変換器</li> <li>・認知症老人徘徊感知機器</li> <li>・移動用リフト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仰臥位から座位への体位の変換を行えるもの」を追加（※起き上がり補助装置）</li> <li>・「ベッドや布団等を離れた時に通報するもの」を追加（※離床センサー）</li> <li>・「階段等の斜め方向に移動できるもの」を追加（※階段移動用リフト）</li> </ul>	平成21年度
販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊尿器</li> <li>・入浴補助用具</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「便が自動的に吸引されるもの」を追加</li> <li>・「身体に直接巻き付けて使用し、浴槽への出入り等を介助できるもの」を追加（※入浴介助用ベルト）</li> </ul>	平成24年度
改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き戸等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「引き戸等への扉の取替え」に含むとして、「引き戸等の新設」を給付対象として追加</li> </ul>	
貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊寝台付属品</li> <li>・自動排泄処理装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身体に巻き付けて使用し、起き上がりや移乗等の介助ができるもの」を追加（※介助用ベルト）</li> <li>・（種目追加）（特殊尿器について、特定福祉用具販売から福祉用具貸与に変更。）</li> <li>「交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が安易に交換できるもの」については、引き続き特定福祉用具として販売。</li> </ul>	平成24年度
販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座便器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和式便器の上に置いて「腰掛式に変換する場合に、高さを補うもの」を追加（※底上げ部材）</li> </ul>	平成24年度
改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差の解消</li> <li>・扉の取り替え扉の撤去</li> <li>・段差の解消に付帯工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「玄関から道路までの通路等の傾斜の解消」を追加</li> <li>・住宅改修告示に掲げる「引き戸等への扉の取替え」の範囲に、「扉の撤去」を追加</li> <li>・「スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵」等の設置を給付対象とした。</li> </ul>	平成27年度
貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介助用パワーアシスト形に該当するもの」を追加（※介助用電動車椅子）</li> </ul>	
販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「便座、パケツ等からなり、移動可能である便器のうち、水洗機能を有する便器」を追加</li> </ul>	平成27年度
改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洋式便器等への便器の取り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「様式便器等への便器の取替え」のうち一般的に想定されるものとして「便座の位置・向きの変更」を追加</li> </ul>	平成28年度
貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自動制御等により利用者の移動を補助する機能が付加されたもの」を追加</li> </ul>	
販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄予測支援機器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（種目追加）</li> </ul>	令和4年度

# 居宅介護支援関係参考資料

# 居宅介護支援・介護予防支援の概要・基準

## 1 居宅介護支援

### <定義> 【法第8条第24項】

- 居宅の要介護者が居宅サービス等の適切な利用ができるように、
  - ① 要介護者の心身の状況、置かれている環境、要介護者や家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成
  - ② 居宅サービス計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整
  - ③ 介護保険施設等への入所が必要な場合における紹介 等を行うこと。

### <人員基準> 【居宅介護支援 運営基準第2条・第3条】

- 従業者：事業所ごとに常勤の介護支援専門員を1人以上配置（利用者35人：介護支援専門員1人を基準）
- 管理者：事業所ごとに常勤専従の主任介護支援専門員（※）を配置  
（※）令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。  
（令和3年4月1日以降に新たに管理者となる者に対しては、更なる経過措置は適用されない。）

## 2 介護予防支援

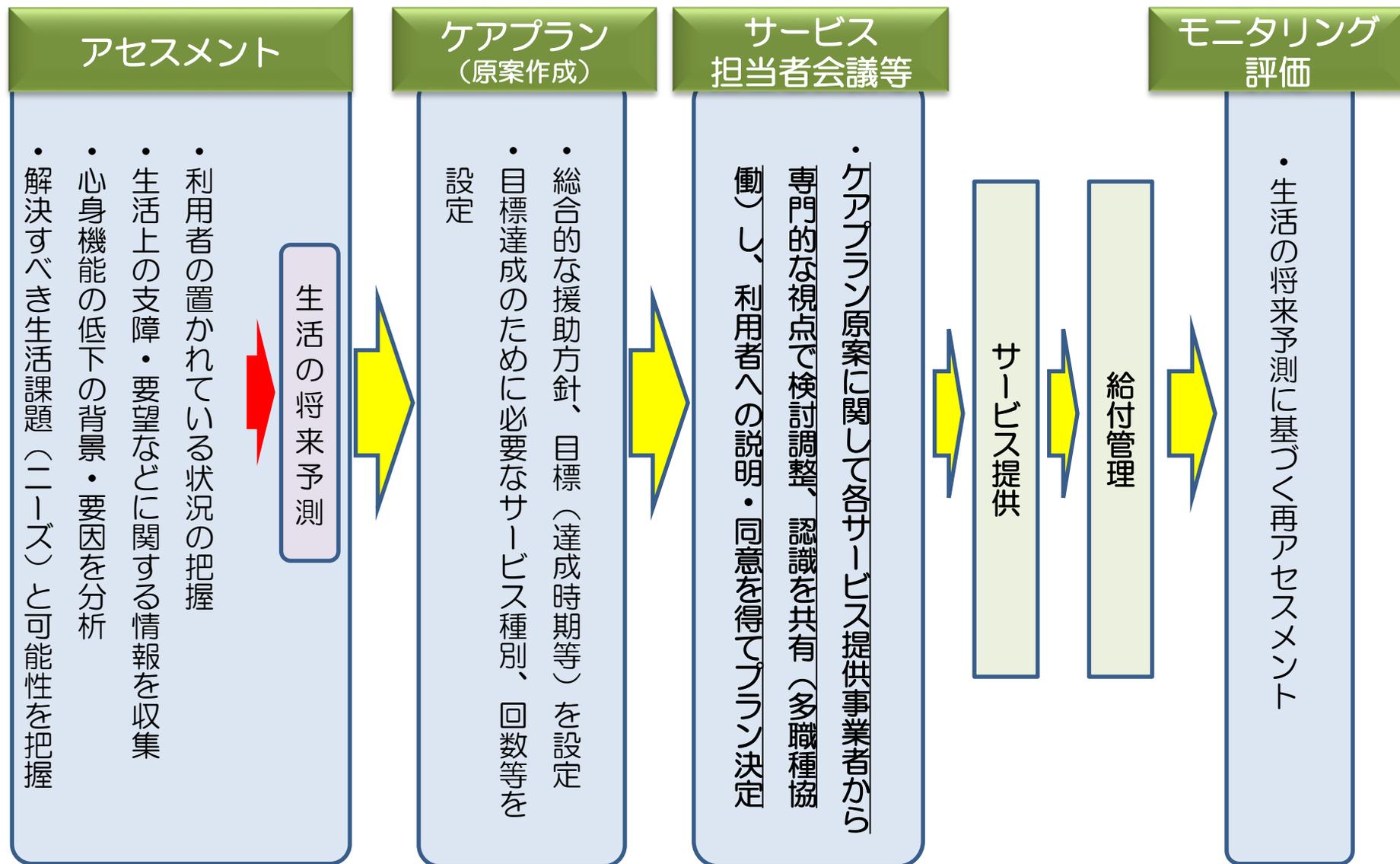
### <定義> 【法第8の2条第16項】

- 居宅の要支援者が介護予防サービス等の適切な利用ができるように、市町村が設置する地域包括支援センターが、
  - ① 要支援者の心身の状況、置かれている環境、要支援者や家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成
  - ② 介護予防サービス計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整 等を行うこと。

### <人員基準> 【介護予防支援 運営基準第2条・第3条】

- 従業者：事業所ごとに担当職員（※）を1人以上配置  
（※）①保健師、②介護支援専門員、③社会福祉士、④経験ある看護師、⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事のいずれかの要件を満たす者であって、介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者。
- 管理者：事業所ごとに常勤専従の者を配置

# ケアマネジメントの流れ



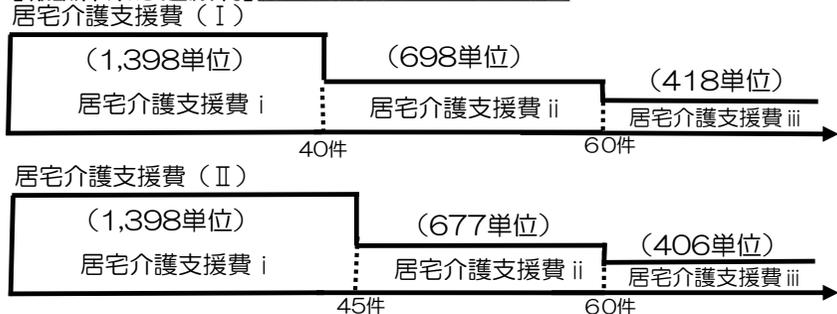
# 居宅介護支援・介護予防支援の報酬

## 居宅介護支援の介護報酬のイメージ（1月あたり）

利用者の要介護度や取扱件数に応じた基本サービス費

		要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費（Ⅰ）	居宅介護支援費（ⅰ）	1,076単位/月	1,398単位/月
	居宅介護支援費（ⅱ）	539単位/月	698単位/月
	居宅介護支援費（ⅲ）	323単位/月	418単位/月
居宅介護支援費（Ⅱ） ※一定の情報通信機器（AIを含む）の活用又は事務職員 の配置を行っている場合	居宅介護支援費（ⅰ）	1,076単位/月	1,398単位/月
	居宅介護支援費（ⅱ）	522単位/月	677単位/月
	居宅介護支援費（ⅲ）	313単位/月	406単位/月

【報酬体系は逡減制】例：要介護3・4・5の場合



※1 介護支援専門員（常勤換算）1人当たりの取扱件数が40件（Ⅱの場合は45件）以上の場合40件目から、60件以上の場合60件目から、それぞれ超過部分のみに逡減制（40件（Ⅱの場合は45件）以上60件未満の部分は居宅介護支援費ⅱ、60件以上の部分は居宅介護支援費ⅲ）を適用

※2 取扱件数には介護予防支援受託者数を2分の1とした件数を含む

※3 中山間地域等に所在する事業所は逡減制を適用しない

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

初回利用者へのケアマネジメントに対する評価（300単位）

入院時の病院等との連携  
〔・入院後3日以内：200単位  
・入院後7日以内：100単位〕

退院・退所時の病院等との連携

・退院・退所時カンファレンスへの参加あり  
（連携1回：600単位、連携2回：750単位、連携3回：900単位）  
・退院・退所時カンファレンスへの参加なし  
（連携1回：450単位、連携2回：600単位）

通院時の病院等との連携

（50単位）

利用者の状態の急変等に伴い利用者宅で行われるカンファレンスへの参加（200単位）

末期がん患者に対する頻回な居宅訪問や主治医・事業者との連携に対する評価（400単位）

ケアマネジメント等の

質の高い事業所への評価  
（Ⅰ：505単位、Ⅱ：407単位、Ⅲ：309単位、A：100単位）

・離島等の事業所がサービスを提供した場合（15%）  
・中山間地域等の小規模事業所がサービスを提供した場合（10%）  
・中山間地域等の利用者にサービスを提供した場合（5%）

ケアマネジメント等の質の高い事業所について、医療機関等と総合的に連携する事業所を更に評価（125単位）

サービス担当者会議や定期的な利用者の居宅訪問未実施、契約時の説明不足等（▲50%）

訪問介護等において特定の事業所を位置付ける割合が80%を超える場合（▲200単位）

## 介護予防支援の介護報酬のイメージ（1月あたり）

介護予防支援費

438単位/月

+

初回利用者へのケアマネジメントに対する評価（300単位）

居宅介護支援事業所への委託時の適切な情報連携等に対する評価（300単位）

# 介護支援専門員の1人あたり担当利用者数について

○ 介護支援専門員の1人あたり担当利用者数については、要介護で約28人、要支援では約5人で、合計で約33人であった。

実施年度	調査事業名	回収数 (事業所)	1事業所あたり 利用者数 (人)			介護支援専門員の 常勤換算人員 (人) (常勤+非常勤)	常勤換算の介護支援 専門員1人あたり利用者数 (人) (換算人員ベース)		
			要支援	要介護			要支援	要介護	
H29	介護サービス施設・事業所調査 (特別集計)	34,259	—	—	67.5	2.6	—	—	25.9
R01	老健事業 (管理者要件に関する調査)	33,264	85.7	15.2	70.5	2.8	30.8	5.6	25.2
R03	老人保健健康増進等事業 (報酬改定の影響に関する調査)	1,134	93.2	13.4	79.8	3.1	32.7	4.8	27.9

※ 介護サービス施設・事業所調査では、居宅介護事業所における要支援者の人数については調査対象外のため把握できない。

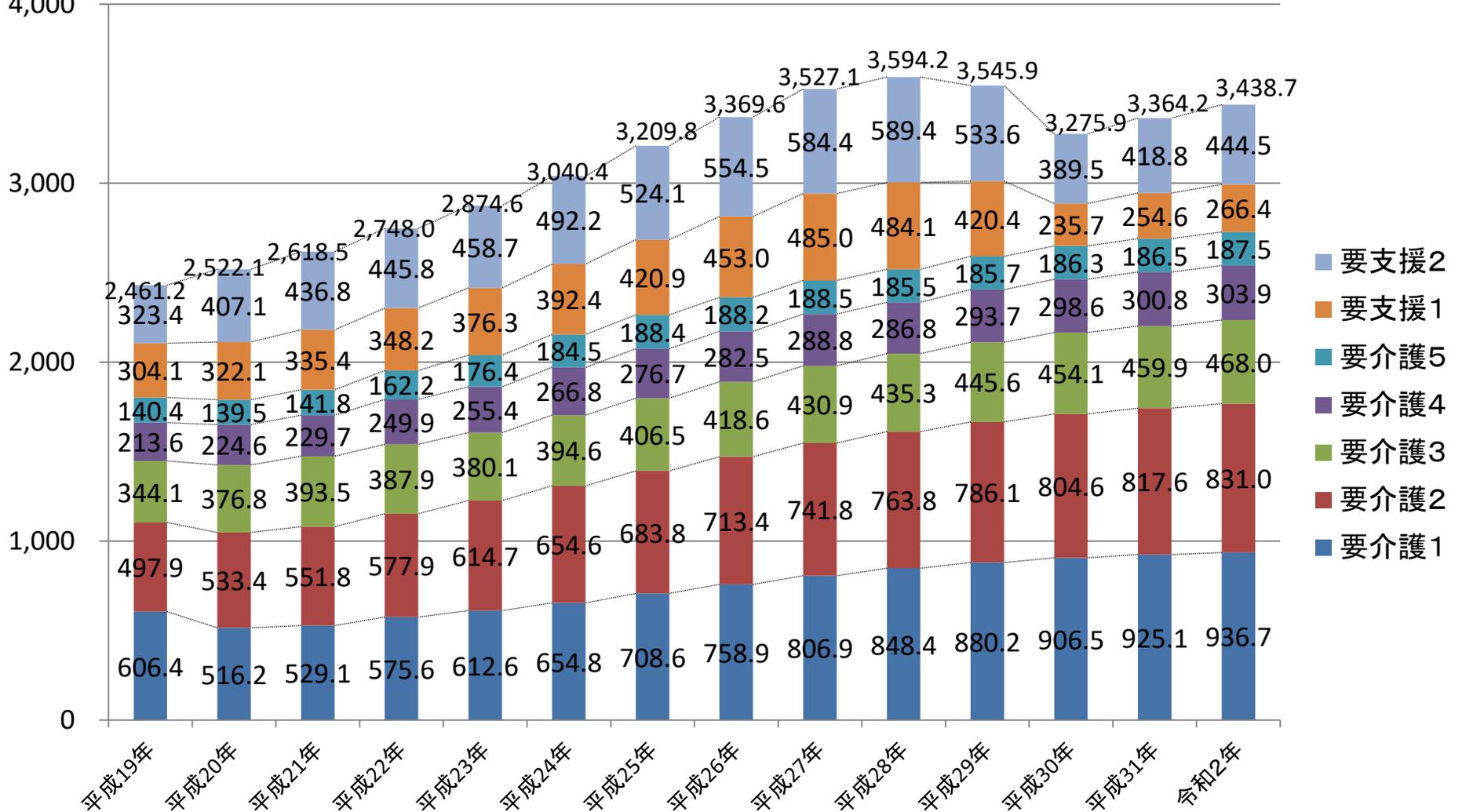
※ 令和3年度の調査では、「介護サービス情報公表システム」に登録されている居宅介護支援事業所を母集団として単純無作為抽出を行い、2,000事業所を対象とした。

## 【出典】

- ・「介護サービス施設・事業所調査」(平成29年度)(老健局振興課特別集計)
- ・老人保健健康増進等事業(令和元年度)「居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業「管理者要件に関する調査」」((株)三菱総合研究所)
- ・老人保健健康増進等事業(令和3年度)「居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業」((株)三菱総合研究所)

# 居宅介護支援・介護予防支援の受給者数

(千人)  
4,000

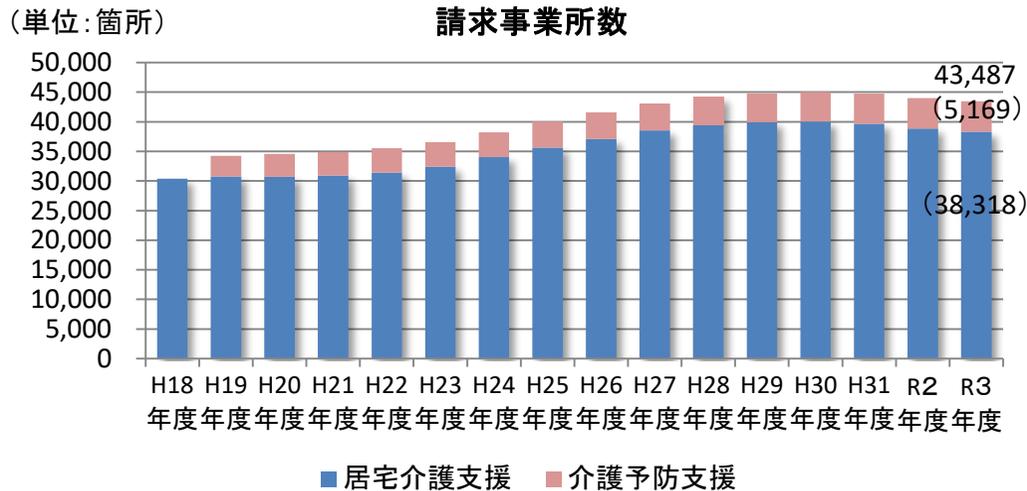
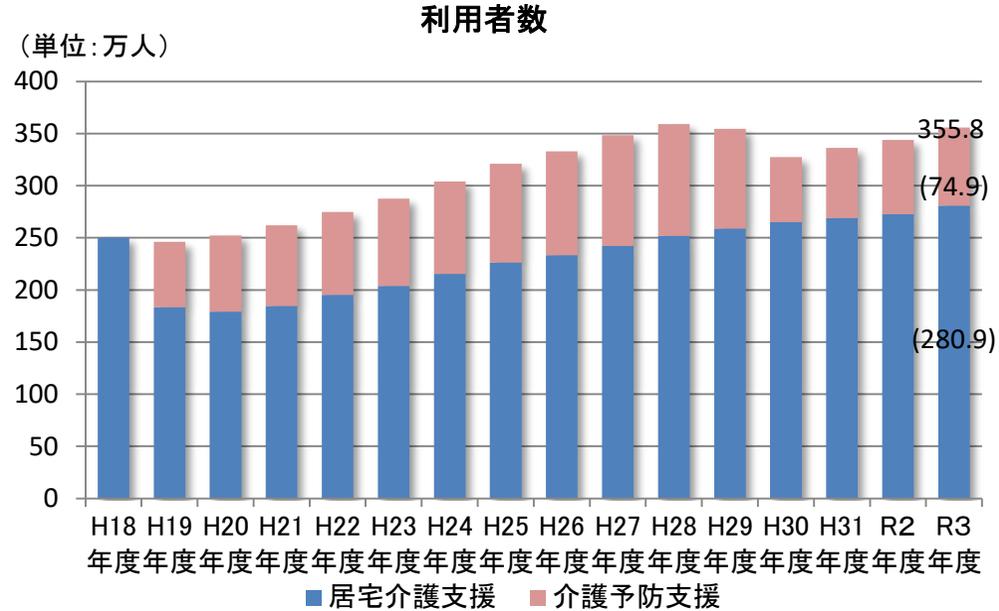
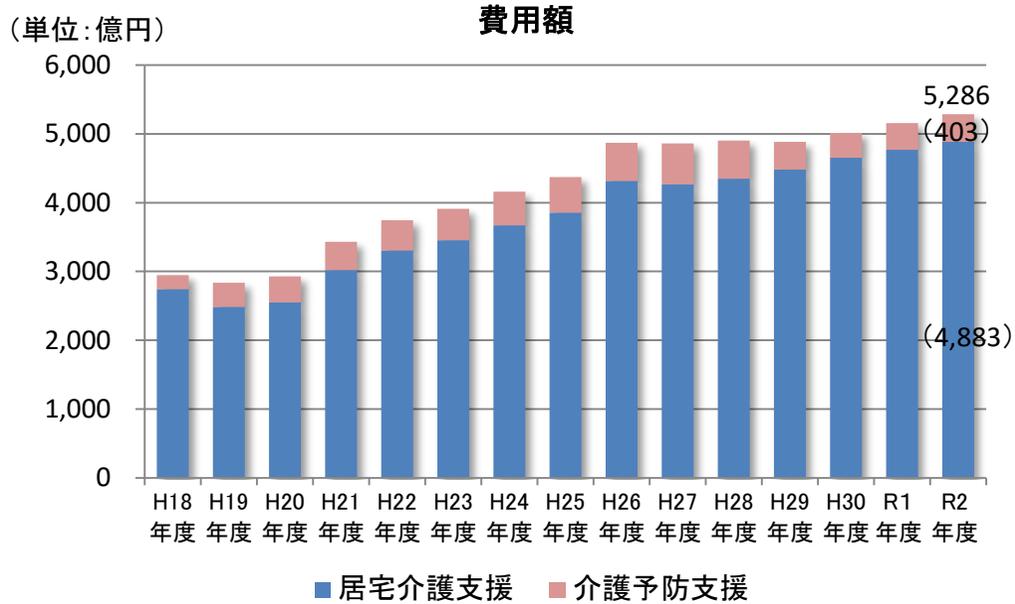


※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。  
 ※経過的要介護は含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：介護給付費等実態調査)」(各年4月審査分)

# 居宅介護支援の事業所数・利用者数等

○居宅介護支援・介護予防支援の利用は、ここ数年は増加傾向にある。



居宅介護支援・介護予防支援の  
介護サービス費用額(令和2年度)

(上欄の単位: 億円)

要支援		要介護					合計
1	2	1	2	3	4	5	
153	249	1,550	1,360	955	633	385	5,285
2.9%	4.7%	29.3%	25.7%	18.1%	12.0%	7.3%	100%

【出典】令和2年度介護給付費等実態統計(旧:介護給付費等実態調査)

注1) 費用額の値は、5月審査(4月サービス)分から翌年の4月審査(3月サービス)分までの合計である。

注2) 利用者数、請求事業所数の値は、4月審査分である。

# 介護支援専門員の概要

## 1 介護支援専門員の定義

- 要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、市町村、サービス提供事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するとして介護支援専門員証の交付を受けた者。【法第7条第5項】

## 2 資格取得・研修体系

### <介護支援専門員実務研修受講試験>

- 受験要件【法第69条の2第1項、規則第113条の2】

保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく業務（※1）又は一定の相談援助業務（※2）に従事した期間が通算して5年以上

（※1）医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

（※2）生活相談員（介護老人福祉施設等）、支援相談員（介護老人保健施設）、相談支援専門員（障害者総合支援法）、主任相談支援員（生活困窮者自立支援法）

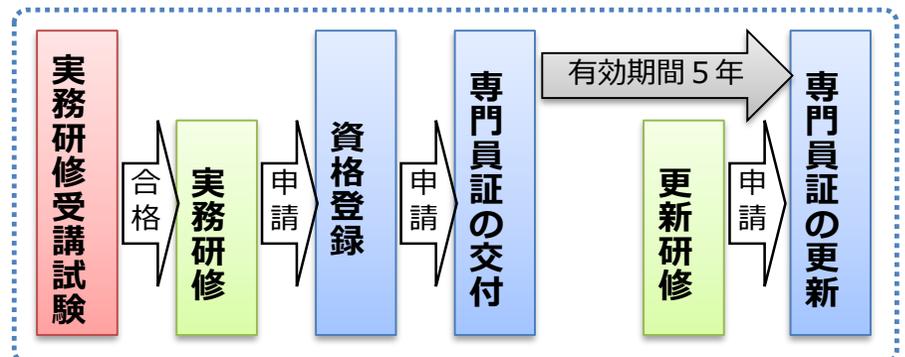
### <介護支援専門員実務研修>

- 受講要件【法第69条の2第1項、規則第113条の4第1項】  
介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者

### <介護支援専門員更新研修>

- 受講要件【法第69条の8第2項、規則第113条の18項第1項】  
介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者

### 【資格取得・更新の流れ】



# 主任介護支援専門員の概要

## 1 主任介護支援専門員の定義

- 他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われる研修を修了した者。【施行規則第140条の66第1号、第140の68第1項第1・2号】

## 2 資格取得・研修体系

### <主任介護支援専門員研修>

- 受験要件【介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日 老発0704第2号 厚生労働省老健局長通知）】

介護支援専門員更新研修修了者であって、以下の①から④のいずれかに該当する者

- ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（管理者との兼務期間も算定可能）
- ② ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（管理者との兼務期間も算定可能）
- ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※ その他、質の高い研修を実施する観点から、都道府県において上記要件以外の要件を設定することも可能。

### <主任介護支援専門員更新研修>

- 受講要件【介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日 老発0704第2号 厚生労働省老健局長通知）】

主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新を受けようとする者であって、以下の①から⑤のいずれかに該当する者

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※ その他、質の高い研修を実施する観点から、都道府県において上記要件以外の要件を設定することも可能。

# 介護支援専門員養成研修の概要

## 1. 実施主体

- 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

## 2. 研修内容

	主な対象者（受講要件）	研修時間
<b>介護支援専門員の資格取得を希望する場合</b>		
実務研修	実務研修受講試験の合格者	87時間以上
<b>介護支援専門員の資格継続を希望する場合</b>		
更新研修	介護支援専門員の有効期間が概ね1年以内の者 (※ 2回目以降の更新の場合)	88時間以上 (32時間以上)
専門研修	専門Ⅰ課程：就業後6月以上の実務従事者 専門Ⅱ課程：専門Ⅰ修了者であって、就業後3年以上の実務従事者	Ⅰ：56時間以上 Ⅱ：32時間以上
<b>介護支援専門員の資格再取得を希望する場合</b>		
再研修	介護支援専門員証の再交付を希望する者	54時間以上
<b>主任介護支援専門員の資格取得・資格継続を希望する場合</b>		
主任研修	更新研修又は専門Ⅰ・Ⅱ研修の修了者	70時間以上
主任更新研修	主任介護支援専門員の有効期間が概ね2年以内の者	46時間以上

## 3. 研修の費用

- 地域医療介護総合確保基金の活用が可能（※ ただし、研修教材等の実費相当分や受講者の旅費・宿泊費は受講者が負担）

# 介護支援専門員更新研修のカリキュラム

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成18年厚生労働省告示第218号）

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	3
	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開（※）	4
	対人個別援助技術及び地域援助技術	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践	4
	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	2
講義・演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	12
	ケアマネジメントの演習	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	4
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
	認知症に関する事例	4
	入退院時等における医療との連携に関する事例	4
	家族への支援の視点が必要な事例	4
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	4
	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス施設サービス等）の活用に関する事例	4

研修科目		時間
講義・演習	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例（※）	4
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例（※）	4
	認知症に関する事例（※）	4
	入退院時等における医療との連携に関する事例（※）	4
	家族への支援の視点が必要な事例（※）	4
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例（※）	4
	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス施設サービス等）の活用に関する事例（※）	4
研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	2	
<b>合計</b>		<b>88</b>

注1) 更新研修の受講が2回目以降の場合には、※印の科目のみ受講。

⇒ ※印なし：56時間（専門研修Ⅰ）  
 ※印あり：32時間（専門研修Ⅱ）

注2) 修了評価を実施すること。

# 課題分析標準項目（23項目）

## 基本情報に関する項目

No.	標準項目名	項目の主な内容(例)
1	基本情報(受付、利用者等基本情報)	居宅サービス計画作成についての利用者受付情報(受付日時、受付対応者、受付方法等)、利用者の基本情報(氏名、性別、生年月日、住所・電話番号等の連絡先)、利用者以外の家族等の基本情報について記載する項目
2	生活状況	利用者の現在の生活状況、生活歴等について記載する項目
3	利用者の被保険者情報	利用者の被保険者情報(介護保険、医療保険、生活保護、身体障害者手帳の有無等)について記載する項目
4	現在利用しているサービスの状況	介護保険給付の内外を問わず、利用者が現在受けているサービスの状況について記載する項目
5	障害老人の日常生活自立度	障害老人の日常生活自立度について記載する項目
6	認知症である老人の日常生活自立度	認知症である老人の日常生活自立度について記載する項目
7	主訴	利用者及びその家族の主訴や要望について記載する項目
8	認定情報	利用者の認定結果(要介護状態区分、審査会の意見、支給限度額等)について記載する項目
9	課題分析(アセスメント)理由	当該課題分析(アセスメント)の理由(初回、定期、退院退所時等)について記載する項目

## 課題分析(アセスメント)に関する項目

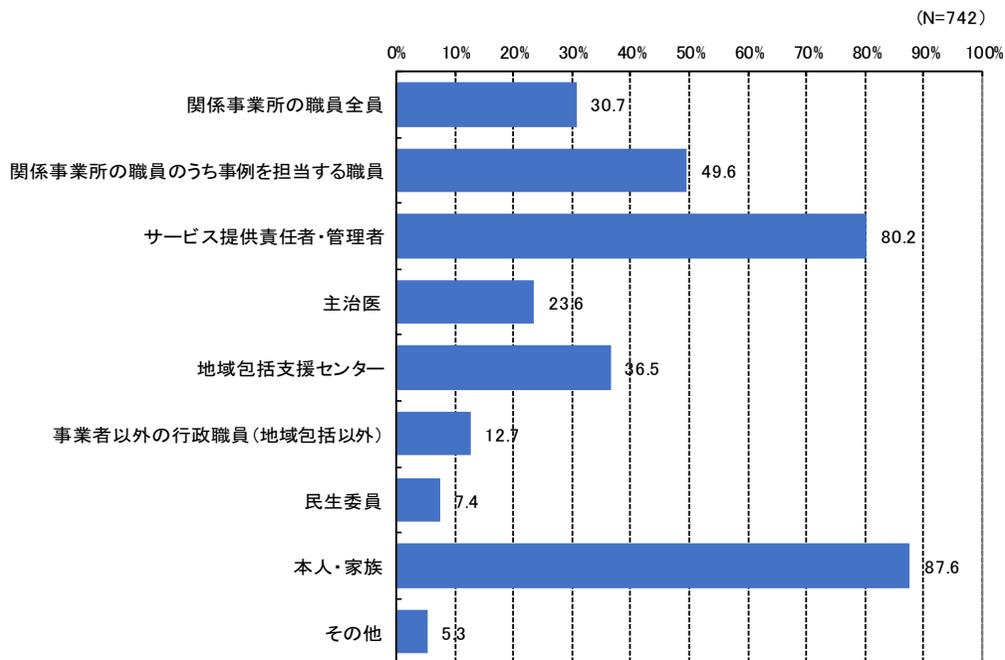
No.	標準項目名	項目の主な内容(例)
10	健康状態	利用者の健康状態(既往歴、主傷病、症状、痛み等)について記載する項目
11	ADL	ADL(寝返り、起きあがり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等)に関する項目
12	IADL	IADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する項目
13	認知	日常の意思決定を行うための認知能力の程度に関する項目
14	コミュニケーション能力	意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーションに関する項目
15	社会との関わり	社会との関わり(社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等)に関する項目
16	排尿・排便	失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度などに関する項目
17	じょく瘡・皮膚の問題	じょく瘡の程度、皮膚の清潔状況等に関する項目
18	口腔衛生	歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目
19	食事摂取	食事摂取(栄養、食事回数、水分量等)に関する項目
20	問題行動	問題行動(暴言暴行、徘徊、介護の抵抗、収集癖、火の不始末、不潔行為、異食行動等)に関する項目
21	介護力	利用者の介護力(介護者の有無、介護者の介護意思、介護負担、主な介護者に関する情報等)に関する項目
22	居住環境	住宅改修の必要性、危険箇所等の現在の居住環境について記載する項目
23	特別な状況	特別な状況(虐待、ターミナルケア等)に関する項目

# サービス担当者会議の出席者

サービス担当者会議の出席者（必要に応じて出席する人も含む）をみると、「本人・家族」が87.6%、「サービス提供責任者・管理者」が80.2%、「関係事業所の職員のうち事例を担当する職員」が49.6%となっている。

全体： 全対象者	関係事業 所の職員 全員	関係事業 所の職員 のうち事例 を担当する 職員	サービス提 供責任者・ 管理者	主治医	地域包括 支援セン ター	事業者以 外の行政 職員(地域 包括以外)	民生委員	本人 ・家族	その他	無回答
742	228	368	595	175	271	94	55	650	39	42
100.0	30.7	49.6	80.2	23.6	36.5	12.7	7.4	87.6	5.3	5.7

上段：件数、下段：割合



# ケアマネジャーによるモニタリングについて①

- 1か月に2回以上の頻度でモニタリングを行う利用者の割合をみると、「1～2割未満」または「2～3割未満」と回答した事業所があわせて67.4%であった。
- 2回目以降の訪問以外の方法でのモニタリング頻度（1か月あたり）については、「電話やSNSでの話し合い」が平均15.2回、「その他の方法でのモニタリング」が平均5.0回であった。

## ○ 1か月に2回以上の頻度でモニタリングを行う利用者の割合

	件数	1割未満	1割～2割未満	2割～3割未満	3割～4割未満	4割～5割未満	5割～6割未満	6割～7割未満	7割～8割未満	8割～9割未満	9割～10割未満	10割	無回答	平均
合計	1279	86 6.7%	534 41.8%	328 25.6%	181 14.2%	38 3.0%	24 1.9%	13 1.0%	4 0.3%	11 0.9%	1 0.1%	6 0.5%	53 4.1%	1.91

## ○ 2回目以降の訪問以外の方法でのモニタリング頻度(1か月あたり)(事業所全体)

	件数	0回	1回	3回	5回	7回	9回	11回	13回	15回	17回	19回	21回以上	無回答	平均
電話やSNSでの話し合い	1279	100 7.8%	362 28.3%	128 10.0%	83 6.5%	11 0.9%	114 8.9%	3 0.2%	1 0.1%	36 2.8%	1 0.1%	62 4.8%	153 12.0%	225 17.6%	15.23
その他の方法でのモニタリング	1279	384 30.0%	146 11.4%	41 3.2%	35 2.7%	3 0.2%	45 3.5%	0 0.0%	0 0.0%	10 0.8%	1 0.1%	15 1.2%	33 2.6%	566 44.3%	5.04

# 前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合や各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合

## 概要

【居宅介護支援】

- ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。【省令改正】
  - ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
  - ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

### 介護情報公表システムの運営情報において公表

訪問介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
通所介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
地域密着型通所介護 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)
福祉用具貸与 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)	〇〇事業所 (〇%)

\* 各サービス（特定事業所集中減算対象サービス）を位置付けたケアプラン数／事業所のケアプラン総数

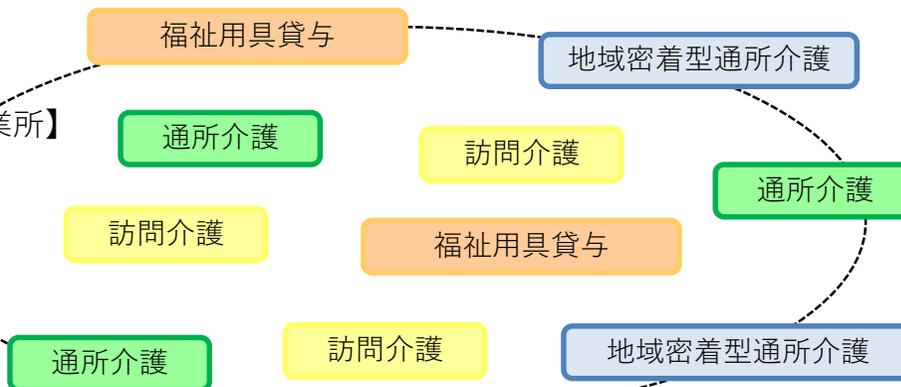
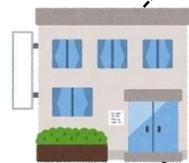
介護情報公表システム



掲載

【居宅介護支援事業所】

説明



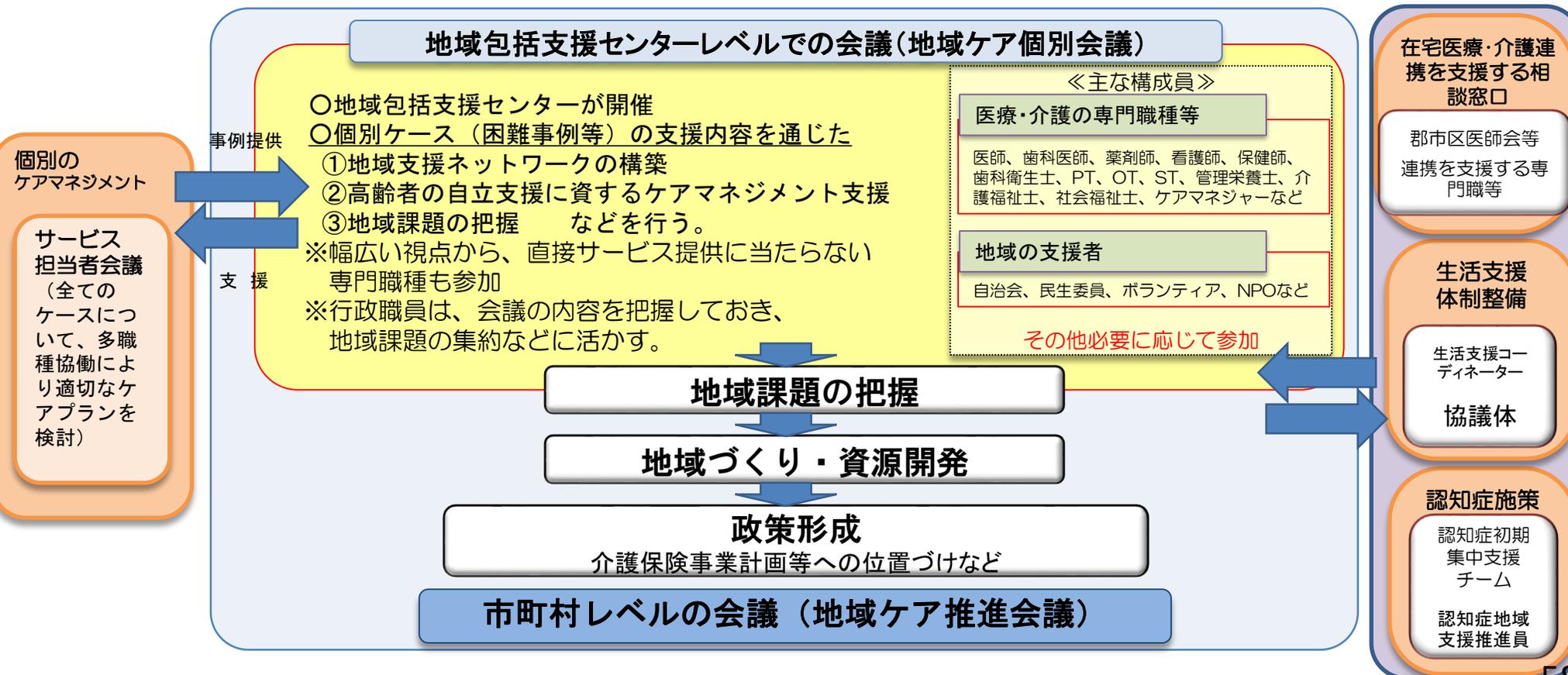
# 地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業(地域包括支援センターの運営費)とは別枠で計上

(参考)平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。(法第115条の48)

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など



- ・ 自法人の系列のサービスの利用を必要性を超えて推奨したことの有無
- ・ 特定のサービスや事業所への集中について

○ 自法人の系列のサービスの利用を必要性を超えて推奨したことの有無は、居宅介護支援事業所の場合、「ない」が90.2%「ある」が8.1%であった。

○ 平成30年10月～令和元年9月に、自法人の系列の居宅介護サービス・地域密着型サービスの利用（施設系サービスを除く）を、必要性を超えて推奨したことの有無については、6.0%の介護支援専門員が「ある」と回答した。

		全体	ある	ない	無回答
平成30年度	居宅介護支援事業所	3,489 100.0%	281 8.1%	3,146 90.2%	62 1.8%
	介護予防支援事業所	3,354 100.0%	186 5.5%	3,090 92.1%	78 2.3%
平成28年度	居宅介護支援事業所	4,682 100.0%	581 12.4%	3,975 84.9%	126 2.7%

注) 平成30年度は、直近1年間（平成29年10月から平成30年9月）という期間を設定しているが、平成28年は期間を設定していない。

【出典】平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成30年度調査）  
「（3）居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業 報告書」

平成30年10月～令和元年9月に、自法人の系列の居宅介護サービス・地域密着型サービスの利用（施設サービスを除く）を、必要性を超えて推奨したことの有無

	全体	ある	ない	無回答
居宅介護支援事業所	2,074 100.0%	125 6.0%	1,926 92.9%	23 1.1%
介護予防支援事業所	11,192 100.0%	408 3.6%	10,753 96.1%	31 0.3%

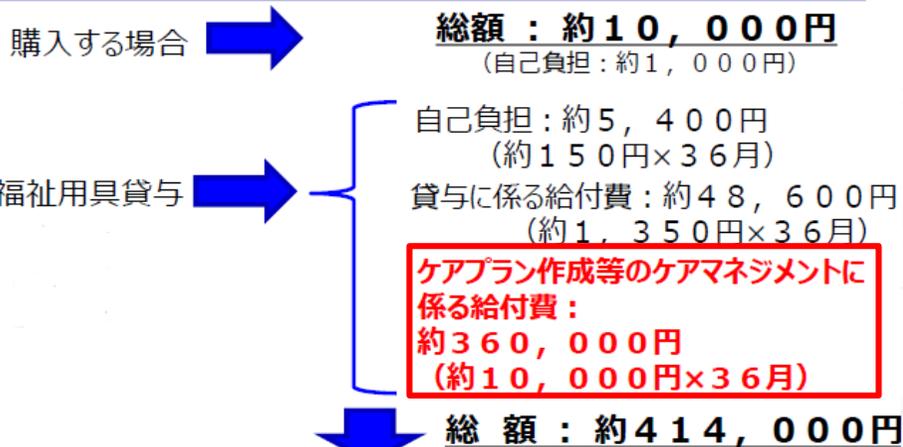
【出典】令和元年度老人保健健康増進等事業  
「居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業 報告書」（株）三菱総合研究所

# 貸与と購入の費用比較

- 財務省の試算では、貸与の場合のケアマネジメントに係る給付費を10,000円/月としており、その場合の貸与から購入に切り替えた場合の費用効果は約40万円となっている。
- 一方で福祉用具貸与の利用者が軽度者（要支援1、2）に多いことから、ケアマネジメントに係る給付費を介護予防支援費（438単位）で計算すると、貸与から購入に切り替えた場合の費用効果は約20万円となる。

## 居宅介護支援費 10,000円/月で計算

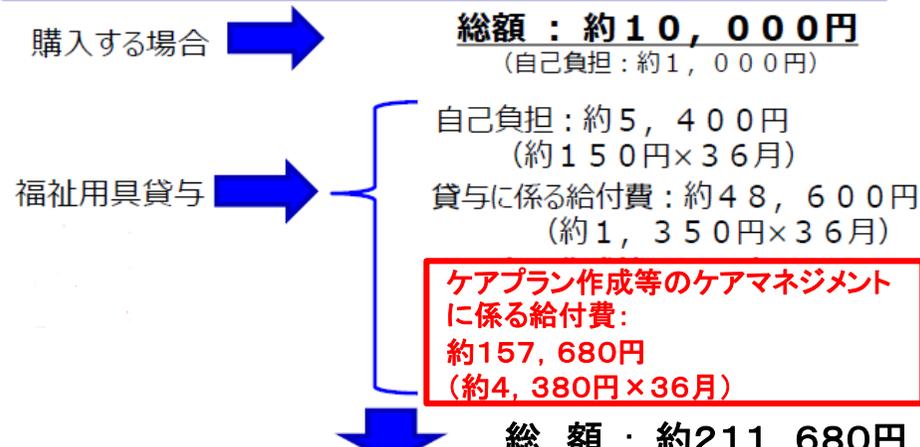
(例) 歩行補助つえを3年間使用する場合（1割負担の者）  
販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円/月



**購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している**

## 介護予防支援費 4,380円/月で計算

(例) 歩行補助つえを3年間使用する場合（1割負担の者）  
販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円/月



**購入する場合と比べて約20万円の費用を要している**

# 福祉用具の貸与と販売における差異の背景等について

## 居宅介護支援における取扱い

- 居宅介護支援の基本報酬は、①利用者に対し居宅介護支援を提供し、かつ、②ケアプランにおいて位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を市町村に提出した場合に算定できる。（報酬告示別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 注1）
  - ※ 居宅介護支援とは、ケアプランを作成するとともに、当該ケアプランに基づくサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整等（ケアプランの実施状況の把握のためのモニタリングを含む）を行うことをいう。（法第8条第24項、指定基準第13条第13号等）
  - ※ 法定代理受領とは、利用者が指定居宅サービス事業者からサービスを受けたときに、利用者がサービス事業者に支払うべきサービスに要した費用について、市町村が居宅介護サービス費として利用者に対し支給すべき額の限度において、利用者に代わり、当該サービス事業者を支払うこと。（法第41条第6項）
  - ※ 法定代理受領サービスには、福祉用具貸与は含まれるが、特定福祉用具販売は含まれない。（法第41条第1項、第6項）
- 福祉用具貸与は、単一のサービス利用であっても、ケアプランが作成され、毎月、福祉用具貸与サービスの提供に対して介護報酬が支払われる仕組みであり、居宅介護支援事業所は、毎月、給付管理票を市町村に提出する。このため、上記①②の要件に該当し、居宅介護支援の基本報酬が算定できる。
- 特定福祉用具販売は、単一のサービス利用の場合、特定福祉用具を購入した費用については居宅介護福祉用具購入費が支給され、それをもって保険給付は終了し、継続的なサービス提供は想定されない。このため、上記②の要件に該当せず、ケアプランも作成されないため、居宅介護支援の基本報酬を算定できない。

（参照条文のみつづく）

# 福祉用具の貸与と販売における差異の背景等について

## 居宅介護支援における取扱い

(参照条文)

### 介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

第8条 1～23（略）

24 この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス(以下この項において「指定居宅サービス等」という。)の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下この項、第百十五条の四十五第二項第三号及び別表において「居宅サービス計画」という。)を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいい、「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

25～29（略）

第41条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

2～5（略）

6 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたとき(当該居宅要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。)は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者に支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者を支払うことができる。

8～12（略）

(参照条文のみつづく)

# 福祉用具の貸与と販売における差異の背景等について

## 居宅介護支援における取扱い

(参照条文)

### 介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

第44条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。  
2～7（略）

### 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）（抄）

別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表

注1（略）利用者に対して指定居宅介護支援(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。)第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。（略）

### 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)（抄）

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。  
一～十三（略）  
十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。  
十四～二十七（略）

(法定代理受領サービスに係る報告)

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(略)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

関連データ

# 要介護(要支援)状態区別にみた年間継続受給者数の変化別割合

出典：介護保険総合データベース（任意集計）

○ 平成31年4月と令和2年3月の二時点において、福祉用具貸与の種目が同一であり、二時点のそれぞれにおいて居宅介護支援（介護予防支援）のみを利用している場合を集計

		令和2年3月								
		総数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用者数（千人）		168.5	47.5	53.5	24.0	27.7	9.8	4.4	1.6	
平成31年4月	総数	168.5 (100.0%)	100%	28.2%	31.8%	14.3%	16.4%	5.8%	2.6%	1.0%
	要支援1	48.0 (28.5%)	100%	80.4%	15.0%	3.2%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%
	要支援2	53.3 (31.7%)	100%	12.7%	78.2%	5.1%	3.1%	0.6%	0.3%	0.1%
	要介護1	23.7 (14.1%)	100%	5.1%	10.2%	69.0%	12.5%	2.3%	0.7%	0.2%
	要介護2	27.0 (16.0%)	100%	2.1%	5.3%	8.8%	74.8%	6.8%	1.9%	0.3%
	要介護3	9.9 (5.9%)	100%	2.3%	4.5%	6.4%	15.8%	63.5%	6.2%	1.2%
	要介護4	4.9 (2.9%)	100%	2.7%	5.0%	7.1%	13.8%	10.8%	55.3%	5.3%
	要介護5	1.6 (1.0%)	100%	1.6%	2.9%	5.0%	8.5%	6.6%	9.5%	65.8%

(参考) 介護保険サービス受給者全体（「令和元年度 介護給付費等実態統計の概況」より）

		令和2年3月								
		総数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用者数（千人）		3759.3	192.2	339.2	773.8	813.7	644.1	569.5	426.9	
平成31年4月	総数	3,759.3 (100.0%)	100%	5.1%	9.0%	20.6%	21.6%	17.1%	15.1%	11.4%
	要支援1	222.2 (5.9%)	100%	70.8%	16.8%	8.6%	2.5%	0.8%	0.4%	0.1%
	要支援2	356.4 (9.5%)	100%	6.7%	74.4%	10.6%	5.8%	1.5%	0.8%	0.2%
	要介護1	872.5 (23.2%)	100%	0.8%	2.3%	72.3%	16.5%	5.4%	2.1%	0.6%
	要介護2	810.5 (21.6%)	100%	0.3%	1.3%	7.5%	71.4%	13.2%	4.9%	1.4%
	要介護3	619.1 (16.5%)	100%	0.2%	0.6%	2.5%	7.2%	70.2%	14.4%	4.9%
	要介護4	528.2 (14.1%)	100%	0.1%	0.4%	1.5%	3.2%	7.7%	73.8%	13.2%
	要介護5	350.4 (9.3%)	100%	1.6%	2.9%	5.0%	8.5%	6.6%	8.0%	88.3%

# 長期利用者について要介護度の変化

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」（株式会社三菱総合研究所）より

- 長期利用者において、福祉用具1種のみ利用は、要支援～要介護1の割合が多く、要介護度の変化では、半数の対象者が維持できている現状である。

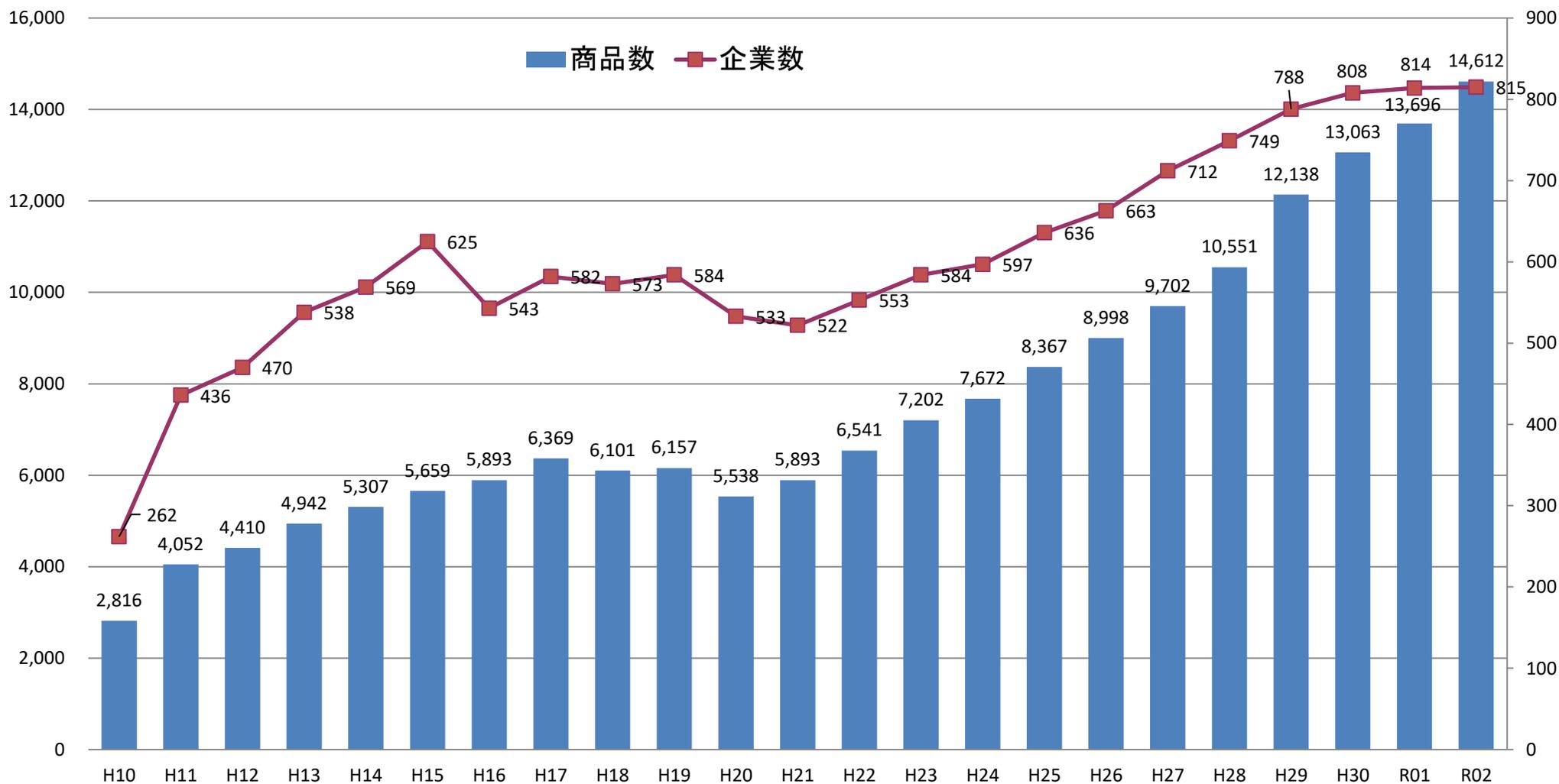
		件数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	変更・申請中	無回答
貸与開始時	福祉用具1種のみ	356	68 19.1%	100 28.1%	58 16.3%	63 17.7%	32 9.0%	21 5.9%	6 1.7%	4 1.1%	4 1.1%
	福祉用具複数利用・他サービス利用なし	312	25 8.0%	60 19.2%	39 12.5%	76 24.4%	45 14.4%	36 11.5%	27 8.7%	1 0.3%	3 1.0%
	他サービス利用あり	383	31 8.1%	62 16.2%	57 14.9%	80 20.9%	72 18.8%	54 14.1%	19 5.0%	2 0.5%	6 1.6%
現在	福祉用具1種のみ	356	68 19.1%	94 26.4%	63 17.7%	60 16.9%	31 8.7%	22 6.2%	11 3.1%		7 2.0%
	福祉用具複数利用・他サービス利用なし	312	16 5.1%	41 13.1%	38 12.2%	73 23.4%	54 17.3%	44 14.1%	38 12.2%	3 1.0%	5 1.6%
	他サービス利用あり	383	13 3.4%	43 11.2%	47 12.3%	101 26.4%	70 18.3%	52 13.6%	47 12.3%	1 0.3%	9 2.3%

	件数	改善	維持	悪化	変更・申請中	無回答
福祉用具1種のみ	356	71 19.9%	182 51.1%	90 25.3%	4 1.1%	9 2.5%
福祉用具複数利用・他サービス利用なし	312	60 19.2%	114 36.5%	128 41.0%	4 1.3%	6 1.9%
他サービス利用あり	383	62 16.2%	146 38.1%	159 41.5%	3 0.8%	13 3.4%

# 福祉用具情報システム（TAIS）に登録されている福祉用具について

○ 公益財団法人テクノエイド協会が運営している「福祉用具情報システム（TAIS）」に登録されている福祉用具について、年度末の登録状況を比較。

（※）治療訓練用具、義肢・装具等、介護保険制度の対象種目以外の福祉用具も含む。



# 福祉用具の市場規模

一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会 福祉用具産業市場動向調査（2019年度版）を基に作成

(単位) 億円

分類	2000年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	19/18年	19/09年
福祉用具(狭義)	11,603	11,069	11,652	11,738	12,344	13,483	13,997	14,504	14,552	15,106	14,990	15,033	100.3	135.8
領域 A	11,234	10,653	11,239	11,323	11,917	12,968	13,484	13,977	14,022	14,576	14,471	14,548	100.5	136.6
家庭用治療器	1,071	1,012	739	708	675	708	703	820	766	927	544	544	100.0	53.8
義肢・装具(広義)	2,272	1,790	1,713	1,707	1,918	2,106	2,226	2,293	2,262	2,232	2,225	2,160	97.1	120.7
パーソナルケア関連	2,539	3,210	3,346	3,475	3,680	4,003	4,275	4,382	4,491	4,626	4,711	4,886	103.7	152.2
おむつ	860	1,384	1,405	1,437	1,555	1,580	1,605	1,700	1,741	1,812	1,926	2,026	105.2	146.4
入浴関連	231	210	222	230	232	238	231	230	228	232	230	230	100.0	109.5
排泄関連	1,285	1,441	1,519	1,600	1,682	1,970	2,205	2,193	2,268	2,317	2,295	2,376	103.5	164.9
ポータブルトイレ	25	51	52	54	57	58	55	52	50	50	48	47	97.9	92.2
温水洗浄便座	1,137	1,357	1,438	1,517	1,591	1,882	2,112	2,113	2,195	2,243	2,223	2,305	103.7	169.9
ストーマ用品	89	19	11	10	15	7	14	9	4	6	7	7	100.0	36.8
その他排泄関連	34	14	18	19	19	23	24	19	19	18	17	17	100.0	121.4
衣類・靴類	-	142	167	175	176	181	200	225	221	232	228	222	97.4	156.3
その他	163	33	33	33	35	34	34	34	33	33	32	32	100.0	97.0
移動機器等	1,000	954	975	1,026	1,183	1,202	1,288	1,212	1,197	1,196	1,229	1,192	97.0	124.9
杖・歩行器	58	104	114	120	138	147	151	150	148	158	170	175	102.9	168.3
杖	15	37	39	40	41	45	47	48	50	51	56	54	96.4	145.9
歩行器・歩行車	12	24	34	40	51	55	60	60	58	65	73	73	100.0	304.2
歩行器	-	6	7	8	7	7	7	6	6	6	6	7	116.7	116.7
歩行車	-	18	27	32	44	48	53	54	52	59	67	66	98.5	366.7
シルバーカー	31	43	41	40	46	47	44	42	40	42	41	48	117.1	111.6
車いす	331	271	271	276	292	287	298	302	308	311	310	302	97.4	111.4
手動車いす	214	188	193	203	217	215	224	229	231	230	228	220	96.5	117.0
(介助式)車いす	-	62	60	66	70	69	70	69	69	74	72	74	102.8	119.4
(自走式)車いす	-	126	133	137	147	146	154	160	162	156	156	146	93.6	115.9
電動車いす(ジョイスティック形)	21	18	19	18	18	18	17	17	19	19	18	16	88.9	88.9
電動三(四)輪車(ハンドル形)	72	39	35	31	30	27	26	24	26	30	32	34	106.3	87.2
車いす用品	24	26	24	24	27	27	31	32	32	32	32	32	100.0	123.1
福祉車両等	582	559	568	605	727	740	809	729	709	696	718	683	95.1	122.2
リフト等	26	17	19	22	23	25	27	28	29	28	28	29	103.6	170.6
その他	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	100.0	100.0

# 福祉用具の市場規模

一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会 福祉用具産業市場動向調査（2019年度版）を基に作成

(単位) 億円

分類	2000年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	19/18年	19/09年
福祉用具(狭義)	11,603	11,069	11,652	11,738	12,344	13,483	13,997	14,504	14,552	15,106	14,990	15,033	100.3	135.8
領域A	11,234	10,653	11,239	11,323	11,917	12,968	13,484	13,977	14,022	14,576	14,471	14,548	100.5	136.6
家具・建物等	906	736	788	847	949	1,023	1,103	1,085	1,111	1,102	1,104	1,074	97.3	145.9
ベッド	533	386	428	470	526	550	606	586	617	598	599	553	92.3	143.3
在宅(介護)向けベッド	-	203	207	211	224	228	256	255	269	252	255	221	86.7	108.9
医療向けベッド	-	153	186	223	264	286	312	296	311	310	309	299	96.8	195.4
その他ベッド(分類不可含)	-	30	35	36	38	36	38	35	37	36	35	33	94.3	110.0
段差解消機	64	43	45	45	52	55	52	52	53	54	53	52	98.1	120.9
スロープ	-	13	12	13	14	14	15	15	14	14	15	17	113.3	130.8
ホームエレベータ	131	52	49	46	46	53	53	53	47	47	44	43	97.7	82.7
椅子、座位保持装置	29	44	47	44	44	45	46	45	50	51	53	55	103.8	125.0
手すり・握りバー	77	161	171	195	228	266	286	288	285	290	291	300	103.1	186.3
据置型手すり	-	32	38	57	75	90	110	123	121	127	133	140	105.3	437.5
設置型手すり	-	129	133	138	153	176	176	165	164	163	158	160	101.3	124.0
その他	72	37	36	34	39	40	45	46	45	48	49	54	110.2	145.9
コミュニケーション機器	2,921	2,536	3,255	3,123	3,102	3,521	3,460	3,755	3,764	4,061	4,214	4,248	100.8	167.5
(旧)その他	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
在宅等介護関連分野・その他	491	395	403	417	390	385	409	410	411	412	424	424	100.0	107.3
床ずれ防止用具等	72	72	79	77	80	80	94	85	86	85	94	95	101.1	131.9
動的床ずれ防止用具類	-	30	32	30	29	28	40	35	38	35	43	42	97.7	140.0
静的床ずれ防止用具類	-	42	47	47	51	52	54	50	48	50	51	53	103.9	126.2
操作・訓練・食事用具類	-	59	60	60	58	56	59	63	64	65	66	65	98.5	110.2
レクリエーション用具	-	22	22	39	35	27	36	40	41	41	41	41	100.0	186.4
環境改善機器	-	13	13	11	11	16	14	16	14	15	17	17	100.0	130.8
その他	419	229	229	230	206	206	206	206	206	206	206	206	100.0	90.0
その他	34	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	100.0	100.0
領域B(福祉施設用機器システム)	77	40	40	55	67	67	67	67	67	67	67	67	100.0	167.5
領域C(社会参加支援機器等)	292	376	373	360	360	448	446	460	463	463	452	418	92.5	111.2

# 福祉用具（同一商品）の貸与期間

出典：介護保険総合データベース（任意集計）

○ 平成30年10月に歩行補助つえ、手すり、歩行器、スロープを貸与している利用者のうち、平成30年9月には貸与していなかった利用者を対象に、同一商品の令和3年4月貸与分までの貸与月数（最大31ヶ月）を計算。

※ 途中で一時的に貸与実績がない場合は、その後貸与を再開していたとしても、途切れた月以降の実績については、合計に含めない。

※ 令和3年4月以降も貸与を続けている利用者の影響（観測期間の影響）を考慮するため、中央値についても記載。

歩行補助つえ		手すり		歩行器		スロープ	
平均貸与期間 (月)	中央値	平均貸与期間 (月)	中央値	平均貸与期間 (月)	中央値	平均貸与期間 (月)	中央値
14.58	11	15.08	12	13.11	9	11.86	6

貸与月数	歩行補助つえ		手すり		歩行器		スロープ	
	レコード件数	割合 (累積)	レコード件数	割合 (累積)	レコード件数	割合 (累積)	レコード件数	割合 (累積)
1～6カ月	4,932	37.9%	52,963	36.8%	23,833	42.8%	13,633	48.4%
7～12カ月	2,035	53.5%	21,384	51.6%	9,167	59.3%	3,819	62.0%
13～18カ月	1,336	63.7%	14,826	61.9%	5,327	68.9%	2,277	70.1%
19～24カ月	780	69.7%	9,538	68.5%	3,452	75.1%	1,708	76.1%
25～30カ月	823	76.0%	10,157	75.6%	3,181	80.8%	1,497	81.5%
31カ月以上	3,120	100.0%	35,225	100.0%	10,708	100.0%	5,222	100.0%

参考：平成19年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具貸与の実態に関する調査研究事業調査研究事業」（財団法人テクノエイド協会）より

	継続利用期間					
	平均	～1ヶ月	～12ヶ月	～24ヶ月	～36ヶ月	37ヶ月以上
歩行補助つえ	12.0ヶ月	15.7%	52.7%	15.2%	8.7%	7.1%
手すり	13.4ヶ月	14.8%	48.4%	17.7%	9.5%	9.2%
歩行器	10.3ヶ月	16.1%	56.9%	14.2%	7.1%	5.4%
スロープ	10.8ヶ月	16.8%	48.4%	15.3%	5.5%	7.1%

※ 2003年5月～2007年5月の4年間（最大48ヶ月）における平均継続利用期間

## 福祉用具貸与の対象となる用具の希望小売価格について

- 公益財団法人テクノエイド協会が運営している「福祉用具情報システム（TAIS）」に令和4年1月6日時点で登録されている希望小売価格について抽出・分析。

（※）介護保険の福祉用具貸与（特定福祉用具販売）として分類されているものに限定

（※）H23検討会報告書の平均値はTAISに登録された希望小売価格の単純平均。

種目	平均値	中央値	(参考) H23検討会報告書
01:車いす	215,638	151,000	186,425
02:車いす付属品	30,575	16,000	25,004
03:特殊寝台	366,159	360,000	328,664
04:特殊寝台付属品	45,951	44,000	38,754
05:床ずれ防止用具	122,431	108,000	106,626
06:体位変換器	39,299	16,350	44,871
07:手すり	107,203	83,740	52,979
08:スロープ	88,973	46,550	68,066
09:歩行器	52,982	42,000	38,756
10:歩行補助つえ	11,649	9,500	9,574
11:認知症老人徘徊感知機器	133,955	100,000	92,672
12:移動用リフト	566,768	455,000	436,008
13:自動排泄処理装置	424,091	525,000	-

## 福祉用具の希望小売価格の平均値との比較について

- 公益財団法人テクノエイド協会が運営している「福祉用具情報システム（TAIS）」に登録されている福祉用具（R04.01.06時点登録データ）について、告示の種目単位と、公益財団法人テクノエイド協会「CCTA95(福祉用具の分類コード)」単位で抽出。

（※）CCTA単位は主なものとしているため、合計の値を足しても告示の種目単位とはならない場合がある。

	個々の価格と平均価格との比較（個）										希望小売価格（円）	
	合計	～ 25.0%	25.1% ～ 50.0%	50.1% ～ 75.0%	75.1% ～ 100.0%	100.1% ～ 125.0%	125.1% ～ 150.0%	150.1% ～ 175.0%	175.1% ～ 200.0%	200.1% ～	平均値	中央値
歩行器	744 100.0%	4 0.5%	166 22.3%	182 24.5%	95 12.8%	103 13.8%	95 12.8%	50 6.7%	17 2.3%	32 4.3%	52,982	42,000
分類：歩行器	126 100.0%	0 0.0%	2 1.6%	28 22.2%	59 46.8%	11 8.7%	7 5.6%	17 13.5%	1 0.8%	1 0.8%	22,334	18,500
分類：歩行車	608 100.0%	1 0.2%	107 17.6%	145 23.8%	100 16.4%	111 18.3%	83 13.7%	34 5.6%	6 1.0%	21 3.5%	57,040	49,800
手すり	1,630 100.0%	36 2.2%	129 7.9%	598 36.7%	359 22.0%	184 11.3%	127 7.8%	63 3.9%	34 2.1%	100 6.1%	107,203	83,740
分類：手すり、支持用手すり	346 100.0%	7 2.0%	85 24.6%	87 25.1%	67 19.4%	21 6.1%	14 4.0%	1 0.3%	18 5.2%	46 13.3%	177,346	125,900
分類：床置き式起き上がり用手すり	699 100.0%	20 2.9%	14 2.0%	190 27.2%	216 30.9%	109 15.6%	50 7.2%	50 7.2%	25 3.6%	25 3.6%	95,643	85,800
分類：握りバー、握り	479 100.0%	0 0.0%	1 0.2%	141 29.4%	166 34.7%	59 12.3%	64 13.4%	20 4.2%	15 3.1%	13 2.7%	84,246	70,000
分類：トイレ用簡易手すり（背もたれ付きを含む）	84 100.0%	0 0.0%	13 15.5%	15 17.9%	13 15.5%	22 26.2%	14 16.7%	1 1.2%	3 3.6%	3 3.6%	54,331	55,000

## 福祉用具の希望小売価格の平均値との比較について

- 公益財団法人テクノエイド協会が運営している「福祉用具情報システム（TAIS）」に登録されている福祉用具（R04.01.06時点登録データ）について、告示の種目単位と、公益財団法人テクノエイド協会「CCTA95(福祉用具の分類コード)」単位で抽出。

（※）CCTA単位は主なものとしているため、合計の値を足しても告示の種目単位とはならない場合がある。

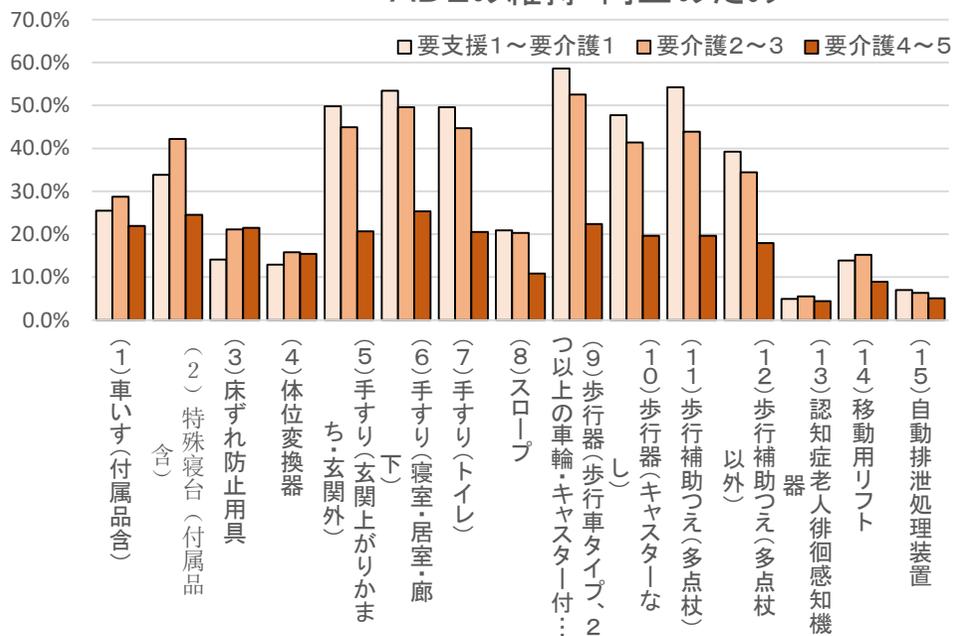
	個々の価格と平均価格との比較（個）										希望小売価格（円）	
	合計	～ 25.0%	25.1% ～ 50.0%	50.1% ～ 75.0%	75.1% ～ 100.0%	100.1% ～ 125.0%	125.1% ～ 150.0%	150.1% ～ 175.0%	175.1% ～ 200.0%	200.1% ～	平均値	中央値
歩行補助つえ	366 100.0%	0 0.0%	20 5.5%	102 27.9%	111 30.3%	30 8.2%	55 15.0%	23 6.3%	8 2.2%	17 4.6%	11,630	9,450
分類：多点杖	186 100.0%	0 0.0%	8 4.3%	68 36.6%	40 21.5%	12 6.5%	33 17.7%	15 8.1%	1 0.5%	9 4.8%	11,901	9,500
分類：エルボークラッチ	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 33.3%	4 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	20,617	20,850
分類：ロフトランドクラッチ、カナディアンクラッチ	69 100.0%	0 0.0%	1 1.4%	16 23.2%	37 53.6%	2 2.9%	6 8.7%	4 5.8%	1 1.4%	2 2.9%	9,709	8,800
分類：腋窩支持クラッチ（松葉杖）	62 100.0%	0 0.0%	6 9.7%	11 17.7%	25 40.3%	10 16.1%	3 4.8%	4 6.5%	1 1.6%	2 3.2%	10,165	9,210
スロープ	510 100.0%	214 42.0%	38 7.5%	30 5.9%	37 7.3%	27 5.3%	34 6.7%	26 5.1%	15 2.9%	89 17.5%	88,973	46,550
分類：携帯用スロープ	280 100.0%	23 8.2%	48 17.1%	45 16.1%	60 21.4%	23 8.2%	18 6.4%	24 8.6%	15 5.4%	24 8.6%	152,672	125,000
分類：固定用スロープ	230 100.0%	17 7.4%	81 35.2%	51 22.2%	22 9.6%	13 5.7%	8 3.5%	5 2.2%	6 2.6%	27 11.7%	11,425	6,600

# 貸与を継続している主な理由（用具、要介護度別）

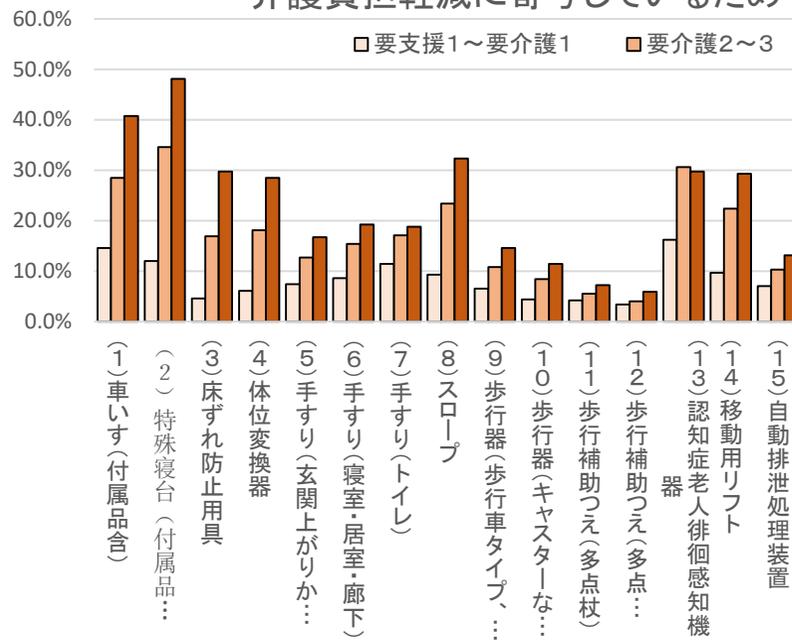
出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」（株式会社三菱総合研究所）より

- 利用者の介護度が低い場合は被介護者のADLの維持・向上や生活範囲の維持・拡大のために貸与継続を希望する傾向にある。対して、利用者の介護度が高い場合は介護負担軽減や介護者の希望により貸与継続を希望する傾向にある。
- ※ 本調査では、貸与サービスのうち1商品以上、同一商品コードの用具を3年以上継続して貸与していることを「長期貸与」としている。（故障等による同一商品の交換も継続貸与とみなす）

### ADLの維持・向上のため



### 介護負担軽減に寄与しているため

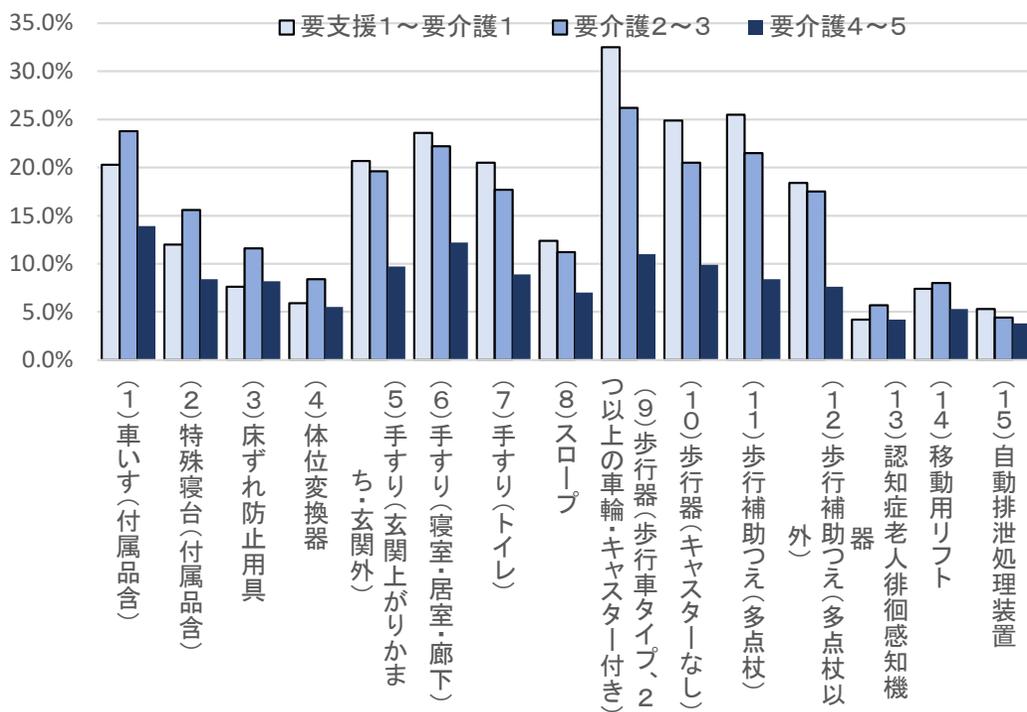


# 短期貸与となる主な理由（用具、要介護度別）

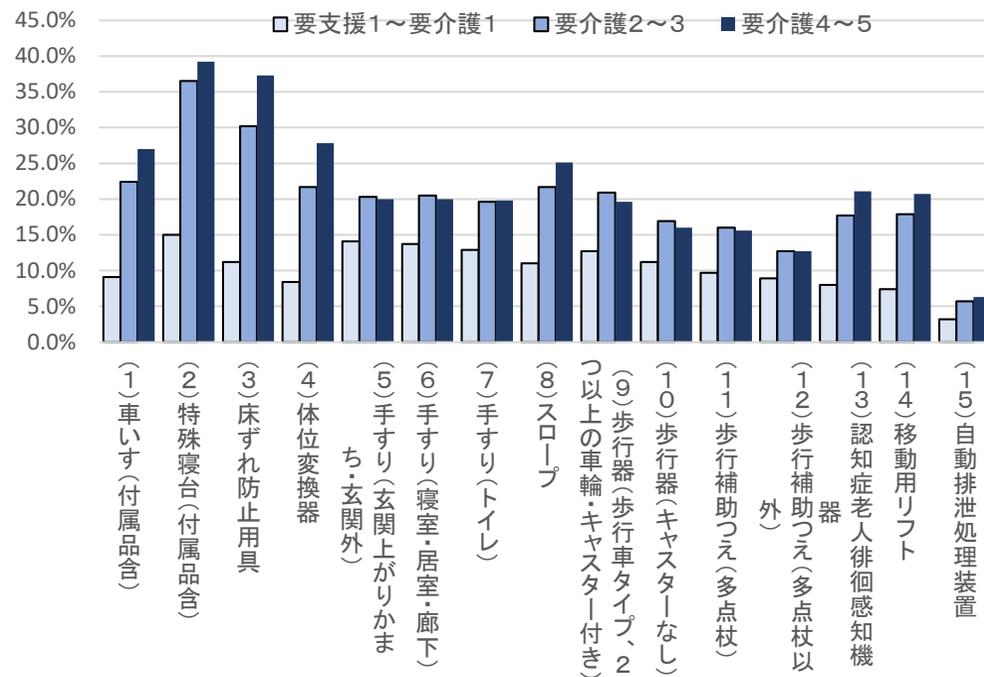
出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」（株式会社三菱総合研究所）より

- 車いすや歩行器等、介護者が自身で操作するものについては利用者の希望が理由で短期貸与となり、要介護度が 高くなるにつれ入院・入所等を理由とする割合が高くなる傾向。  
※ 本調査における短期貸与とは、利用者の状態やニーズ変化等により6か月以内で同一種目内の別商品や他種目へ変更すること。

### 利用者の希望



### 利用者の入院・入所



# (4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

## ⑥ 退院・退所時カンファレンスへの参加

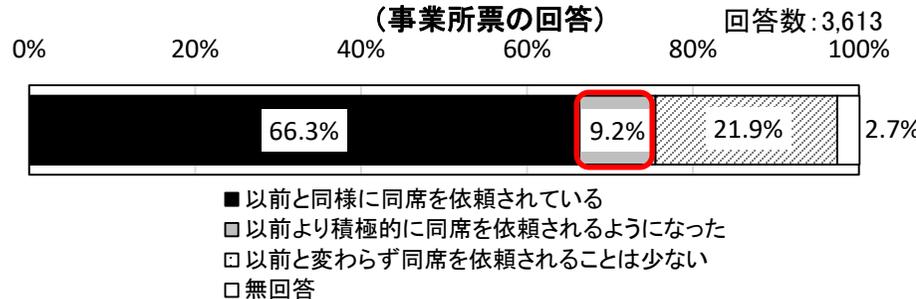
## B:事業所調査(郵送法):事業所票・利用者票

### 【福祉用具専門相談員の参加状況・効果】

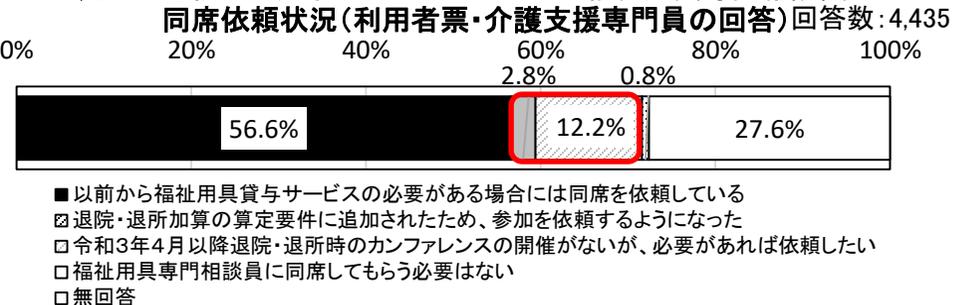
※事業所票 問7 退院・退所時のカンファレンスへの参加 利用者票 問8 退院・退所時のカンファレンスへの福祉用具専門相談員の招集

- 退院・退所時のカンファレンスへの参加状況について、「以前より積極的に同席を依頼されるようになった」と回答した事業所は9.2%だった。介護支援専門員による福祉用具専門相談員への同席依頼状況については、「退院・退所加算の算定要件に追加されたため、参加を依頼するようになった」が2.8%、「令和3年4月以降退院・退所時のカンファレンスの開催がないが、必要があれば依頼したい」が12.2%だった。※新型コロナウイルスの影響が含まれている可能性がある。
- 退院・退所時カンファレンスに福祉用具専門相談員が参加することによる効果については、福祉用具専門相談員、介護支援専門員いずれも「より利用者に適合する福祉用具の提案ができる(提案が得られた)」が9割以上と最も多かった。また、「退院・退所前にリハビリテーション専門職等と一緒に適合確認ができる」も6割以上と多く、一定の効果が認められた。

図表29 退院・退所時のカンファレンスへの参加状況



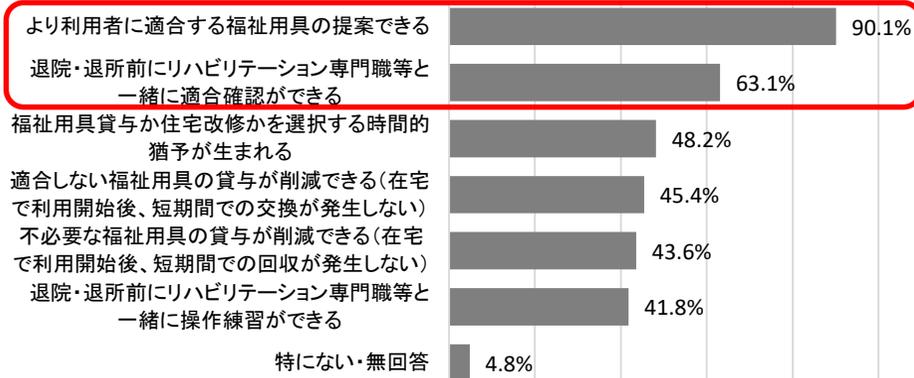
図表30 退院・退所時のカンファレンスへの福祉用具専門相談員への



図表31 退院・退所時のカンファレンスへ参加したことによる効果

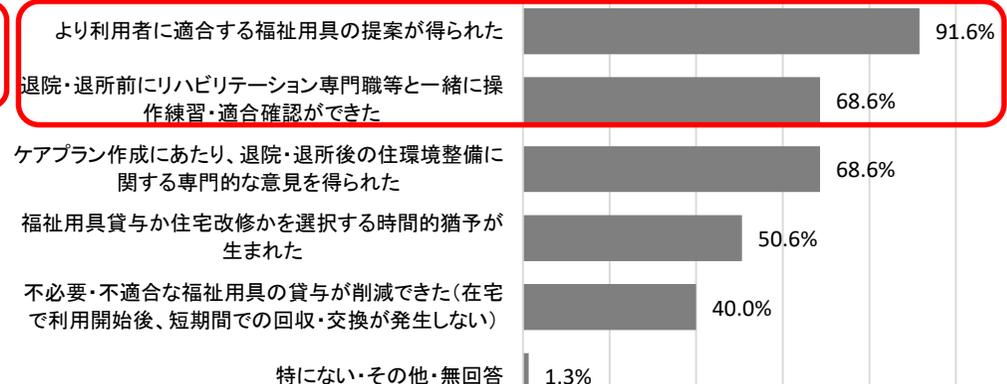
### 【複数回答】(福祉用具貸与と事業所の回答)

回答数:3,613



図表32 退院・退所時カンファレンスへの福祉用具専門相談員の参加により得られる(期待する)効果【複数回答】(利用者票・介護支援専門員の回答)

回答数:3,175



# 定期モニタリング・前回実施日からの期間

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与におけるモニタリング等の実態に関する調査研究事業」  
（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）より

貸与種目	調査数		1ヵ月～ 3ヵ月未満	3ヵ月～ 6ヵ月未満	6ヵ月～ 9ヵ月未満	9ヵ月～1 2ヵ月未満	1年以上	無回答
	実数	割合						
①車いす（付属品含）	実数	305	31	54	173	22	13	12
	割合	100.0	10.2	17.7	56.7	7.2	4.3	3.9
②特殊寝台（付属品含）	実数	368	30	52	217	31	21	17
	割合	100.0	8.2	14.1	59.0	8.4	5.7	4.6
③床ずれ防止用具	実数	54	5	8	34	2	-	5
	割合	100.0	9.3	14.8	63.0	3.7	-	9.3
④体位変換器	実数	-	-	3	9	-	-	-
	割合	-	-	25.0	75.0	-	-	-
⑤手すり（玄関上がり かまち・玄関外）	実数	258	18	33	176	16	11	4
	割合	100.0	7.0	12.8	68.2	6.2	4.3	1.6
⑥手すり（寝室・居 室・廊下）	実数	383	24	56	240	26	29	8
	割合	100.0	6.3	14.6	62.7	6.8	7.6	2.1
⑦手すり（トイレ）	実数	136	8	23	86	10	5	4
	割合	100.0	5.9	16.9	63.2	7.4	3.7	2.9
⑧スロープ	実数	92	7	12	57	6	5	5
	割合	100.0	7.6	13.0	62.0	6.5	5.4	5.4
⑨歩行器	実数	395	18	54	266	27	20	10
	割合	100.0	4.6	13.7	67.3	6.8	5.1	2.5
⑩歩行補助つえ	実数	114	10	21	63	12	7	1
	割合	100.0	8.8	18.4	55.3	10.5	6.1	0.9
⑪認知症老人徘徊感知 機器	実数	7	-	-	2	5	-	-
	割合	100.0	-	-	28.6	71.4	-	-
⑫移動用リフト	実数	25	1	1	18	1	-	4
	割合	100.0	4.0	4.0	72.0	4.0	-	16.0

(※) 自動排泄処理装置については、調査数が0のため記載省略。

# モニタリングを通じた福祉用具の使用状況等の変化・指導・適合調整の状況

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与におけるモニタリング等の実態に関する調査研究事業」  
 （一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）より

## 【利用期間別】

利用期間	調査数	変化の発生件数／発生率			指導の実施件数／実施率			再調整の実施件数／実施率		
		有	無	無回答	実施	未実施	無回答	再調整実施	他職種に相談	無回答
1年未満	385	113	267	5	155	210	20	64	15	306
	100.0	29.4	69.4	1.3	40.3	54.5	5.2	16.6	3.9	79.5
1年～2年未満	357	81	272	4	139	201	17	42	12	303
	100.0	22.7	76.2	1.1	38.9	56.3	4.8	11.8	3.4	84.9
2年～3年未満	223	48	174	1	68	143	12	24	7	192
	100.0	21.5	78.0	0.4	30.5	64.1	5.4	10.8	3.1	86.1
3年以上	518	129	384	5	186	304	28	85	16	417
	100.0	24.9	74.1	1.0	35.9	58.7	5.4	16.4	3.1	80.5

## 【要介護度別】

利用期間	調査数	変化の発生件数／発生率			指導の実施件数／実施率			再調整の実施件数／実施率		
		有	無	無回答	実施	未実施	無回答	再調整実施	他職種に相談	無回答
要支援1・2、 要介護1	715	150	557	8	236	441	38	98	26	591
	100.0	21.0	77.9	1.1	33.0	61.7	5.3	13.7	3.6	82.7
要介護2・3	518	149	365	4	208	282	28	80	13	425
	100.0	28.8	70.5	0.8	40.2	54.4	5.4	15.4	2.5	82.0
要介護4・5	221	69	150	2	94	117	10	36	11	174
	100.0	31.2	67.9	0.9	42.5	52.9	4.5	16.3	5.0	78.7

※ 変化・指導・再調整についていずれかの種目で「有」、「実施」、「再調整実施」と回答されている場合は、それぞれ「有」、「実施」、「再調整実施」として集計。

# 貸与利用者のうち販売商品への対応

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与におけるモニタリング等の実態に関する調査研究事業」  
（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）より

	調査数	利用中	(利用中のうち、 自社で販売)	(利用中のう ち・不明)	利用なし	不明	無回答
腰掛便座	1483	194	163	26	1103	109	77
	100.0	13.1	11.0	1.8	74.4	7.3	5.2
自動排泄処理装置の交換可能部	1483	2	1	1	1317	74	90
	100.0	0.1	0.1	0.1	88.8	5.0	6.1
入浴補助用具	1483	435	387	41	812	170	66
	100.0	29.3	26.1	2.8	54.8	11.5	4.5
簡易浴槽	1483	4	1	2	1302	78	99
	100.0	0.3	0.1	0.1	87.8	5.3	6.7
移動用リフトのつり具の部分	1483	10	7	2	1300	73	100
	100.0	0.7	0.5	0.1	87.7	4.9	6.7

## 【利用状況の確認】

	調査数	実施しなかった	本人・介助者から依 頼があり実施した	自主的に実施した	無回答
腰掛便座	194	72	12	109	1
	100.0	37.1	6.2	56.2	0.5
自動排泄処理装置の交換可 能部	2	1	-	1	-
	100.0	50.0	-	50.0	-
入浴補助用具	435	201	18	213	3
	100.0	46.2	4.1	49.0	0.7
簡易浴槽	4	1	-	2	1
	100.0	25.0	-	50.0	25.0
移動用リフトのつり具の部 分	10	5	-	4	1
	100.0	50.0	-	40.0	10.0

# 介護支援専門員が福祉用具貸与サービスのみと判断する要因（主なもの3つ）

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」（株式会社三菱総合研究所）より

○ 介護支援専門員が福祉用具サービスのみを判断する要因は、開始時と継続時では変化し、継続時は介助者の要望等の要因が大きくなる。

		件数	利用者の状態を踏まえ、他の介護サービスを利用する必要はないと判断	介助者の状況を踏まえ、他の介護サービスを利用する必要がないと判断	担当者サービス会議にて、福祉用具貸与サービスのみ必要とされている	利用者の要望が福祉用具貸与サービスの利用のみ	介助者の要望が福祉用具貸与サービスの利用のみ	利用者の介護拒否が強く、他サービスの導入ができない	地域包括支援センター等から引き継いだ際、既に福祉用具貸与サービスのみ利用
開始時	居宅介護	168	101 60.1%	50 29.8%		84 50.0%	32 19.0%	50 29.8%	7 4.2%
	介護予防	168	83 49.4%	29 17.3%		78 46.4%	15 8.9%	24 14.3%	25 14.9%
継続	居宅介護	168	75 44.6%	40 23.8%	2 1.2%	28 16.7%	65 38.7%	25 14.9%	
	介護予防	168	60 35.7%	13 7.7%		20 11.9%	56 33.3%	15 8.9%	

退院・退所前カンファレンスにて、福祉用具貸与サービスのみ必要とされた	サービス担当者会議等、多職種との意見交換の結果を踏まえて判断	医療系サービス、他のインフォーマルサービスの利用で十分と判断	利用者・介助者が経済的な負担を懸念しており、費用を最小限にする	その他	無回答
17 10.1%	34 20.2%	36 21.4%	14 8.3%	3 1.8%	17 10.1%
6 3.6%	23 13.7%	24 14.3%	8 4.8%	3 1.8%	56 33.3%
		40 23.8%	32 19.0%	11 6.5%	44 26.2%
		20 11.9%	21 12.5%	5 3.0%	85 50.6%

# 実施するモニタリング等の内容、用具のみのケアプランに関する留意点

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」（株式会社三菱総合研究所）より

- 福祉用具のみケアプランにおける介護支援専門員のモニタリングは、特に利用者の状況の変化や新たな生活課題やケアプラン変更の変更について重視するとともに、特に利用者の満足度に留意している。

## 福祉用具貸与のみの場合、特に重視する内容（4つ選択）

	件数	利用者の状態の変化	利用者宅周辺の変化	利用者宅周辺の変化	介護環境の変化	ケアプランの実践状況および目標達成状況	新たな生活課題やケアプラン変更の必要性	新たな利用者の要望やケアプラン変更の必要性	新たな介助者の要望やケアプラン変更の必要性	サービス担当者会議等の必要性
居宅介護	168	136	7	3	53	57	86	44	31	1
		81.0%	4.2%	1.8%	31.5%	33.9%	51.2%	26.2%	18.5%	0.6%
介護予防	168	96	9	3	35	36	61	36	17	2
		57.1%	5.4%	1.8%	20.8%	21.4%	36.3%	21.4%	10.1%	1.2%

福祉用具の使用頻度	福祉用具の不具合の有無、安全な利用	貸与計画に定めた具体的な目標の達成状況	利用者の福祉用具貸与サービスに対する満足度	介助者の福祉用具貸与サービスに対する満足度	その他	無回答
40	38	18	42	7		24
23.8%	22.6%	10.7%	25.0%	4.2%		14.3%
30	23	13	31	3		65
17.9%	13.7%	7.7%	18.5%	1.8%		38.7%

## 福祉用具のみのケアプランについて、複数のサービスを利用している利用者と比べて特に留意している点（2つ選択）

	件数	福祉用具専門相談員との連絡調整を密にしている	利用者の心身機能や満足度を重視している	家族からの情報や環境（介護能力を含む）の変化を重視している	転倒や福祉用具の使用上における安全性を重視している	医療系サービス等のインフォーマルサービスとの連携を重視している	その他	無回答
合計	168	26	108	92	79	16	1	4
		15.5%	64.3%	54.8%	47.0%	9.5%	0.6%	2.4%

# 介護支援専門員と福祉用具専門相談員の連携状況

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」（株式会社三菱総合研究所）より

○福祉用具の選択の際には、介護支援専門員は、福祉用具専門相談員が選定した福祉用具について、心身機能や日常生活の改善観点や、利用者家族の希望を伝えるなど、意見交換がなされている。

## 福祉用具専門相談員に対する伝達

### ○ 貸与する製品について

福祉用具の種目程度を伝えている	具体的な種目の種類を伝えている	具体的な製品名まで伝えている	福祉用具を利用したい旨のみ伝える	無回答
48	98	12	4	6
28.6%	58.3%	7.1%	2.4%	3.6%

### ○ 伝達することが多い事項（複数選択可）

特定福祉用具購入の種目についても伝えている	住環境調整についてや住宅改修の選択も伝えている	利用者や家族の希望する用具を伝えている	サービス担当者会議等、多職種との意見交換の結果を踏まえた福祉用具を伝えている	その他	無回答
126	132	138	107	4	4
75.0%	78.6%	82.1%	63.7%	2.4%	2.4%

## 福祉用具専門相談員の提案について

### ○ 提案の妥当性の判断する際の観点（主なもの2つ選択）

ケアプランの目標に合致しているか	身体機能や認知機能に応じた種目や種類（機種を含む）選択になっているか	利用者の自立した日常生活を改善する福祉用具になっているか	生活環境を踏まえた選定になっているか	安全性に配慮されているか	その他	無回答
31	112	109	67	21		2
18.5%	66.7%	64.9%	39.9%	12.5%		1.2%

### ○ 想定と異なる用具が提案された場合の対応（主なもの2つ選択）

想定していた福祉用具の提案に変更を依頼する	提案された福祉用具の利用を優先してケアプランに反映する	福祉用具専門相談員と意見交換し、その結果をケアプランに反映する	利用者・家族の意向やサービス担当者会議等、多職種で意見交換し、その結果をケアプランに反映する	他の福祉用具貸与事業所に依頼する	その他	無回答
23	12	140	132	3	2	2
13.7%	7.1%	83.3%	78.6%	1.8%	1.2%	1.2%

# 福祉用具貸与と居宅介護支援（介護予防支援）のみの利用者（用具種目別の状況）

出典：介護保険総合データベース（任意集計）

- 令和3年4月サービス提供分のうち、（予防）福祉用具貸与と居宅介護支援（介護予防支援）のみの利用者を抽出。

	利用者数	割合	備考
全体	2,401,527	100.0%	
（予防）福祉用具貸与	571,232	23.8%	
（介護）福祉用具貸与	1,830,298	76.2%	
（予防）貸与+介護予防支援のみ（A）	198,623	34.8%	分母：（予防）福祉用具貸与
（介護）貸与+居宅介護支援のみ（A）	182,788	10.0%	分母：（介護）福祉用具貸与

種目	要支援・要介護	利用者全体（B）	貸与+ケアマネのみ（C）	C/B	C/A
車いす	要支援	38,479	16,122	41.9%	8.1%
	要介護	647,117	44,539	6.9%	24.4%
特殊寝台	要支援	32,460	12,026	37.0%	6.1%
	要介護	931,615	73,841	7.9%	40.4%
床ずれ防止用具	要支援	2,128	743	34.9%	0.4%
	要介護	228,291	11,330	5.0%	6.2%
体位変換器	要支援	166	63	38.0%	0.0%
	要介護	47,562	1,374	2.9%	0.8%
手すり	要支援	348,489	118,321	34.0%	59.6%
	要介護	871,022	97,944	11.2%	53.6%
スロープ	要支援	24,527	7,765	31.7%	3.9%
	要介護	200,099	13,371	6.7%	7.3%
歩行器	要支援	253,908	80,921	31.9%	40.7%
	要介護	552,267	51,592	9.3%	28.2%
歩行補助つえ	要支援	65,350	21,202	32.4%	10.7%
	要介護	154,122	17,684	11.5%	9.7%
認知症老人徘徊感知機器	要支援	37	6	16.2%	0.0%
	要介護	35,817	801	2.2%	0.4%
移動用リフト	要支援	2,269	881	38.8%	0.4%
	要介護	48,026	3,919	8.2%	2.1%

# 介護保険以外のサービスの受給状況

出典：令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和3年度調査）「福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業」

- 受給している介護保険サービスが（予防）福祉用具貸与と居宅介護支援（介護予防支援）の場合、介護保険以外のサービスの受給について、特になしの割合がやや高くなる傾向がある。 ※居宅介護支援専門員が回答

		件数	近隣による声掛け・見守り・緊急時支援	自費ヘルパー・家事代行サービス等訪問サービス	通院付き添い等外出・移動支援	医療機関・薬局による服薬指導等	通いの場・いきいきサロン等	その他	特になし
福祉用具貸与利用者全体	合計	3706	549 14.8%	138 3.7%	384 10.4%	598 16.1%	103 2.8%	425 11.5%	1977 53.3%
	独居	992	253 25.5%	63 6.4%	143 14.4%	199 20.1%	48 4.8%	131 13.2%	359 36.2%
	夫婦のみ世帯	973	150 15.4%	31 3.2%	87 8.9%	131 13.5%	21 2.2%	91 9.4%	562 57.8%
	高齢者のみの世帯 (夫婦のみのぞく)	151	15 9.9%	4 2.6%	13 8.6%	17 11.3%	4 2.6%	16 10.6%	95 62.9%
	その他	1466	112 7.6%	32 2.2%	125 8.5%	232 15.8%	28 1.9%	166 11.3%	901 61.5%
	無回答	124	19 15.3%	8 6.5%	16 12.9%	19 15.3%	2 1.6%	21 16.9%	60 48.4%
受給サービスが福祉用具貸与のみ	合計	414	59 14.3%	4 1.0%	22 5.3%	29 7.0%	19 4.6%	38 9.2%	273 65.9%
	独居	84	24 28.6%	2 2.4%	4 4.8%	6 7.1%	9 10.7%	10 11.9%	42 50.0%
	夫婦のみ世帯	145	13 9.0%	1 0.7%	4 2.8%	9 6.2%	3 2.1%	17 11.7%	101 69.7%
	高齢者のみの世帯 (夫婦のみのぞく)	13	2 15.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	10 76.9%
	その他	161	19 11.8%	1 0.6%	14 8.7%	12 7.5%	7 4.3%	11 6.8%	110 68.3%
	無回答	11	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	10 90.9%

# 一定期間貸与を実施後、販売に切り替えた場合のシミュレーション

(※) 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」(株式会社三菱総合研究所)に基づき作成

○ 介護保険制度における福祉用具について、貸与を原則としつつ、一部の種目については一定期間貸与をした後に販売を活用した場合の経済的な影響を検証した。短期間で貸与を終了する利用者も一定数いることを考慮して、貸与期間(上限6・12・18か月)のパターンを設けた上で、同一商品を新品(※)で販売するシミュレーションを通じて、以下の分析を実施。

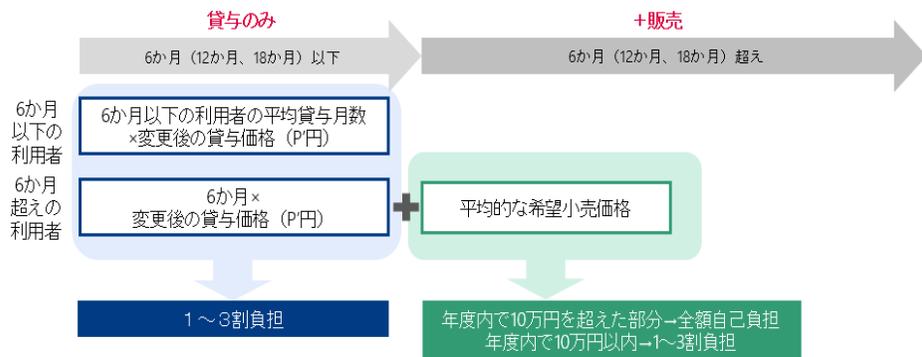
- ・販売に活用することが想定される利用者の負担状況
- ・社会保障費にも影響を与える、1人当たりの総貸与価格と販売価格

(※) 新品の購入は、現在の福祉用具貸与で給付される商品には、他の者が利用した貸与品も含まれているため。

## <シミュレーションのパターン>

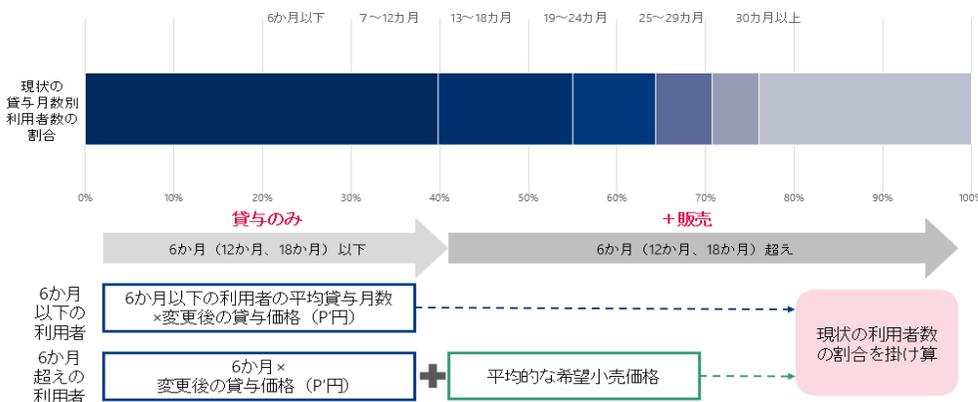
- ・パターンA：利用者への貸与価格が変わらないと仮定した場合の影響分析
  - ・パターンB：商品が廃棄(※)されるまでの事業所の収益を固定するため、貸与価格が上昇した場合の影響分析
- (※) 現在は、貸与されている商品が福祉用具貸与事業者に戻却された場合、消毒・修理・保管等を経て、また別の利用者に貸与への貸与を繰り返し、最終的に事業者によって廃棄される。

### (販売を活用することが想定される利用者の負担状況)



※特定福祉用具販売の利用限度額は一定と仮定。

### (1人あたりの総貸与価格と販売価格の考え方)



# 一定期間貸与を実施後、販売に切り替えた場合のシミュレーション

(※) 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」(株式会社三菱総合研究所)に基づき作成

## <留意点>

### (シミュレーション上の貸与価格)

- 貸与期間の上限の設定により、現行の平均期間よりも短くなる点を考慮するため、現在の総貸与価格よりも低くなる。また、パターンBについては、事業者が福祉用具貸与価格を値上げする前提でのシミュレーションだが、福祉用具貸与に関しては貸与価格の上限が定められているところであり、値上げした価格が上限を超える場合の対応については考慮していない。

### (シミュレーション上の購入価格)

- 貸与期間の上限前に貸与が終了する者(販売を活用しない者)もいることから、シミュレーションで試用する購入価格についてはその点も踏まえた数値を想定(現在の平均的な希望小売価格よりも低く設定)している。また、販売後のモニタリング・メンテナンス、買い替えに要する費用はシミュレーションに含めていない。

### (各シミュレーションで前提・使用する数値等)

		① 現状・パターンAの貸与価格 (一月あたり)	② パターンBの貸与価格 (一月あたり)	平均貸与月数		⑤ 現在の平均総貸与価格 (①×③)	⑥ パターンAの総貸与価格 (①×④)	⑦ パターンBの総貸与価格 (②×④)	⑧ 希望小売価格 平均 (円)	⑨ 販売が想定される利用者の割合 (%)	⑩ 1人あたりシミュレーション販売価格 (⑧×⑨円)
				③ 現状	④ シミュレーション						
手すり	上限6か月	3,074	3,380	14.1	4.7	43,251	14,563	16,015	107,203	60%	64,507
	上限12か月		3,194		7.9		24,384	25,339		45%	48,252
	上限18か月		3,129		10.4		31,892	32,467		36%	38,153
スロープ	上限6か月	2,511	2,981	11.5	4.4	28,877	11,019	13,080	88,973	51%	45,391
	上限12か月		2,694		7.1		17,706	18,995		37%	32,829
	上限18か月		2,590		9.0		22,681	23,396		28%	25,303
歩行器	上限6か月	2,996	3,191	12.8	4.7	38,349	14,026	14,940	52,982	57%	30,227
	上限12か月		3,073		7.6		22,808	23,393		40%	21,087
	上限18か月		3,031		9.8		29,214	29,558		31%	16,359
歩行補助つえ	上限6か月	1,080	1,184	14.1	4.8	15,271	5,236	5,742	11,649	62%	7,177
	上限12か月		1,121		8.1		8,742	9,071		45%	5,284
	上限18か月		1,099		10.5		11,388	11,584		35%	4,125

# 一定期間貸与を実施後、販売に切り替えた場合のシミュレーション

(※) 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」(株式会社三菱総合研究所)に基づき作成

## <パターンA：利用者への貸与価格が変わらないと仮定した場合の影響分析>

○販売の活用が想定される利用者のうち、現在の貸与のみよりも負担が軽減する者の割合については以下のとおり。

・手すり19%~26% ・スロープ12~20% ・歩行器42%~50% ・歩行補助つえ57%~70%。

○1件あたりの総貸与価格+販売価格について、歩行補助つえ以外は現在の平均総貸与価格よりも高くなる。現状の平均的な総貸与価格との対比は以下のとおり。

・手すり162~183% ・スロープ166%~195% ・歩行器114~119% ・歩行補助つえ81%~102%

### 【販売に活用することが想定される利用者の負担状況】

		① シミュレーション貸与+平均的な希望小売価格の費用が現状の貸与費用を下回る月数(か月)	② シミュレーションの販売が想定される利用者の割合(%)	③ 全利用者のうち、①の月数を上回る貸与をする利用者割合(%)	④ 販売が想定される利用者のうち、①の月数を上回る貸与をする利用者割合(②÷③%)
手すり	上限6か月	41か月	60%	15%	26%
	上限12か月	47か月	45%	11%	25%
	上限18か月	53か月	36%	7%	19%
スロープ	上限6か月	43か月	51%	10%	20%
	上限12か月	48か月	37%	7%	19%
	上限18か月	54か月	28%	3%	12%
歩行器	上限6か月	25か月	57%	24%	42%
	上限12か月	30か月	40%	20%	50%
	上限18か月	36か月	31%	15%	50%
歩行補助つえ	上限6か月	18か月	62%	35%	57%
	上限12か月	23か月	45%	30%	67%
	上限18か月	29か月	35%	25%	70%

### 【1人あたりの総貸与価格と販売価格について】

		1人あたり総貸与価格		③ シミュレーション販売価格(円)	④ 貸与+販売価格(②+③円)	⑤ 現状とシミュレーション比較(④÷①%)
		① 現在の平均総貸与価格(円)	② シミュレーション価格(円)			
手すり	上限6か月	43,251	14,563	64,507	79,070	183%
	上限12か月		24,384	48,252	72,636	168%
	上限18か月		31,892	38,153	70,045	162%
スロープ	上限6か月	28,877	11,019	45,391	56,411	195%
	上限12か月		17,706	32,829	50,535	175%
	上限18か月		22,681	25,303	47,984	166%
歩行器	上限6か月	38,349	14,026	30,227	44,253	115%
	上限12か月		22,808	21,087	43,896	114%
	上限18か月		29,214	16,359	45,573	119%
歩行補助つえ	上限6か月	15,271	5,236	7,177	12,413	81%
	上限12か月		8,742	5,284	14,026	92%
	上限18か月		11,388	4,125	15,514	102%

# 一定期間貸与を実施後、販売に切り替えた場合のシミュレーション

(※) 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業」(株式会社三菱総合研究所)に基づき作成

<パターンB：商品が廃棄されるまでの事業所の収益を固定するため、貸与価格が上昇した場合の影響分析>

○販売の活用が想定される利用者のうち、現在の貸与のみよりも負担が軽減する者の割合については以下のとおり。

・手すり17%~24% ・スロープ10~20% ・歩行器42%~54% ・歩行補助つえ57%~65%。

○1件あたりの総貸与価格+販売価格について、歩行補助つえ以外は現在の平均総貸与価格よりも高くなる。現状の平均的な総貸与価格との対比は以下のとおり。

・手すり163~186% ・スロープ169%~202% ・歩行器116~120% ・歩行補助つえ85%~103%

【販売に活用することが想定される利用者の負担状況】

【1人あたりの総貸与価格と販売価格について】

		① シミュレーション貸与+平均的な希望小売価格の費用が現状の貸与費用を下回る月数(か月)	② シミュレーションの販売が想定される利用者の割合(%)	③ 全利用者のうち、①の月数を上回る貸与をする利用者割合(%)	④ 販売が想定される利用者のうち、①の月数を上回る貸与をする利用者割合(②÷③%)
手すり	上限6か月	42か月	60%	15%	24%
	上限12か月	48か月	45%	10%	23%
	上限18か月	54か月	36%	6%	17%
スロープ	上限6か月	43か月	51%	10%	20%
	上限12か月	49か月	37%	7%	18%
	上限18か月	55か月	28%	3%	10%
歩行器	上限6か月	25か月	57%	24%	42%
	上限12か月	30か月	40%	20%	49%
	上限18か月	36か月	31%	17%	54%
歩行補助つえ	上限6か月	18か月	62%	35%	57%
	上限12か月	24か月	45%	29%	65%
	上限18か月	30か月	35%	23%	65%

		1人あたり総貸与価格		③ シミュレーション販売価格(円)	④ 貸与+販売価格(②+③円)	⑤ 現状とシミュレーション比較(④÷①%)
		① 現在の平均総貸与価格(円)	② シミュレーション価格(円)			
手すり	上限6か月	43,251	16,015	64,507	80,522	186%
	上限12か月		25,339	48,252	73,590	170%
	上限18か月		32,467	38,153	70,620	163%
スロープ	上限6か月	28,877	13,080	45,391	58,471	202%
	上限12か月		18,995	32,829	51,824	179%
	上限18か月		23,396	25,303	48,699	169%
歩行器	上限6か月	38,349	14,940	30,227	45,167	118%
	上限12か月		23,393	21,087	44,480	116%
	上限18か月		29,558	16,359	45,917	120%
歩行補助つえ	上限6か月	15,271	5,742	7,177	12,918	85%
	上限12か月		9,071	5,284	14,355	94%
	上限18か月		11,584	4,125	15,709	103%

# 福祉用具購入・貸与調査等の実施状況（令和元年度実績）

出典：厚生労働省老健局介護保険計画課調べ

## 点検を実施できなかった（しなかった）理由（主な理由を3つ選択）

	対象数	平常業務多忙	担当職員不足	専門的な知識が有る職員がいない	適正化事業の中で優先順位が低い	適正化事業の優先順位が低い	予算要求困難	必要性が分からない	その他
住宅改修	508	399	376	314	41	18	15	2	66
	100.0	78.5%	74.0%	61.8%	8.1%	3.5%	3.0%	0.4%	13.0%
福祉用具販売	763	594	570	455	160	52	16	9	53
	100.0	77.9%	74.7%	59.6%	21.0%	6.8%	2.1%	1.2%	6.9%
福祉用具貸与	1,126	920	889	635	238	65	35	3	60
	100.0	81.7%	79.0%	56.4%	21.1%	5.8%	3.1%	0.3%	5.3%

## 各点検の実施状況

項目	購入		貸与	
	合計件数	(全・実施) 1 保険者あたり	合計件数	(全・実施) 1 保険者あたり
福祉用具購入（貸与）件数	486,876	309.9	27,766,747	17,674.6
福祉用具購入（貸与）調査実施件数	82,379	102.7	190,219	436.3
事業者に対する問い合わせ	11,044	13.8	3,496	8.0
利用者宅の訪問等による実態調査	3,475	4.3	8,610	19.7
介護支援専門員への確認件数	23,595	29.4	52,683	120.8
その他の調査	46,968	58.6	128,791	295.4

※ 1 保険者あたりの購入（貸与）件数は全保険者（1,571保険者）の平均、購入（貸与）調査実施件数の件数は実施保険者の平均。

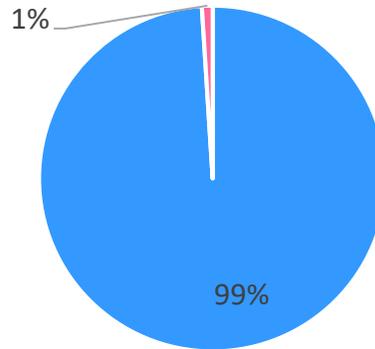
# 福祉用具購入・貸与調査等の実施状況（令和元年度実績）

出典：厚生労働省老健局介護保険計画課調べ

## 福祉用具貸与調査の調査結果

	合計件数	実施保険者 当たり
問題なし	188,617	432.6
改善指示（指導）	1,602	3.7
改善指示（指導）により改善が図られた件数	1,550	3.6

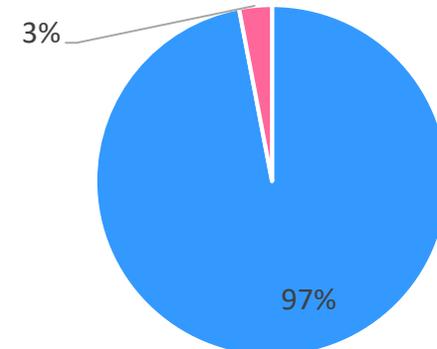
（調査結果）



- 問題なし
- 改善指示（指導）

※ 福祉用具貸与調査の調査結果（190,219件）の内訳

（改善率）



- 改善指示（指導）により改善が図られた件数
- その他

※ 改善指示（指導）を行った1,602件のうち、改善が図られた割合

## 福祉用具購入・貸与調査の実施による過誤申立の状況

	保険者数	割合
過誤申立あり	41	4%
過誤申立なし	876	96%
合計	917	-

※ 福祉用具の購入調査と貸与調査のいずれか、もしくは両方を実施している917保険者の内訳  
 ※ 41保険者の過誤申立件数の合計は、591件

過誤申立金額	保険者数	割合
～10,000円	9	22%
10,001～100,000円	24	59%
100,001～1,000,000円	7	17%
1,000,000円超	1	2%
合計	41	-

※ 41保険者の過誤申立金額の合計は、4,059,714円

# ケアプラン点検の実施状況（令和元年度実績）

出典：厚生労働省老健局介護保険計画課調べ

## 点検を実施できなかった（しなかった）理由（主な理由を3つ選択）

	対象数	担当職員不足	平常業務多忙	専門的な知識 が有る職員が いない	適正化事業の 優先順位が低い	適正化事業の 中で優先順位 が低い	予算要求困難	必要性が分か らない	その他
ケアプラン点検	241	213	212	172	15	13	11	1	9
	100%	88.4%	88.0%	71.4%	6.2%	5.4%	4.6%	0.4%	3.7%

## 点検実施方法

項目	保険者数	
事前にケアプランの提出を求め、役所で書面のみで実施	310	23.3%
事前にケアプランの提出を求め、後日、役所で面談	466	35.0%
事前にケアプランの提出を求め、後日、保険者が事業所を訪問	253	19.0%
保険者が事業所を訪問し、当日、ケアプランの提出を求め、実施	101	7.6%
その他	200	15.0%
合計	1,330	100%

## 事業所から提出を求めている資料

項目	保険者数	
ケアプランのみ	180	13.5%
ケアプラン点検に加え、アセスメント及びモニタリングに関するシート	855	64.3%
ケアプランに加え、保険者が独自に作成したチェックシート	94	7.1%
その他	201	15.1%
合計	1,330	100%

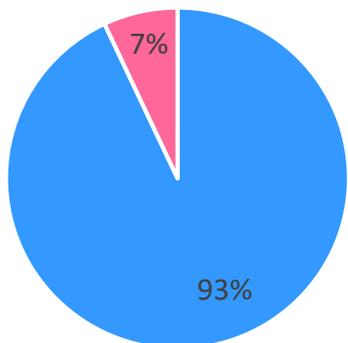
# ケアプラン点検の実施状況（令和元年度実績）

出典：厚生労働省老健局介護保険計画課調べ

## ケアプラン点検の調査結果

	合計件数	実施保険者 当たり
問題なし又は軽微な指摘や 助言	289,512	217.7
改善指示（指導）	20,339	15.3
改善指示（指導）により改 善が図られた件数	16,372	12.3

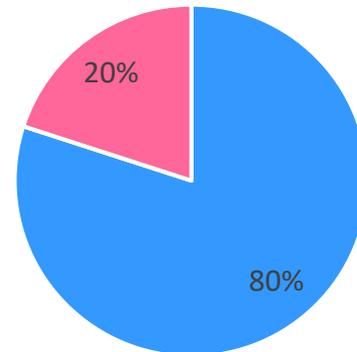
（調査結果）



- 問題なし又は軽微な指摘や助言
- 改善指示（指導）

※ ケアプラン点検の点検結果を把握している309,851件の点検結果

（改善率）



- 改善指示（指導）により改善が図られた件数
- その他

※ 改善指示（指導）を行った20,339件のうち、改善が図られた件数

## ケアプラン点検の実施による過誤申立の状況

	保険者数	割合
過誤申立あり	106	8%
過誤申立なし	1,224	92%
合計	1,330	-

- ※ ケアプラン点検を実施している1,330保険者の内訳
- ※ 106保険者の過誤申立件数の合計は、5,548件

過誤申立金額	保険者数	割合
～10,000円	12	11%
10,001～100,000円	42	40%
100,001～1,000,000円	28	23%
1,000,000円超	24	26%
合計	106	-

※ 106保険者の過誤申立金額の合計は、123,643,228円

## 同一種目の支給個数状況 ①

(車いす)

	利用者数 (人)	貸与件数 (件)	利用者1人あたり 平均貸与額 (円)	1件あたり 平均貸与額 (円)
全利用者	599,624	638,203	7,165	6,727
2件以上貸与を受けた利用者	38,574	77,513	14,585	7,258

1個貸与 (人)	2個貸与 (人)	3個以上貸与 (人)
560,690 (93.6%)	38,220 (6.4%)	354 (0.1%)

(歩行器)

	利用者数 (人)	貸与件数 (件)	利用者1人あたり 平均貸与額 (円)	1件あたり 平均貸与額 (円)
全利用者	723,118	784,075	3,248	2,996
2件以上貸与を受けた利用者	60,389	121,346	5,894	2,933

1個貸与 (人)	2個貸与 (人)	3個以上貸与 (人)
662,729 (91.6%)	59,837 (8.3%)	552 (0.1%)

(歩行補助つえ)

	利用者数 (人)	貸与件数 (件)	利用者1人あたり 平均貸与額 (円)	1件あたり 平均貸与額 (円)
全利用者	199,307	217,422	1,178	1,080
2件以上貸与を受けた利用者	17,320	35,435	2,189	1,070

1個貸与 (人)	2個貸与 (人)	3個以上貸与 (人)
181,987 (91.3%)	16,752 (8.4%)	571 (0.3%)

出典：介護保険総合データベース（任意集計 対象データ：2021年4月貸与分）（30日間利用した者に限る）

## 同一種目の支給個数状況 ②

(手すり)

	利用者数 (人)	貸与件数 (件)	利用者1人あたり 平均貸与額 (円)	1件あたり 平均貸与額 (円)
全利用者	1,115,975	2,243,819	6,180	3,074
6件以上貸与を受けた利用者	47,691	382,445	20,583	2,567

1個貸与 (人)	2個貸与 (人)	3個貸与 (人)	4個貸与 (人)	5個貸与 (人)	6個貸与 (人)
599,256 (53.7%)	263,889 (23.6%)	116,597 (10.4%)	58,161 (5.2%)	30,381 (2.7%)	17,618 (1.6%)

7個貸与 (人)	8個貸与 (人)	9個貸与 (人)	10個貸与 (人)	11個以上貸与 (人)
10,521 (0.9%)	6,448 (0.6%)	4,098 (0.4%)	2,741 (0.2%)	7,402 (0.6%)

(スロープ)

	利用者数 (人)	貸与件数 (件)	利用者1人あたり 平均貸与額 (円)	1件あたり 平均貸与額 (円)
全利用者	195,684	373,039	4,788	2,511
5件以上貸与を受けた利用者	12,578	77,321	4,879	794

1個貸与 (人)	2個貸与 (人)	3個貸与 (人)	4個貸与 (人)	5個貸与 (人)	6個貸与 (人)
111,107 (56.8%)	42,284 (21.6%)	18,817 (9.6%)	10,898 (5.5%)	5,580 (2.9%)	3,417 (1.7%)

7個貸与 (人)	8個貸与 (人)	9個貸与 (人)	10個貸与 (人)	11個以上貸与 (人)
1,673 (0.9%)	945 (0.5%)	489 (0.2%)	239 (0.1%)	235 (0.1%)

○留意点

- ・種目を間違えて請求を行ったケースが含まれている可能性がある。
- ・座席のある歩行器のシート部分等、いくつかの付属品が別々に請求されている可能性がある。

# 福祉用具の事故の報告件数について

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業」  
（一般社団法人日本福祉用具供給協会）より

## 福祉用具貸与

		調査数	0件	1件	2件	3件	4件	5件以上	無回答
都道府県	令和元年度	29 100.0%	22 75.9%	2 6.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.4%	1 3.4%	3 10.3%
	令和2年度	29 100.0%	22 75.9%	2 6.9%	0 0.0%	1 3.4%	0 0.0%	1 3.4%	3 10.3%
市町村	令和元年度	1079 100.0%	997 92.4%	22 2.0%	6 0.6%	3 0.3%	2 0.2%	7 0.6%	43 4.0%
	令和2年度	1079 100.0%	976 90.5%	39 3.6%	9 0.8%	4 0.4%	3 0.3%	4 0.4%	44 100.0%

## 特定福祉用具販売

	都道府県	調査数	把握している	把握していない	無回答
都道府県	令和元年度	29 100.0%	12 41.4%	14 48.3%	3 10.3%
	令和2年度	29 100.0%	12 41.4%	14 48.3%	3 10.3%
市町村	令和元年度	1079 100.0%	323 29.9%	734 68.0%	22 2.0%
	令和2年度	1079 100.0%	323 29.9%	731 67.7%	25 2.3%

		調査数	0件	1件	2件	3件	無回答
都道府県	令和元年度	12 100.0%	10 83.3%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%
	令和2年度	12 100.0%	11 75.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%
市町村	令和元年度	323 100.0%	316 97.8%	2 0.6%	1 0.3%	1 0.3%	3 0.9%
	令和2年度	323 100.0%	311 96.3%	7 2.2%	1 0.3%	1 0.3%	3 0.9%

（※）都道府県は管内市町村からの報告件数、市町村は管内事業所からの報告件数。なお、都道府県n=29は福祉用具貸与に関する事故情報の収集を実施していると回答した件数。

# 福祉用具事故の情報連携・分析

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業」  
（一般社団法人日本福祉用具供給協会）より

## 福祉用具貸与事業者の介護事故把握後の情報連携先（複数回答）

調査数	家族	介護支援専門員	他介護サービス事業所	福祉用具製造事業者	レンタル卸会社	その他	無回答
379	310	323	100	128	205	17	45
100.0%	81.8%	85.2%	26.4%	33.8%	54.1%	4.5%	11.9%

## 福祉用具製造事業者の事故情報の収集先（複数回答）

調査数	福祉用具貸与事業所	販売代理店	レンタル卸業者	利用者・家族	都道府県・市区町村	ホームページ・相談窓口	その他
32	27	19	25	16	5	12	4
100.0%	84.4%	59.4%	78.1%	50.0%	15.6%	37.5%	12.5%

## 福祉用具貸与事業者における事故情報分析

調査数	分析している	分析していない	無回答
379	235	113	31
100.0%	62.0%	29.8%	8.2%

## 事故報告にあたっての課題（複数回答）

調査数	介護事故として認識する範囲が福祉用具専門相談員ごとに異なる	介護事故を認識しても管理者等へ報告を躊躇する福祉用具専門相談員もいる	他介護サービス事業所等からの情報共有がなく事故情報が把握しにくい	都道府県・市区町村へ報告すべきか判断に迷うケースがある	その他	特になし	無回答
235	93	25	48	60	1	85	12
100.0%	39.6%	10.6%	20.4%	25.5%	0.4%	36.2%	5.1%

# 福祉用具貸与事業所におけるヒヤリ・ハットの取扱い

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業」  
（一般社団法人日本福祉用具供給協会）より

## ヒヤリ・ハットの把握

調査数	事業所としてヒヤリ・ハット情報を把握している (福祉用具専門相談員に報告するよう指示している)	福祉用具専門相談員等から報告があれば把握している	事業所として特に対応していない	無回答
379	212	113	19	35
100.0%	55.9%	29.8%	5.0%	9.2%

	調査数	把握したヒヤリ・ハットがある	把握したヒヤリ・ハットはない	無回答
令和元年度	325	133	165	27
	100.0%	40.9%	50.8%	8.3%
令和2年度	325	140	161	24
	100.0%	43.1%	49.5%	7.4%

## 報告の被害状況の範囲（複数回答）

調査数	事故等は発生していないが、事故発生につながる可能性が高い状態・事例	事故等が発生したが、入所者への影響は認められなかった事例	事故等により利用者に変化が生じ、診察や検査が必要となったが、治療の必要がなかった事例	事故等の発生により利用者への影響が発生し、軽微な処置、治療を要した事例	事故等が発生したが、利用者への影響が不明・あいまいな場合	その他	無回答
325	280	130	134	126	103	10	13
100.0%	86.2%	40.0%	41.2%	38.8%	31.7%	3.1%	4.0%

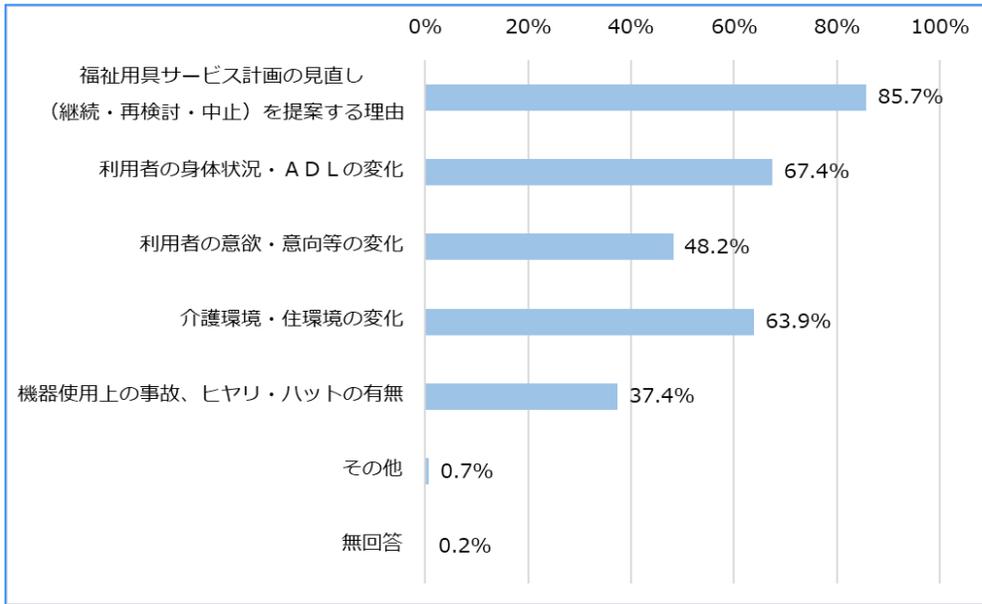
## ヒヤリ・ハット報告にあたっての課題（複数回答）

調査数	ヒヤリ・ハットとして認識する範囲が福祉用具専門相談員ごとに異なる	ヒヤリ・ハットを認識しても管理者等へ報告を躊躇する福祉用具専門相談員もいる	他介護サービス事業所等からの情報共有がなくヒヤリ・ハット情報が把握しにくい	報告されたヒヤリ・ハットをどのように集計・分析すべきかわからない	報告されたヒヤリ・ハットをどのように再発防止策の検討に活用すべきかわからない	その他	特になし	無回答
189	109	34	40	15	4	6	48	14
100.0%	57.7%	18.0%	21.2%	7.9%	2.1%	3.2%	25.4%	7.4%

# 「モニタリングシート」の項目と評価指標に対する評価

出典：令和3年度老人保健健康増進等事業「サービスの質の向上に向けた福祉用具貸与計画書における項目の標準化に関する調査研究事業」（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）より

## 福祉用具専門相談員が実施したモニタリング結果において、参考としている情報



## 福祉用具専門相談員が実施したモニタリング結果を得ることによる効果

調査数	福祉用具の更迭の必要性等に気づくことができる	住環境整備の必要性等に気づくことができる	利用安全（事故・ヒヤリ・ハット等）が担保できなくなる	利用者が家族の変化等の情報を得られる	その他	特になし	無回答
610	539	445	334	348	8	13	5
100.0	88.4	73.0	54.8	57.0	1.3	2.1	0.8

## 「モニタリングシート」に加えると良い項目

調査数	メンテナンス内容、安全性に対する処置等	誤操作・誤使用の有無	誤操作・誤使用の内容やそれに対する再指導等の対応内容	ヒヤリ・ハットの有無	ヒヤリ・ハットの具体的な内容やそれに対する再指導等の対応内容	利用者・家族が使用中に困ったこと等の聞き取り内容	利用者・家族の福祉用具利用の満足度	福祉用具導入後の生活全般に関わる変化	身体状況・ADLの項目別の確認結果	介護支援専門員と福祉用具専門相談員、双方への連絡事項記入欄	その他	特になし	無回答
688	269	174	219	142	180	356	234	258	124	120	4	85	35
100.0	39.1	25.3	31.8	20.6	26.2	51.7	34.0	37.5	18.0	17.4	0.6	12.4	5.1

# 福祉用具貸与事業者研究勉強会の実施状況

出典：令和2年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与事業者の人材育成に関する調査研究事業」  
（一般社団法人日本福祉用具供給協会）より

調査数	研修・勉強会を実施した	研修勉強会を実施しなかった	無回答
256	220	35	1
100.0	85.9	13.7	0.4

研修・勉強会の内容	1回以上実施したものの	研修勉強会の参加者						無回答
		新任者のみ (計)	新任者のみ (必須)	新任者のみ (任意)	相談員全員 (計)	相談員全員 (必須)	相談員全員 (任意)	
福祉用具の取り扱い	186	30	30	-	146	88	51	10
	84.5	16.1	16.1	-	78.5	47.3	27.4	5.4
福祉用具の保守・点検	157	34	32	-	113	74	31	10
	71.4	21.7	20.4	-	72.0	47.1	19.7	6.4
新しい福祉用具	199	6	5	-	179	108	60	14
	90.5	3.0	2.5	-	89.9	54.3	30.2	7.0
介護保険制度	135	32	29	-	92	62	22	11
	61.4	23.7	21.5	-	68.1	45.9	16.3	8.1
サービス計画書作成	124	28	26	-	89	59	24	7
	56.4	22.6	21.0	-	71.8	47.6	19.4	5.6
事例検討会	119	6	5	-	110	72	30	3
	54.1	5.0	4.2	-	92.4	60.5	25.2	2.5
接遇・マナー	122	33	31	1	80	53	22	9
	55.5	27.0	25.4	0.8	65.6	43.4	18.0	7.4
安全・事故防止	159	13	12	-	132	94	26	14
	72.3	8.2	7.5	-	83.0	59.1	16.4	8.8
認知症の理解と対応	140	11	9	-	120	85	26	9
	63.6	7.9	6.4	-	85.7	60.7	18.6	6.4

(※) 研修勉強会の参加者の割合は、1回以上実施した事業所に対するもの